

大阪市障がい者支援計画・ 第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画

(案)

× 大阪市

この冊子の各ページには網目模様の音声コード（Uni-Voice）をつけています（表などの音声のみの表現では難しいページは無い場合もあります）。

この音声コードを専用の読み取り装置を使用することで、冊子の掲載内容を音声で聞くことができます。音声コードはQRコードとは異なります。

目 次

第1部 総 論	1
第1章 計画策定の背景	2
1 大阪市のこれまでの取組	2
2 わが国及び世界の動向	3
3 大阪市の今後の方向性	6
第2章 計画の基本的な考え方	7
1 計画の位置づけ	7
2 計画の期間	8
3 計画の対象	8
4 計画の基本理念・基本方針	9
5 計画の推進体制	10
6 計画の見直し等	11
第3章 計画推進の基本的な方策	12
1 生活支援のための地域づくり	12
2 ライフステージに沿った支援	13
3 多様なニーズに対応した支援	13
4 差別解消及び権利擁護の取組の推進	13
5 支援の担い手の確保と資質の向上	14
6 調査研究の推進	15
第2部 障がい者支援計画	17
第1章 共に支えあって暮らすために	18
1 啓発・広報	18
(1) 啓発・広報の推進	22
(2) 人権教育・福祉教育の充実	24
2 情報・コミュニケーション	25
(1) わかりやすい情報発信とコミュニケーション支援の充実	27

第2章 地域での暮らしを支えるために	29
1 権利擁護・相談支援	29
(1) サービス利用の支援	36
(2) 相談、情報提供体制の充実	37
(3) 障がいを理由とする差別の解消に向けた取組	40
(4) 虐待防止のための取組	41
2 生活支援	43
(1) 在宅福祉サービス等の充実	47
(2) 居住系サービス等の充実	48
(3) 日中活動系サービス等の充実	49
(4) 障がいのあるこどもへの支援の充実	50
3 スポーツ・文化活動等	53
(1) スポーツ・文化活動の振興	55
(2) 地域での交流の推進	56
第3章 地域生活への移行のために	57
1 施設入所者の地域移行	57
(1) 施設入所者の地域生活への移行に向けた意識づくり	64
(2) 地域生活への移行を支援する仕組みづくり	65
(3) 地域で暮らすための受け皿づくり	66
2 入院中の精神障がいのある人の地域移行	68
(1) 精神科病院との連携	71
(2) 地域活動支援センター（生活支援型）等との連携	71
(3) 精神科病院入院者への働きかけ・支援	71
(4) 地域住民への理解のための啓発	72
(5) 家族への働きかけ・支援	72
(6) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	73
第4章 地域で学び・働くために	74
1 保育・教育	74
(1) 就学前教育の充実	78
(2) 義務教育段階における教育の充実	79
(3) 後期中等教育段階における教育の充実（高等学校・高等部）	81

(4) 生涯学習や相談・支援の充実.....	82
(5) 教職員等の資質の向上.....	84
2 就業.....	85
(1) 就業の推進.....	88
(2) 就業支援のための施策の展開.....	90
(3) 福祉施設からの一般就労.....	91
第5章 住みよい環境づくりのために	93
1 生活環境.....	93
(1) 生活環境の整備.....	98
(2) 移動円滑化の推進.....	99
(3) 暮らしの場の確保.....	100
2 安全・安心.....	103
(1) 防災・防犯対策の充実.....	106
第6章 地域で安心して暮らすために	108
1 保健・医療.....	108
(1) 総合的な保健、医療施策の充実	113
(2) 地域におけるリハビリテーション・医療の充実	114
(3) 療育支援体制の整備.....	115
(4) 精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備	116
(5) 依存症対策の推進	117
(6) 難病患者への支援	118
第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	119
第1章 計画の策定にあたって	120
1 計画の概要.....	120
2 計画の分析・評価.....	121
第2章 成果目標	122
1 施設入所者の地域移行.....	122
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	124
3 福祉施設からの一般就労	126

4 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	128
5 障がい児支援の提供体制の整備等	130
6 相談支援体制の充実・強化等	133
7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制構築	134
第3章 各年度の指定障がい福祉サービス等の必要な量の見込み	136
1 訪問系サービス及び短期入所	136
(1) 訪問系サービス	136
(2) 短期入所	137
2 日中活動系サービス	137
(1) 生活介護	137
(2) 自立訓練（機能訓練）	137
(3) 自立訓練（生活訓練）	138
(4) 就労移行支援	138
(5) 就労継続支援A型	138
(6) 就労継続支援B型	139
(7) 就労定着支援	139
(8) 療養介護	139
3 居住系サービス及び自立生活援助	139
(1) 共同生活援助	139
(2) 施設入所支援	140
(3) 自立生活援助	140
(4) 地域生活支援拠点等	140
4 指定相談支援	141
(1) 計画相談支援	141
(2) 地域移行支援	141
(3) 地域定着支援	142
5 障がいのあるこどもに対する支援	142
(1) 児童発達支援	142
(2) 医療型児童発達支援	142
(3) 放課後等デイサービス	143
(4) 保育所等訪問支援	143

（5）居宅訪問型児童発達支援	143
（6）障がい児相談支援	144
（7）その他	144
6 発達障がいのある人等に対する支援	144
（1）発達障がい者支援地域協議会の開催	144
（2）発達障がい者支援センターによる相談支援	145
（3）発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーによる取組	145
7 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	145
（1）保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	145
（2）保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	146
（3）保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	146
（4）精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援利用者数	146
（5）精神障がい者の共同生活援助・自立生活援助利用者数	146
8 相談支援体制の充実・強化のための取組	146
（1）総合的・専門的な相談支援	146
（2）地域の相談支援体制の強化	147
9 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組	147
（1）障がい福祉サービス等にかかる各種研修の活用	147
（2）障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	147
（3）指導監査結果の関係市町村との共有	147
第4章 地域生活支援事業	148
1 実施する事業の内容	148
2 事業量の見込み	149
（1）理解促進・研修啓発事業	149
（2）自発的活動支援事業	149
（3）相談支援事業	149
（4）成年後見制度利用支援事業	149
（5）成年後見制度法人後見支援事業	150
（6）地域自立支援協議会	150
（7）発達障がい者支援センター運営事業	150
（8）障がい児等療育支援事業	150
（9）日常生活用具給付等事業	150

(10) 移動支援事業	151
(11) 地域活動支援センター	151
(12) 手話奉仕員養成研修事業	152
(13) 手話通訳者設置事業	152
(14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	152
(15) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	153
(16) 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業	153
(17) 訪問入浴サービス事業	153
(18) 日中一時支援事業	153

第4部 参考資料 155

1 大阪市における障がい者の状況	156
(1) 障がい者手帳所持者数の推移	156
(2) 障がい別の状況	157
(3) 障がい福祉サービス利用者数の推移	158
2 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況	159
(1) 成果目標	159
(2) 障がい福祉サービス等の見込量と進捗状況	160
(3) 地域生活支援事業の見込量と進捗状況	161
3 大阪市こども・子育て支援計画（第2期）における市町村計画（抜粋）	163
4 「大阪市障がい者支援計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（素案）」に係る意見募集の結果	164
5 大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定の経過	165
6 大阪市障害者施策推進協議会	168
7 用語の説明	176

第1部 総 論

第1章 計画策定の背景

1 大阪市のこれまでの取組

- ・ 大阪市においては、1983（昭和 58）年度を初年度とする「障がい者対策に関する大阪市長期計画」、1993（平成 5）年度には第 2 期計画の「障がい者支援に関する大阪市新長期計画」を策定しました。
- ・ そして、1998（平成 10）年度には重点施策実施計画である「大阪市障がい者支援プラン」において具体的な数値目標を示し、障がいのある人の機会平等・権利平等の実現と自立生活の確立をめざした着実な施策の推進を図ってきました。
- ・ 自立生活センターの設置や地域生活を支える介護制度、ひとにやさしい大阪のまちづくり、就労支援センターの設置など障がいのある人の社会参加や地域での自立生活の推進のために先進的に取り組んできており、大阪市における障がい者支援の基盤整備が大きく進展しました。
- ・ 2003（平成 15）年度には、第 3 期の 10 力年計画である「大阪市障がい者支援計画」を策定し、その基本方針として、
 - 自らが主体者として生き方や生活のあり方を選択し、決定していくことを尊重する「個人としての尊重」
 - 市民として保障されている権利が当たり前に行使でき、自己の選択により社会参加し、自己実現を図ることのできる権利実現に向けた社会基盤づくりをめざす「権利実現に向けた条件整備」
 - 社会資源を活用して自らの意志に基づき自らのライフスタイルを確立していくことをめざした「地域での自立生活の推進」

の 3 点をかけ、計画の推進を図ってきました。

- ・ また、2006（平成 18）年度の「障害者自立支援法」の施行によるサービス体系の大きな変革を踏まえ、障がい福祉サービスに関する事項については「大阪市障がい福祉計画」

として策定し、障がいのある人が個人として尊重され、持てる力を発揮して社会参加するとともに、地域で安心した生活を送ることができるよう、継続した取組を進めてきました。

- ・ 2012（平成 24）年度以降は、総合的かつ計画的な推進を図るための 6 年計画である「大阪市障がい者支援計画」と、3 年ごとの障がい福祉サービスに関する事項を盛り込んだ「大阪市障がい福祉計画」を一体的に策定し、施策を推進しています。
- ・ 2015（平成 27）年 3 月には、乳幼児期から成人期まで、それぞれのライフステージ¹を通じた一貫した支援体制の構築をめざし、「大阪市発達障がい者支援指針」を策定しました。
- ・ 2016（平成 28）年 1 月には、手話を必要とするすべての市民の社会参加を促進し、安心して暮らせる地域社会の実現をめざし、「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」を施行しました。
- ・ また、2017（平成 29）年 3 月には、条例で定める基本理念を実現するため、「大阪市手話に関する施策の推進方針」を策定し、各所属において条例の趣旨を踏まえた手話に関する施策の推進に取り組んでいます。

2 わが国及び世界の動向

- ・ 国際社会においては、「完全参加と平等」をテーマに 1981（昭和 56）年を「国際障害者年」とし、その後 1983（昭和 58）年から 1992（平成 4）年には「国連障害者の十年」の取組がなされ、わが国においても障がいのある人の権利の確立、自立生活支援へ様々な取組が進められました。
- ・ わが国では、2000（平成 12）年度に社会福祉基礎構造改革のための法改正がなされ、2003（平成 15）年度には「措置」から「契約」に転換する支援費制度へ移行しました。
- ・ その後、2006（平成 18）年度には障がいの種別を一元化した障がい福祉サービスを提

¹ 人の一生における乳幼児期、学齢期、成人期などのそれぞれの段階のことです。

供するための「障害者自立支援法」が施行され、障がい福祉施策は大きく転換されました。さらには教育や労働等の障がい者施策にかかる法令改正により、障がいのある人への支援施策が大きく変わってきています。

- ・ 2001（平成13）年には、障がいに関する国際的な分類として世界保健機関（WHO）が「国際生活機能分類（ICF）」を採択し、病気や疾病の帰結である人のマイナス部分を障がいとして表現してきた古い定義を改め、社会的環境と個人的要素が相まったものとして障がいをとらえ、それを打破するための環境整備とエンパワメント²へと障がい者施策の転換が行われました。
- ・ 2006（平成18）年には国連総会において、「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有」と「障害者の固有の尊厳の尊重」を目的として、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」が採択されました。
- ・ わが国においても、国内法の整備をはじめ「障害者権利条約」の締結に必要な制度改革が、集中的に行われました。
- ・ 2011（平成23）年8月には「障害者基本法」が改正され、2012（平成24）年10月には「障害者虐待の防止・障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が施行されました。
- ・ 障がい福祉サービスの分野においては、2012（平成24）年4月には「障害者自立支援法」の改正により、利用者負担の見直しや支給決定のプロセスの見直し、地域相談支援の個別給付化が行われるとともに、「児童福祉法」の改正により障がい児支援の強化が図られました。
- ・ さらに、2013（平成25）年4月に「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に改正され、制度の谷間を埋めるべく障がい者の範囲に難病患者等が加わるとともに、2014（平成26）年4月からの障がい支援区分の創設などが規定されました。

² 個人が潜在的に持っている力を発揮し、社会環境に働きかけるなどして自らの進路選択や自己主張を行う自己肯定的で主体的な行為のことです。

- ・ また、同法附則において、法施行後3年を目途として障がい福祉サービスのあり方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることが規定されました。
- ・ 2013（平成25）年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が制定され、差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務などが規定され、2016（平成28）年4月に施行されました。
- ・ これら各種国内法の整備が完了したことにより、「障害者権利条約」が2014（平成26）年1月に締結、同年2月に発効され、障がいのある人の権利の実現に向けたそれぞれの生活場面における取組をより一層進めていくことが求められています。
- ・ 2016（平成28）年6月には、法施行3年後の見直しとして、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布されました。その内容は、自立生活援助や就労定着支援等の新たなサービスの創設、高齢障がい者に対する利用者負担の軽減（償還）措置、障がい児福祉計画の策定の義務化等となっており、2018（平成30）年4月に施行されました。
- ・ 2018（平成30）年5月には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、2020年 東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図り、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずることを目的として、公共交通分野のバリアフリーウォークの底上げを図るため、「交通バリアフリー基準」及び「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」が改正されました。
- ・ 2018（平成30）年6月には、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の發揮及び社会参加の促進を図ることを目的に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。
- ・ 2019（令和元）年6月には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）が公布・施行され、図書館の利用に係る体制の整備、インターネットを利用したサービス提供体制の強化等、視覚障がい者等の読書環境の整備を行うことにより、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて

文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会実現に寄与することを目的とし、公布日同月に施行されました。

- ・ 2019（令和元）年6月には、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、障がい者の活躍の場の拡大に関する措置及び、障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることなどが規定され、2020（令和2）年4月までに段階的に施行されました。
- ・ 2020（令和2）年5月に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、2020年 東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現に向け、公共交通分野のバリアフリー水準の底上げに加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフト面の強化を目的に、2020（令和2）年6月に一部が施行されました。
- ・ 2020（令和2）年6月には、聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化を図ることを目的に「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が公布されました。

3 大阪市の今後の方針性

- ・ 大阪市においては、これらの施策の転換に対しても、当事者の方たちの生活実態に沿った制度の運営に努めてきており、さらに生活環境や社会資源の整備も含めて、障がいのある人が地域で自立生活できるよう継続して取り組んできました。
- ・ これまでの計画の基本的な考え方を更に発展させて今回の計画を策定し、障がいの有無にかかわらず、地域で安心して住み続けられる市民参加のインクルーシブな社会³の実現をめざし、取組を進めます。

³ インクルーシブは「含んだ、いっさいを入れた、包括的な」の意味です。インクルーシブな社会とは、障がいの有無にかかわらず、すべての人が分け隔てられることなく、ありのまま受け入れられる社会のことです。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の位置づけ

- この計画は、障がい者施策を総合的に推進する観点から、次の3つの計画を一体的に策定するものです。

名 称	説 明
大阪市障がい者支援計画	「障害者基本法」に基づく市町村障がい者計画で、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等について、総合的かつ計画的な推進を図るための計画
第6期大阪市障がい福祉計画	「障害者総合支援法」に基づく市町村障がい福祉計画で、障がい福祉サービス等に関する事項を盛り込んだ計画
第2期大阪市障がい児福祉計画	「児童福祉法」に基づく市町村障がい児福祉計画で、障がい児通所支援等に関する事項を盛り込んだ計画

- 障がいのある人のための施策に関連した他の計画として、「大阪市地域福祉基本計画」、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「大阪市こども・子育て支援計画」、「大阪府保健医療計画」等があります。
- とりわけ、「大阪市地域福祉基本計画」は、地域共生社会の実現に向け、高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者等の対象者ごとの福祉施策や、その他の生活関連分野の施策が連携しながら、市民の地域生活を支援することで、だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりをめざす計画です。
- このように、障がいの有無にかかわらず、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域における様々な取組が重要であることから、「大阪市地域福祉基本計画」の理念をベースに、障がいのある人の地域生活を支援します。
- 施策の展開にあたっては、関連するそれぞれの計画を有機的に連動させることで、一層の効果を上げていきます。そのため、行政分野ごとの専門性を充実させ、連携を強化し、

質の高い施策を展開していくとともに、関連する分野を意識し、整合性を図りながら取り組むことを重視します。

2 計画の期間

- ・ 「大阪市障がい者支援計画」は、中長期的な計画として 2018（平成 30）年度から 2023（令和 5）年度までの 6 年間を計画期間とします。
- ・ 「大阪市障がい福祉計画」は、2006（平成 18）年度に策定した計画から数えて 6 期目の計画であり、国の基本指針⁴に基づき 2021（令和 3）年度から 2023（令和 5）年度の 3 年間を計画期間とします。
- ・ また、「大阪市障がい児福祉計画」は、2018（平成 30）年度に策定した計画から数えて 2 期目の計画であり、国の基本指針に基づき 2021（令和 3）年度から 2023（令和 5）年度の 3 年間を計画期間とします。

3 計画の対象

- ・ この計画の対象は、「障害者基本法」において障がい者と定義されている「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害⁵がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。
- ・ なお、社会的障壁とは、同法において「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義されています。

⁴ 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」のことです。

⁵ 「障がい」の範囲について、発達障がいや難病等に起因する障がいが含まれることを明確化する観点から、2011（平成 23）年 8 月の障害者基本法の改正により、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害」と規定されました。（平成 24 年版障害者白書より）

4 計画の基本理念・基本方針

- 「障害者基本法」においては、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」として、その実現にあたっては、次の3点を旨として図らなければならないとされています。

- 1 社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 2 可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 3 可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

- わが国においては、障がい者施策に関する各種国内法の整備が進み、2014（平成 26）年1月に「障害者権利条約」が締結されました。
- 大阪市では、「障害者基本法」の基本理念にのっとり、これまでの取組や「障害者差別解消法」等の趣旨を踏まえ、次の3点の基本方針を引き継いでいきます。

（1）個人としての尊重

すべての市民は障がいの有無にかかわらず、基本的人権を持ったひとりの人間として尊重されるものです。

障がいを理由として分け隔てられたり、排除されることなく、人格と個性を尊重し合いながら共に住民として地域で生活することができるよう支援を進めます。

（2）社会参加の機会の確保

地域で生活する者として、社会参加できるための実質的平等が権利として保障され、あらゆる分野の活動に参加できることが必要です。

それぞれ、社会の中で自分自身の生き方を選び、自分の可能性を高め、自己実現していくことができるようそれぞれの状況に応じた必要な条件整備に努めます。

（3）地域での自立生活の推進

障がいのある人が自らの意思に基づいて、自らのライフスタイルをもって地域での自立生活を確立していくよう支援するとともに、共に支えあって生活することができるインクルーシブな社会の実現をめざします。

5 計画の推進体制

- ・ 大阪市障がい者施策推進協議会及び専門部会において、本計画が着実に実施されるよう、継続的に進捗状況の確認や評価を行うとともに、当事者意見の反映に努めます。
- ・ 大阪市障がい者施策推進協議会において、総合的に計画を推進するために必要な事項の調査や検討課題について審議を行います。
- ・ 関係部署の実務担当者で構成する大阪市障がい者施策推進会議において、施策についての検討及び施策の実施にあたっての調整を行い、さらに国や大阪府との役割分担のもとに、着実な計画の推進を図ります。
- ・ 情報を公開し、説明責任を果たすとともに、市民・関係団体等との協働による施策推進を図ることで、市民と行政のパートナーシップを強化し、共に生きる社会づくりに努めます。

6 計画の見直し等

- ・ 「障害者総合支援法」やその他の法令等の改正、本計画の進捗状況及び評価によって、計画期間内の見直しを検討します。
- ・ 大阪市においては、法令や固有名詞等を除き、障がいのある人やその状態を示す「障がい」については「害」の字をひらがなで表記します。

第3章 計画推進の基本的な方策

1 生活支援のための地域づくり

- ・ 地域共生社会の実現に向け、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。
- ・ 障がいのある人が地域で自立して生活し続けるため、また、入所施設や精神科病院等から地域生活への移行をより一層進めるために、各種障がい福祉サービス等の確保とあわせて、区・市・地域の取組が連携して機能していく仕組みを構築していきます。
- ・ 区地域自立支援協議会が中心になって、区を単位とした地域に密着した関係機関のネットワークの充実を図ります。
- ・ 区よりもさらに身近な地域において、見守りや発見、震災や火事等の緊急時の助け合いなど、生活を支援するための取組を進めます。
- ・ 障がいのある人の地域における生活を支えるため、ボランティア・NPOの活動など市民の自主的な福祉活動を積極的に支援し、振興を図ります。
- ・ 相談支援体制の機能強化により、個々のニーズと社会資源を適切に結びつけることができるよう、総合的・専門的な相談支援の実施を目指します。
- ・ 障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、早期からの自立の促進の視点に立ち、コーディネート機能の強化や社会資源の整備等を進めます。
- ・ 新型感染症発生時には、障がいのある人が適切な対応や支援を受けることが困難となる状況も明らかとなっており、その解消を図るために、危機管理、医療、福祉分野が連携して支援する体制の整備に努めます。

2 ライフステージに沿った支援

- ・一人ひとりのライフステージに沿った支援が途切れることなく提供できるよう、児童福祉、高齢福祉をはじめとする関連福祉施策及び保健医療、教育、就業施策が連携した支援体制を構築します。
- ・障がいのある人が、高齢者施策や介護保険サービスの対象となった場合においても、障がいの特性に応じた必要な支援を継続して行うとともに、施策の連携や情報提供などの充実を図ります。

3 多様なニーズに対応した支援

- ・重症心身障がい、重度・重複障がい、高次脳機能障がい、強度行動障がいや発達障がいのある人などの、多様なニーズに対応していくために、それぞれのニーズを把握しながら、専門機関や地域の関係機関、サービス事業所の連携体制を構築し、家族も含めた適切な支援を進めます。
- ・発達障がいのある人への支援は、身近な地域で、障がいの特性を踏まえた適切な支援が受けられるよう関係機関と連携し、取組を進めます。
- ・医療的ケアを必要とする障がいのある人の地域での生活を支えるため、大阪府と連携を図りながら、医療、保健、福祉の関係機関が連携した支援体制の充実を図ります。
- ・障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、コミュニケーションが図れるよう、意思疎通支援の充実を図ります。

4 差別解消及び権利擁護の取組の推進

- ・「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえ、障がいのある人もない人も互いに尊重し共生できる差別のない地域社会をめざし、市民や事業者が、障がいや障がいのある人に対する理解を深められるよう研修や啓発に取り組むとともに、障がいを理由とする差別に関する相談体制の充実を図るなど、関係機関と連携して効果的な取組を推進します。

- ・ 障がいのある人に対する虐待は障がいのある人の人権を侵害し、その自立及び社会参加に深刻な影響を与えることから、虐待防止は極めて重要な取組です。「障害者虐待防止法」に基づき地域や施設などでの虐待から救済するだけでなく、未然に防止する取組を行うことにより、障がいのある人の権利利益の擁護を図ります。
- ・ 施策の推進にあたっては、障がい当事者の視点に立ち、その意向を尊重した取組を推進します。
- ・ 障がいのある人自身が権利の主体であると同時に社会生活を営む主体者であることを自覚し、権利侵害に対し自ら主張していく力をつけていくよう、セルフ・アドボカシー⁶活動を推進します。
- ・ ピアカウンセリング⁷など障がい当事者の様々な活動は、エンパワメントの視点から有効であり、また当事者の意見を的確に反映し、権利を擁護するうえでも重要であるため、引き続き支援に努めます。

5 支援の担い手の確保と資質の向上

- ・ 事業所職員や専門的ノウハウを持つ支援者が、人権擁護の視点をもって、専門性を活かしながら支援や活動を続けられる環境づくりを進めます。
- ・ 障がい者相談支援の担い手が専門的で障がいのある人に寄り添った支援を行えるよう、効果的な研修の充実と、支援に係る情報の共有化を図ります。
- ・ 専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進等、支援の担い手を確保する取組を進めます。

⁶ アドボカシーとは障がいのある人などの権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。セルフ・アドボカシーとは障がいのある人本人が自らの権利やニーズを表明することです。

⁷ 自立生活などの体験を有し、カウンセリング技術を身につけた障がいのある人が自らの体験に基づいて、同じ仲間（ピア）である他の障がいのある人の相談に応じ、問題の解決能力を身につけるよう援助する活動のことです。

6 調査研究の推進

- ・ 障がいのある人に関する専門領域の調査・研究を国や府の情報や施策も活用しながら推進し、その結果を本市施策へ反映させ、生活を支援するサービスの一層の向上を図ります。
- ・ 障がい特性に応じた施策を推進していくことが求められており、そのための基礎資料とするため、適時必要に応じて生活実態やニーズに関する調査を実施します。

第2部 障がい者支援計画

第1章 共に支えあって暮らすために

1 啓発・広報

現状と課題

2016（平成28）年7月に神奈川県相模原市の障がい者支援施設において、元施設職員により多数の施設入所者が殺傷されるという大変痛ましく許しがたい事件が発生しました。

この事件により障がいや障がいのある人に対する誤った認識が広がるようなことは、決してあってはなりません。また、これまで障がい者支援施設等では地域の人たちとの交流や活動を通じて、地域とともに歩む取組を進めてきましたが、今回の事件で、障がいのある人や施設が地域で孤立することもあってはなりません。

また、大阪市内でも障がい者への理解不足などによる差別事象も起こっており、市民・事業者・地域で活動する多様な主体など、すべての人に障がいや障がいのある人への正しい理解を持っていただくことが大切です。

2016（平成28）年4月に「障害者差別解消法」が施行されましたが、現在も障がいや障がいのある人に対する理解不足から、店舗への入店拒否や住宅を借りる際の入居拒否、就労における差別など、様々な分野において差別が見られます。

大阪市では、市民が「人権が尊重されるまち」になったと実感できる、住んで良かったと誇りを持って語れる「国際人権都市大阪」をめざし、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」を策定しています。その中で「人権教育・啓発」を「人権が尊重されるまち」へ導くための原動力（エンジン）と位置づけ、継続的・総合的に推進しています。

すべての市民は障がいの有無にかかわらず、基本的人権を持ったひとりの人として尊重されなければなりません。障がいを理由として分け隔てられたり、排除されることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共に住民として地域で生活することができる社会

を実現するため、本計画の基本方針について市民の理解を深めるために今後とも積極的な啓発・広報活動が必要です。

特に精神障がいのある人は、精神疾患によって日常生活活動がうまくいかないことや社会参加が妨げられることもあり、精神障がいに対する理解が進まなかつたことから、現在も根強い差別と偏見の対象になっています。そのため、多くの精神障がいのある人が不安を持つという状況もあります。精神障がいの原因となる精神疾患は誰もがかかる可能性のある「こころの病」であり、すべての人が自らの問題として正面から向き合い、正しい知識を持ち理解を深め、精神障がいのある人が地域で安心して生活できる地域づくりに努めていく必要があります。

学校等においても、障がいのある子どもに対するいじめや人権侵害の事象について、早期発見・早期対応に努めるなど、その解決のための取組が必要です。

また、感染症や難病についての誤った知識により、差別や偏見が存在しているという事実があり、正しい知識の普及・啓発をさらに推進していく必要があります。

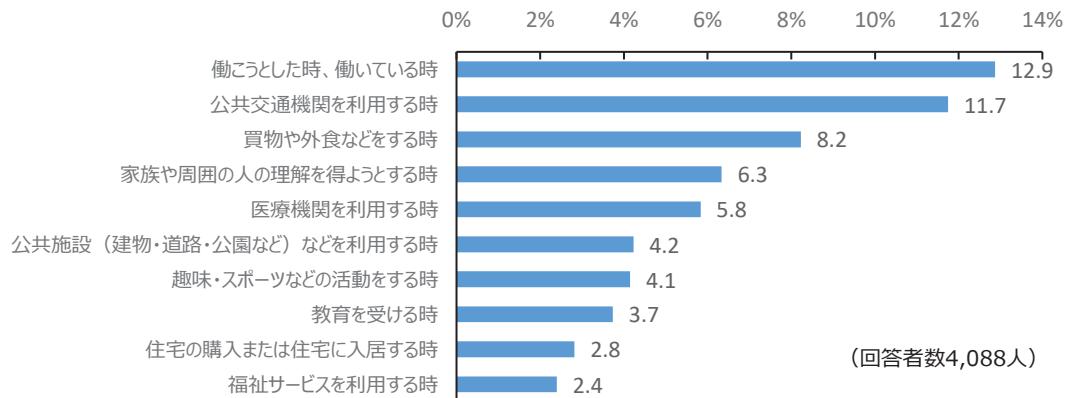
発達障がいについて、2011（平成23）年の「障害者基本法」改正により、同法の対象として明記されました。また、2016（平成28）年8月には改正「発達障害者支援法」が施行され、発達障がいのある人の支援は「社会的障壁」を除去するために取り組まなければならぬことが基本理念として明記されました。発達障がいは、特徴の現れ方が一人ひとり異なり、周囲の理解を得にくいことから、今後も、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、正しい理解と適切な支援を広めるための取組が必要です。

「身体障害者補助犬法」が施行されてから10年以上が経過し、社会の理解は徐々に進んでいますが、不特定多数の方が利用する民間施設においては未だに補助犬の同伴拒否事例があり、苦情相談が寄せられています。引き続き、補助犬の施設等への受入れが進むよう、普及啓発が必要です。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆2019(令和元)年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

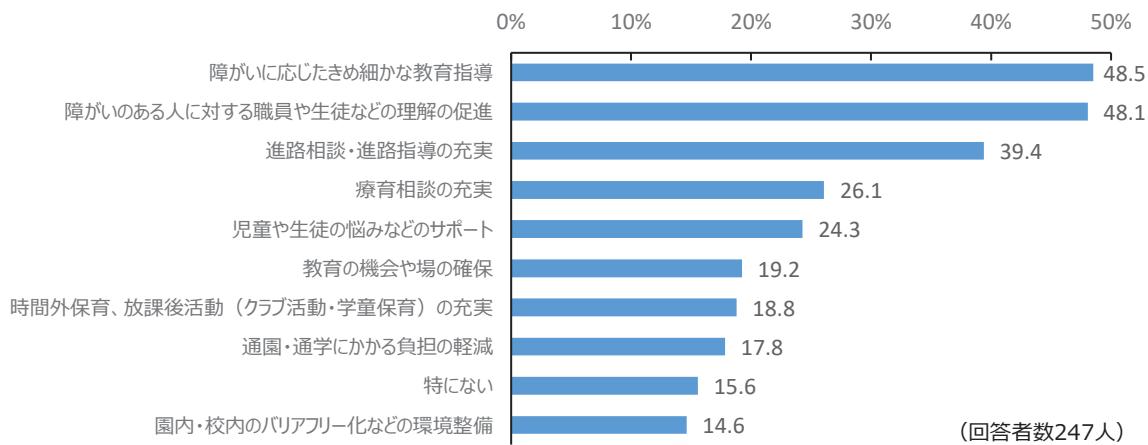
○ 障がいを理由に不快(差別)や不便さを感じた場面【複数回答】(障がい者本人用調査票)

(上位10項目のみ掲載)



様々な場面において、障がいを理由に不快(差別)や不便さを感じたと回答されており、障がいや障がいのある人に対する理解の促進とともに、必要な配慮が求められています。

○ 保育や教育で充実してほしいこと【複数回答】(障がい者本人用調査票)



「障がいのある人に対する職員や生徒などの理解の促進」を回答された方が多くなっており、障がいのある人に対する理解促進のための啓発活動が求められています。

○ 障がいを理由とした差別や偏見をなくすために必要と思うこと【自由記述】

(障がい者本人用調査票)

「もっと学校での理解を深めてもらいたいです。」、「自立支援医療だけの人に対する社会全体の理解度が低すぎる。この事について、行政から企業に対して啓発活動を推進していただきたい。」、「社会に対しての啓発活動、理解をよろしく御願します。」、「インクルーシブ教育の充実。こどもたちは自然に学んでくれる。学校の先生の教育→先生が保護者に啓発」、「どんな人でも、見聞きできる媒体などに当たり前のように障がい者の日常があれば、多くの人の理解を深めることができますのではないかと考えます。」などの意見があり、子どもの頃から理解の促進を図ることや、幅広く啓発・広報を行うことなどが求められています。



(課 題)

- ① 啓発・広報の推進
 - ア 啓発の充実
 - イ 広報の充実
- ② 人権教育・福祉教育の充実

施策の方向性

(1) 啓発・広報の推進

ア 啓発の充実

- ・ 障がいのある人等が快適で安全に生活できるまちづくりをめざした「ひとにやさしいまちづくり」の取組が効果的に発展していくよう、民間事業者の認識と理解を高めるとともに、市民意識の高揚を図っていくための啓発に取り組みます。
- ・ 「障がい者週間」（12月3日～9日）を中心とした啓発活動においても、広く市民の参加を求め関係者が協力し、より効果的な啓発となるよう内容の充実に努めます。
- ・ 障がいを理由とする差別の現状や「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえて、市民や事業者、地縁団体やボランティア団体、NPO、社会福祉法人等など、地域のさまざまな活動主体に対し、法制度及び障がいや障がいのある人に対する理解を深められるよう、啓発活動に取り組みます。
- ・ 精神障がいのある人に対する誤解や偏見の解消のため、広報誌等の活用や精神障がいのある当事者を交えての精神保健市民講座の開催など、様々な啓発活動に取り組みます。
- ・ 広く市民に難病に対する理解を得るため、各区保健福祉センターに啓発媒体を設置するとともに、大阪市主催のイベント等の機会を活用し、パネル展示を実施するなど啓発に努めます。
- ・ H.I.V陽性者及びハンセン病回復者等感染症に対する偏見・差別を解消するために、ホームページ・パンフレット等の充実を図り、市民への正しい知識の普及啓発に努めます。また、各関係先への健康教育や研修の実施により、H.I.V感染症に関する理解の促進に努めます。

- ・ 発達障がいに対する正しい理解の促進を図るため、「世界自閉症啓発デー」（4月2日）、「発達障がい啓発週間」（4月2日～8日）を中心に関係機関・団体と連携し、一層の啓発に努めます。また、発達障がい者支援センター（エルムおおさか）においても、啓発講座や親支援講座の開催、ホームページを通じた啓発など、様々な機会をとらえ発達障がいについての情報提供や理解促進に努めます。
- ・ 外見からはわからなくても援助や配慮を必要としていることを周りの方に知らせることで、援助が得やすくなる「ヘルプマーク⁸」の普及を大阪府と連携して進めます。
- ・ 市民や企業等を対象として様々な障がいの特性について理解する「あいサポート」を養成するとともに、「あいサポート企業（団体）」の認定を行うなど、障がいのある人が困っている様子を見かけたら、必要な声掛けや、配慮を行う「あいサポート運動⁹」の取組を進めます。
- ・ 障がいのある人の地域での生活を支援する「障がいのある方のための各種マーク」について、ホームページやパンフレット等を用いて一層の普及を図ります。
- ・ 啓発事業の推進にあたっては、市民団体や市民、地域団体（地域活動協議会等）と協働して、取組を進めます。
- ・ 補助犬の受入れについて、ポスター、パンフレット、ステッカー等を活用し、関係機関と連携をとりながら、普及啓発に努めます。
- ・ 障がい者スポーツや文化活動の振興を通じて、障がいや障がいのある人への理解を深めるよう取組を進めます。

⁸ 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成されたマークのことです。

⁹ 様々な障がいの特性を理解し、障がいのある人に温かく接するとともに、障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていく運動です。

イ 広報の充実

- ・ テレビ・ラジオや広報紙・誌等のマスメディアを活用するなど、多様な機会の創出を図り、障がいのある人に対する認識や理解の促進を図るための広報を行います。
- ・ 様々な機会をとらえ、パンフレット等の作成やホームページ・SNS等の活用により、障がいのある人が関係する事業についての紹介を積極的に行います。

(2) 人権教育・福祉教育の充実

- ・ 各学校園において、障がいのある子どもに対するいじめ・虐待が発生しないよう、障がいの理解をはじめ、周りの子どもとのより良い関係づくりを進めます。
- ・ 障がいや障がいのある人に対する認識と理解を子どもの頃から深めるため、学校教育においては、「大阪市教育振興基本計画」に基づき、施策や教育実践、研究の充実を図ります。また、市民を対象とした各種講習会を幅広く開催し、人権教育・福祉教育の充実に努めます。
- ・ 子どもの頃から「福祉のこころ」を育む事業として、小中学生地域福祉学習事業を実施し、作成したリーフレットや福祉読本を教育現場において活用して福祉の大切さを学ぶ機会を提供します。

2 情報・コミュニケーション

現状と課題

「障害者基本法」の主旨を踏まえ、コミュニケーション・情報収集等の保障は、障がいがあることによりコミュニケーションが困難な人たちが、地域で生活するうえで重要なことであり、自己選択・自己決定を推進する観点からも、障がいの状況や特性に応じた支援が必要です。

2016（平成 28）年度に「全国手話言語市区長会¹⁰」が設立されて以降、手話言語条例等を制定する動きが全国に拡大しています。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画が示されたことに伴い、大阪市としても計画に基づく取組が求められています。

大阪市では、2016（平成 28）年1月に施行した「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」に基づき、2017（平成 29）年3月に「大阪市手話に関する施策の推進方針」を策定しており、手話が言語であるという認識に基づき、手話を必要とするすべての人が手話を通じて容易に必要な情報を取得し、十分なコミュニケーションを図ることのできる社会の実現が求められています。

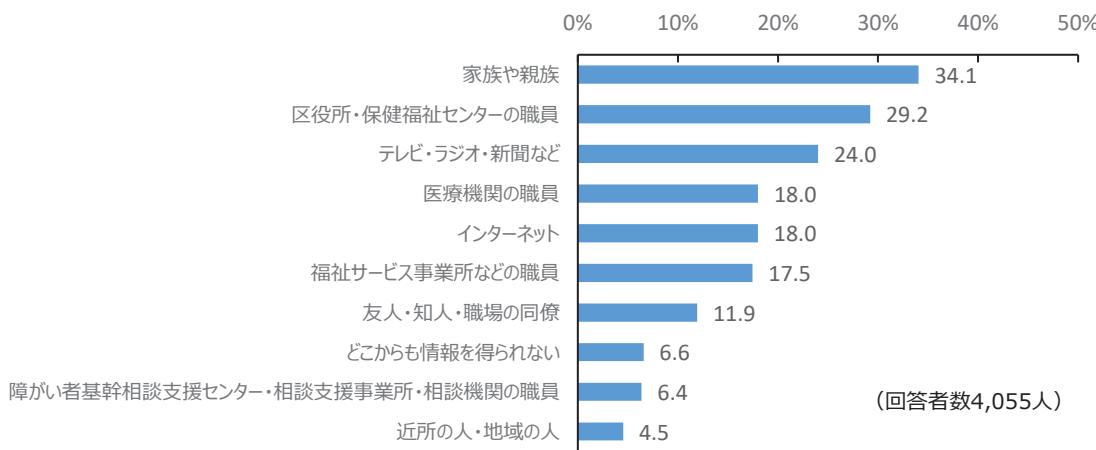
障がいを理由とする差別の解消のため、大阪市においても職員対応要領に沿って、障がいのある人が求める配慮に対し適切に対応できるよう、引き続き、全庁的な取組を推進していくかなければなりません。

¹⁰ 手話言語条例等の制定を全国に拡大するための取組を進めるとともに、各自治体における手話に関する施策展開の情報交換等を行うため「全国手話言語市区長会」が設立されました。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆2019（令和元）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○ 福祉に関する情報の入手源【複数回答】（障がい者本人用調査票）

（上位 10 項目のみ掲載）



「家族や親族」「区役所・保健福祉センターの職員」等のほか、「テレビ・ラジオ・新聞など」「インターネット」を回答された方も多数おられ、様々な手段で情報を発信していく必要があります。

（課題）

- ① わかりやすい情報発信とコミュニケーション支援の充実
 - ア 多様な情報提供
 - イ コミュニケーション・情報収集に関する支援の充実
 - ウ 情報バリアフリーの推進

施策の方向性

(1) わかりやすい情報発信とコミュニケーション支援の充実

ア 多様な情報提供

- ・ 障がいのある人が利用できる施策・サービスの情報や地域での生活に必要な情報について、障がいの状況や特性に応じて、わかりやすく活用しやすい形で提供します。
- ・ 障がいがあることにより情報を入手することが困難な人について、対象者の状況及びニーズ並びに障がいの特性に応じて、音声読み上げソフト、音声認識翻訳ソフト、タブレット端末を用いた遠隔手話通訳及びインターネット等、様々な I C T¹¹を活用し、それぞれの障がいに適した情報提供を進めます。また、ルビやイラストなどを用いたわかりやすい表現手法の活用など、それぞれの障がいに適した情報提供を進めます。
- ・ タブレットやノートパソコン、電子黒板などの I C T を活用した授業づくりを進めていく中で、障がいのある子どもへの支援のあり方についてさらに研究を進めます。
- ・

イ コミュニケーション・情報収集に関する支援の充実

- ・ コミュニケーション・情報収集の保障は地域で生活するうえで重要であり、自己選択・自己決定を推進する観点からも、障がいのある人が障がいの特性に応じた適切な情報の取得やコミュニケーションのための手段の選択が行える環境の整備に努めます。

¹¹ Information and Communication Technology の略。コンピューターやインターネットなどの情報通信技術のことです。

- ・ 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者・要約筆記者の派遣、点訳や音声訳等による支援などを行うとともに、手話、要約筆記、点字、対面朗読、録音図書、コミュニケーションボード、電話リレーサービス^{1 2}、NET119^{1 3}などの普及や市民の理解の促進、さらには関係機関との連絡調整に努めます。
- ・ 「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」や「大阪市手話に関する施策の推進方針」の趣旨を踏まえて、手話が言語であるという認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及、手話による情報取得、手話による意思疎通の支援、手話を必要とする人への相談支援に関する施策を推進するとともに、これらが大阪市の施策全体に広がるよう、各所属がしっかりと連携して手話に関する施策の推進に取り組みます。
- ・ また、大阪府と連携し、視覚と聴覚の重複障がいのある人に対応した触手話、指点字等のコミュニケーション手段の保障や理解の促進に努めるとともに、各分野で行われている講習会を支援し、人材の養成・確保に努めます。

ウ 情報バリアフリーの推進

- ・ 障がいのある人が情報通信機器を利用できる環境や利用技術を習得する機会の制約から新たな情報格差が生じることのないよう、また、ＩＣＴの活用により社会参加がより一層促進されるよう、情報に対するアクセスをはじめとした、情報バリアフリーの推進に努めます。

^{1 2} きこえない・きこえにくい人ときこえる人を、オペレーターが“手話や文字”と“音声”を通訳することにより、電話で即時双方向につなぐサービスのことです。

^{1 3} 聴覚や発話に障がいのある人のための新しい緊急通報システムのことです。スマートフォン、携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く119番通報することができます。

第2章 地域での暮らしを支えるために

1 権利擁護・相談支援

現状と課題

障がいのある人もない人も人格と個性を尊重し合いながら地域で共に生き、共に支えあう社会を実現するためには、障がいのある人すべてが必要な福祉サービスを安心して適切に利用できることが不可欠です。

サービス利用にあたっては、利用者である障がいのある人とサービス提供者とが対等な関係のもと、利用者の自己決定により行うことが重要ですが、サービスを利用するにあたり必要な情報の収集や判断に困難がある人もおられることから、サービス利用の支援と権利擁護、苦情解決の仕組みの充実が必要です。

障がいのある人の権利擁護の取組については、サービス利用の観点から成年後見制度¹⁴を活用した支援や、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行い、制度の利用を促進する必要があります。

2016（平成28）年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）」が施行され、成年後見制度の利用に関して、地域の関係機関等が適切に連携を図ることなどが求められています。

また、2017（平成29）年3月には「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」が示され、自らの意思を決定することに困難を抱える障がいのある人が、自らの意思が反映された生活が送れるよう、意思決定について支援することが求められています。

¹⁴ 知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分なひとに対し、法的に権限が与えられた後見人等が、本人の意思を確認しながら、生活状況や身体状況等も考慮し、福祉サービスの利用契約や適切な財産管理等を行うことで、その人の生活を支援する制度のことです。

福祉サービスを支える人材の確保は大変重要な課題です。大阪市としても、社会経済状況や制度の動向等を踏まえ、サービス基盤の確保・サービスの質の向上の視点から、福祉人材の確保・定着・育成のための対応を検討していくことが重要です。

相談支援については、2012（平成24）年度より区域における相談支援機関として、各区1箇所の区障がい者相談支援センターと、その統括・後方支援などを担う基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実を図ってきました。2018（平成30）年度からは区障がい者相談支援センターを基幹相談支援センターと位置付けるとともに、大阪市障がい者相談支援研修センターを設置し、区障がい者基幹相談支援センターをはじめ地域の相談支援事業所が効果的な支援を実施できるよう、スーパーバイザーの派遣や相談支援専門員に対する研修に取り組み、機能強化を図ってきました。

一方、指定相談支援事業所については、事業所数は増加しているものの、依然として報酬単価が低いことや基本相談について報酬上の評価がされていないことなどから、相談支援事業者からは一定の質を保ちながら事業を実施するのは困難であるとの声もあり、相談支援の提供体制としては十分とは言えない状況にあるため、量的・質的な確保が求められています。

また、国においては、障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じて整備する「地域生活支援拠点等」の整備を進めることとしています。大阪市においては、各関係支援機関が有機的に連携して障がいのある人の支援を行うため、連携の核となる相談支援機能のさらなる充実を進めるなど、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制の充実を図る必要があります。

さらに、障がいのある人の重度化・高齢化、引きこもりや、障がい者とその家族等が支援につながれないまま社会で孤立していく、いわゆる「8050問題」など、福祉課題がより複雑化・多様化・深刻化する中、複合的な課題を抱えた世帯では、障がい者本人に対する支援だけでなく、世帯に対し一体的に支援することが重要です。加えて、相談支援につながっておらず地域で孤立している世帯や、障がいのある人に対し、今後を見据えて適切な福祉サービスにつなげていくことも必要となっています。

そのため、障がいのある人の支援機関だけではなく、区社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関が持つ相談支援機能をつなげていくことが必要です。

2016（平成28）年8月には改正「発達障害者支援法」が施行され、発達障がいのある人やその家族等が、身近な地域で障がい特性に配慮した必要な支援が受けられるよう、地域の関係機関・事業所との連携強化や相談支援機能の充実が求められています。

発達障がいのある人に対して適切な支援を行うためには、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要です。

障がいのある人の地域における自立した生活を支援するため、市、区地域自立支援協議会を設置しており、区地域自立支援協議会においては、関係機関との連携によるネットワークの構築、困難事例や虐待防止への対応、地域移行に関する対応、災害時における対応などの課題への取組が必要とされています。また、市地域自立支援協議会では、区地域自立支援協議会のさらなる活性化に向けた仕組みづくりを進める必要があります。

2016（平成28）年4月には、「障害者差別解消法」が施行され、大阪市においても、区役所、区障がい者相談支援センター（現区障がい者基幹相談支援センター）、地域活動支援センター（生活支援型）及び大阪市人権啓発・相談センターに「事業者等による障がいのある方への不当な差別的取扱い等に関する相談窓口」を設置し、障がいを理由とした差別に関する事案などの相談に対応しています。

障がいのある人もない人も互いに尊重し、差別のない共生できる地域社会を実現するためには、市民、事業者に対して法制度や障がいへの理解を深める啓発活動とともに、相談窓口での的確な対応が重要です。

また、差別解消を効果的に推進するため、「大阪市障がい者施策推進協議会」の専門部会として「障がい者差別解消支援地域協議部会」を設置し、相談機関が対応した事例等の共有や実効性のある取組に関する協議を進めています。

大阪府では、「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」が改正され、大阪市域を含む大阪府内において、事業者による合理的配慮の提供が義務化されるなど、紛争事案の解決等がより円滑に進められることとなりました。

大阪市としては、障がいを理由とする差別の解消のために、引き続き、関係機関と連携して事業者への周知啓発など効果的な取組を進めていかなければなりません。

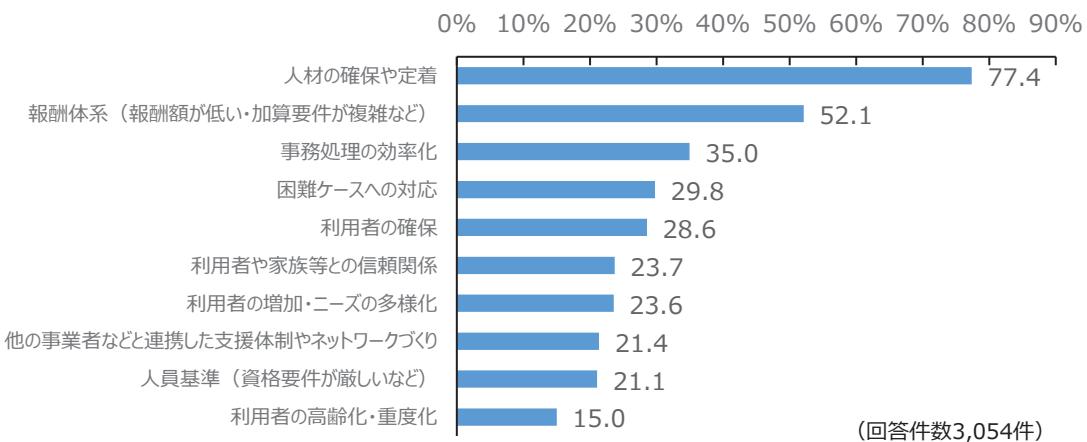
2012（平成24）年10月に施行された「障害者虐待防止法」に基づき、障がいのある人に対する虐待に対応しており、2019（令和元）年度については虐待の通報及び届出が636件（養護者による虐待520件、施設等の従事者による虐待105件、使用者による虐待11件）、実際に虐待と判断した件数が76件（養護者による虐待53件、施設等の従事者による虐待23件、使用者による虐待0件）となっています。

障がいのある人に対する虐待を早期に発見し、適切な対応を行うことができるよう、また未然防止について、引き続き関係機関が連携して取り組んでいく必要があります。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆2019（令和元）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○ 提供しているサービスの課題【複数回答】（サービス事業者調査票）

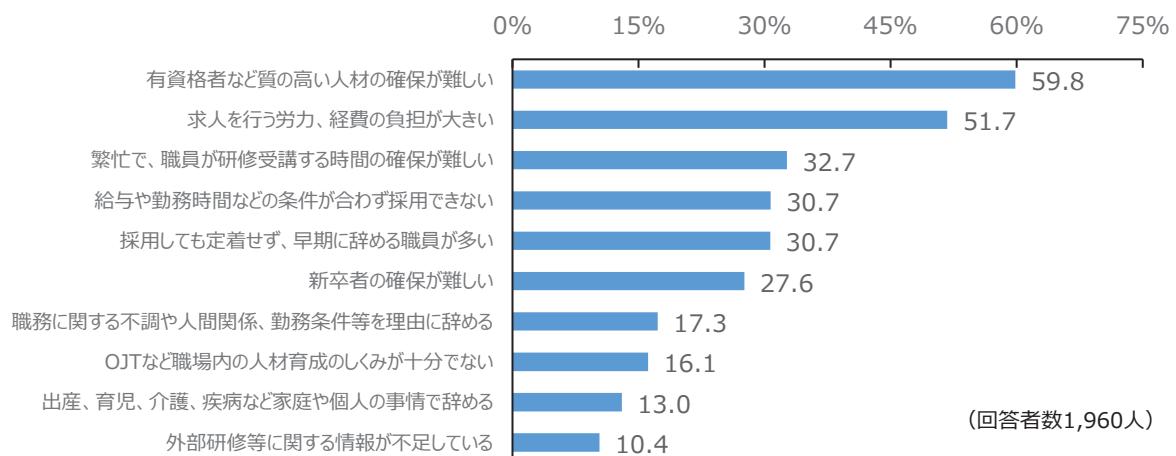
（上位10項目のみ掲載）



「人材の確保や定着」が77.4%と多数を占めており、サービス提供事業者において人材の確保・資質の向上が大きな課題となっています。

○ 人材確保・定着・育成に対する課題【複数回答】（サービス事業者調査票）

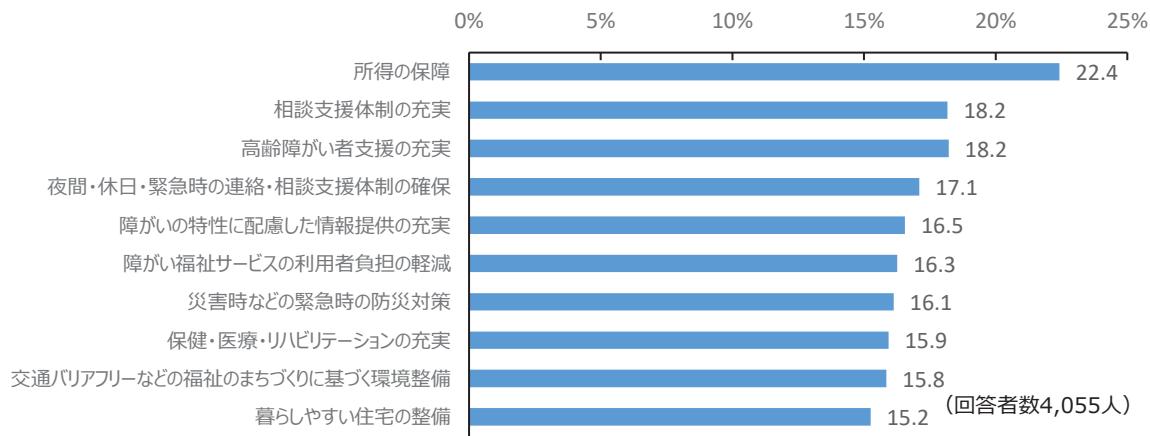
（上位10項目のみ掲載）



「有資格者など質の高い人材確保が難しい」「求人を行う労力、経費の負担が大きい」が50%以上となっており、人材確保及び、求人を行う労力の負担が大きくなっています。

○ 障がい者施策全般に望むこと【複数回答】(障がい者本人用調査票)

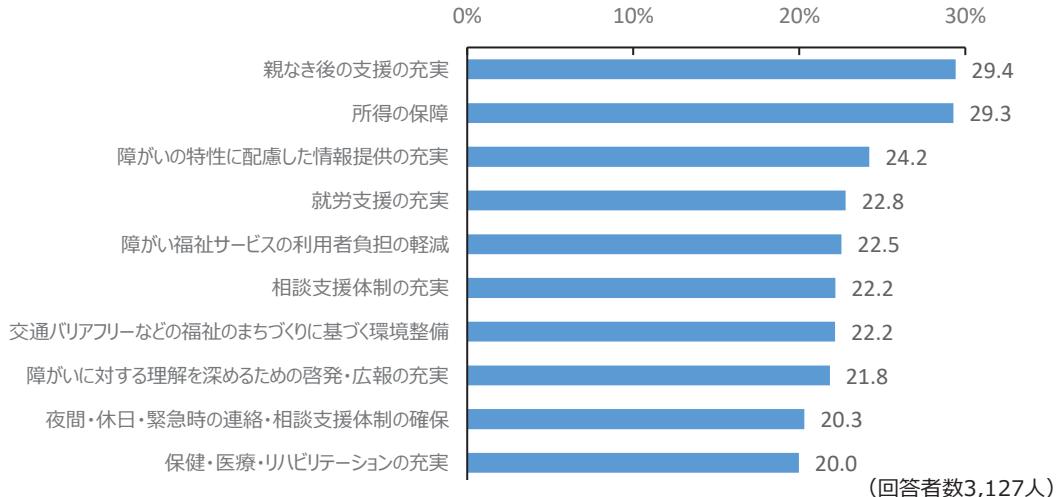
(上位10項目のみ掲載)



障がい者施策全般に望むことでは、「相談支援体制の充実」を回答された方が18.2%、「夜間・休日・緊急時の連絡・相談支援体制の確保」を回答された方が17.1%と多数おられ、地域での暮らしを支える相談支援体制の充実が求められています。

○ 障がい者施策全般に望むこと【複数回答】(障がい者家族用調査票)

(上位10項目のみ掲載)



ご家族への調査では、「親なき後の支援の充実」「障がい特性に配慮した情報提供の充実」「相談支援体制の充実」と回答された方がおられ、将来を見据えて適切な福祉サービスにつなげることが必要です。



(課題)

① サービス利用の支援

- ア 福祉サービスの適切な利用
- イ 人材の確保・資質の向上
- ウ 成年後見制度の利用の促進

② 相談、情報提供体制の充実

- ア 相談支援事業等の充実
- イ 相談支援体制の強化
- ウ 地域自立支援協議会の活性化

③ 障がいを理由とする差別の解消に向けた取組

- ア 相談対応力の向上
- イ 障がい者差別解消支援地域協議部会との連携
- ウ 他都市との連携

④ 虐待防止のための取組

- ア 障がい者虐待の防止のための啓発
- イ 養護者等による虐待への対応
- ウ 障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応
- エ 使用者による虐待への対応
- オ 関係機関の連携体制の構築

施策の方向性

(1) サービス利用の支援

ア 福祉サービスの適切な利用

- ・ 福祉サービスを適切に利用できるよう、ホームページや区保健福祉センターの窓口等、様々な機会をとらえ、必要な情報を提供します。
- ・ 障がいのある人の意思を尊重したサービス提供が行われるよう、集団指導の場等を通じて「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用の促進を図ります。
- ・ 事業者への指導・監査での改善指導を通じ、障がいのある人が必要なサービスをより適切に利用できるよう取り組みます。

イ 人材の確保・資質の向上

- ・ 福祉サービスを支える人材の確保・資質の向上について、資格等を持ちながら職に就いていない方を対象とした復職に向けた研修や、事業者の求人・広報力の向上を目的とした研修等、福祉人材確保を支援する取組を実施していきます。
- ・ 福祉・介護人材の確保のため、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等の取組を推進します。
- ・ また、国や府との役割分担や制度の動向等も踏まえて対応について検討を進めるとともに、必要な改善策について強く国に要望を行います。

ウ 成年後見制度の利用の促進

- ・ 「成年後見制度利用促進法」を踏まえ、判断能力が不十分であっても地域で安心して生活できるよう、地域の関係機関等が連携して、後見人とともに本人を支援する仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）の構築を進めます。

- ・ 成年後見制度の理念の尊重や、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期の利用を念頭において普及啓発に努めます。
- ・ 大阪市成年後見支援センターにおいて、市民の特性を生かし、地域において身近な立場で後見活動を行う「市民後見人」の養成や活動支援を行います。
- ・ 福祉サービス利用援助、日常生活の金銭管理サービス等を行う「あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）」について、ニーズを見極めながら、地域に密着した事業展開を図るよう支援するとともに、成年後見制度への移行が必要な人が円滑に移行できるよう体制の整備を図ります。

(2) 相談、情報提供体制の充実

ア 相談支援事業等の充実

- ・ これまでの区障がい者相談支援センターを「区障がい者基幹相談支援センター」と位置づけ、複雑多様化する困難事例や、家族の高齢化など複合的な課題に対しても的確に対応するなど、区域における障がい者支援の相談窓口としての中心的な役割を果たすことができるよう、支援体制や専門性の確保などの機能強化に向けて取り組みます。
- ・ 区障がい者基幹相談支援センターは、区保健福祉センターや地域活動支援センター（生活支援型）と連携して、相談支援事業所やサービス提供事業所、就業・生活支援センターとのネットワークを築き、区地域自立支援協議会の運営に中心的役割を果たすとともに、区域のサービス提供事業所等の状況を把握し、相談支援事業において適切に活用できるよう努めます。
- ・ また、複合的な課題を抱える世帯に対しては、地域包括支援センターなど、他の施策分野における相談支援機関と連携し、適切な相談支援に努めます。
- ・ 区障がい者基幹相談支援センターに主任相談支援専門員を配置する等、地域の人材育成や支援体制づくりに取り組みます。

- ・ 区障がい者基幹相談支援センター及び地域活動支援センター（生活支援型）の相談支援従事者が専門性の高いケアマネジメントを実施できるよう、また、相談支援事業所のスキルアップに資するよう、相談支援専門員に対する研修の充実を図り、相談支援機能の質の向上に取り組みます。
- ・ ピアカウンセラー等の当事者スタッフについても、相談内容に応じてピアの立場による相談・支援を担当し、障がいのある人の自立を進めます。
- ・ 計画相談支援、地域相談支援、障がい児相談支援について、適切なサービス利用に向け相談支援事業者の確保に向けた取組を進めるとともに、報酬体系の抜本的な改善などを国に対して求めていきながら、相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 「地域生活支援拠点等」については、障がいのある人の重度化・高齢化や家族（支援者）の高齢化、「親なき後」に備え、市域の事業者どうしが連携して地域生活を面的に支援するため、課題を整理し体制を整備します。また、その機能の充実を図ります。

イ 相談支援体制の強化

- ・ 区保健福祉センター、心身障がい者リハビリテーションセンター、こころの健康センター、こども相談センターなどの関係機関は相互の連携を深め、区障がい者基幹相談支援センター等の相談支援機関と連携して福祉課題に対応していきます。
- ・ 既存の仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対して、区保健福祉センターが「調整役」となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催する等の取組により、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の充実を図っていきます。
- ・ 見守り相談室¹⁵では、要援護者の名簿を整備し、その情報を地域に提供して見守りにつなげるとともに、福祉専門職員が孤立する世帯等を積極的に訪問し、地域の見守り活動や必要な福祉サービスへつなげるなど、地域の見守りネットワークの強化

¹⁵ 「自ら相談できない方」等を支援するため、区社会福祉協議会に見守り相談室を設置し取組を行っています。

を図ります。また、複合的な課題を抱えている人については、必要に応じて「総合的な支援調整の場（つながる場）」を活用することにより、課題の解決に取り組みます。

- ・ 障がいのある人の権利を擁護できるよう、人権啓発・相談センター、区役所において、引き続き人権相談に対応していきます。
- ・ 発達障がいのある人とその家族が、身近な地域で適切な相談支援が受けられるよう、発達障がい者支援センター（エルムおおさか）による関係機関、事業所への啓発、研修、機関支援の充実に努めます。
- ・ 地域における精神保健福祉相談の充実を図り、精神障がい者の複合的課題に対応するため、区保健福祉センターと地域活動支援センター（生活支援型）、区障がい者基幹相談支援センター間の連携強化を図ります。
- ・ また、こころの健康センター、地域活動支援センター（生活支援型）は、精神障がいに係る困難ケースや地域移行等への対応について、相談支援事業所への専門的な助言・指導を行います。
- ・ 区保健福祉センターにおいて難病患者、小児慢性特定疾病児、家族を対象に個別相談支援に取り組むとともに、特定医療費の支給認定業務を通じて「障害者総合支援法」に基づく給付の対象について周知を図るなど、必要な情報提供を行います。

ウ 地域自立支援協議会の活性化

- ・ 市、区地域自立支援協議会は、障がいのある人の地域における自立した生活を支援するため、それぞれの圏域における関係機関や関係団体、障がい福祉サービス事業者や医療・教育・就業を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の相談支援体制の充実に向けた協議を行っていきます。
- ・ 区地域自立支援協議会では、地域の実情に応じた取組が進められてきていますが、より一層活性化するよう、市地域自立支援協議会との連携を進めていきます。

- ・ 市地域自立支援協議会では、区地域自立支援協議会のさらなる活性化を図るため、必要な助言や支援ができる体制づくりを行います。
- ・ また、区地域自立支援協議会が集約を行った諸課題について、市地域自立支援協議会で施策の方向性の検討や取組を進められるような仕組みづくりを行います。

(3) 障がいを理由とする差別の解消に向けた取組

ア 相談対応力の向上

- ・ 「事業者等による障がいのある方への不当な差別的取扱い等に関する相談窓口」において、的確に相談対応ができるよう、対応力の向上に向けた窓口職員への研修を実施します。
- ・ また、合理的配慮の提供¹⁶に関する事例を収集、分析し、より適切な対応が迅速にできるよう、わかりやすい窓口対応マニュアルの整備に取り組みます。

イ 障がい者差別解消支援地域協議部会との連携

- ・ 引き続き、「障がい者差別解消支援地域協議部会」において、相談機関等が対応した事例等の共有や、差別解消のための取組についての分析、周知、発信等に関する協議を行います。
- ・ また、相談事例から見えてきた傾向や課題などから効果的な取組を検討し、市民や事業者が府条例の改正趣旨を含めた法制度及び障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発につなげていきます。

¹⁶ 障がいのある人から、「社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としている。」との意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

ウ 他都市との連携

- 障がいを理由とする差別に関する相談事案には、市民が大阪市外の事業者から差別を受けた場合をはじめ、事業者が全国展開している場合など、市域外での対応が必要なことがあります。広域にわたる事案についても、迅速かつ適切な対応ができるよう、大阪府及び関係市町村と連携して対応します。

(4) 虐待防止のための取組

ア 障がい者虐待の防止のための啓発

- 虐待の防止、早期発見につながるよう、広く市民に対して啓発や広報を行っていきます。

イ 養護者等による虐待への対応

- 養護者等による虐待については、区保健福祉センターと区障がい者基幹相談支援センターが通報・届出窓口となります。
- 養護者からの虐待によって生命または身体に危険が生じており、緊急に分離が必要な場合には、区保健福祉センターが緊急一時保護等を行い、身体面での安全と精神的な安定を確保します。
- 区保健福祉センターと区障がい者基幹相談支援センターは、関係機関と連携し、養護者の介護負担の軽減や経済状態の改善等、家庭内の問題解消に向けて必要な支援を行います。
- 区保健福祉センターと区障がい者基幹相談支援センターにおいて、養護者による虐待に適切に対応できるよう、専門職による助言を行うなどの後方支援を行います。

ウ 障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応

- 障がい福祉サービス事業者等に対しては、集団指導等において人権・権利擁護に関する研修を実施し、虐待の未然防止に努めるとともに、事業者指導・監査の取組を強めます。

- 虐待事案が発生した時には関係部局が連携し、各関係規定に基づき実態の把握から事業所の改善報告及び支援内容の改善に対する支援まで、迅速な対応を行います。

工 使用者による虐待への対応

- 使用者による虐待についての通報等を受け付け、都道府県や労働局をはじめ市町村や関係機関等との連携及び情報共有を図りながら、障がいのある人の社会参加が円滑に進むよう、適切に対応を行います。

オ 関係機関の連携体制の構築

- 市及び区においては、高齢者虐待等への対応も含めた地域のネットワーク強化を図るため、虐待防止連絡会議の開催など、引き続き関係機関、関係団体との情報の共有化や連携強化を進め

2 生活支援

現状と課題

2013（平成25）年4月施行の「障害者総合支援法」については、法施行3年後の見直しとして2016（平成28）年6月に一部改正法が公布され、2018（平成30）年4月から新たなサービスとして「自立生活援助」や「就労定着支援」が創設されるとともに、入院中の医療機関における重度訪問介護の利用が一部可能となるなど、障がい福祉サービスの充実が図られています。

大阪市としては、サービスを必要とする方が安心して利用することができるよう、また恒久的でわかりやすい制度が構築されるよう積極的に国に働きかけていくとともに、新たな制度のもとで円滑にサービスが提供できる体制を整備していく必要があります。

障がいのあるこどもへの支援については、2018（平成30）年4月から新たに「居宅訪問型児童発達支援」が創設されるとともに、保育所等訪問支援の対象が拡大されました。また、障がい児福祉計画の策定が義務化され、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を図っていくことが求められています。

その一方で、児童発達支援や放課後等デイサービスは、提供される支援の内容が多種多様で、数は増えているものの、支援の質の観点からも大きな開きがあるとされていることから、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化が求められているところです。

加えて、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所は、関係機関・団体等と連携して、地域支援体制を構築していく必要があり、区地域自立支援協議会等に参加できる体制が求められています。

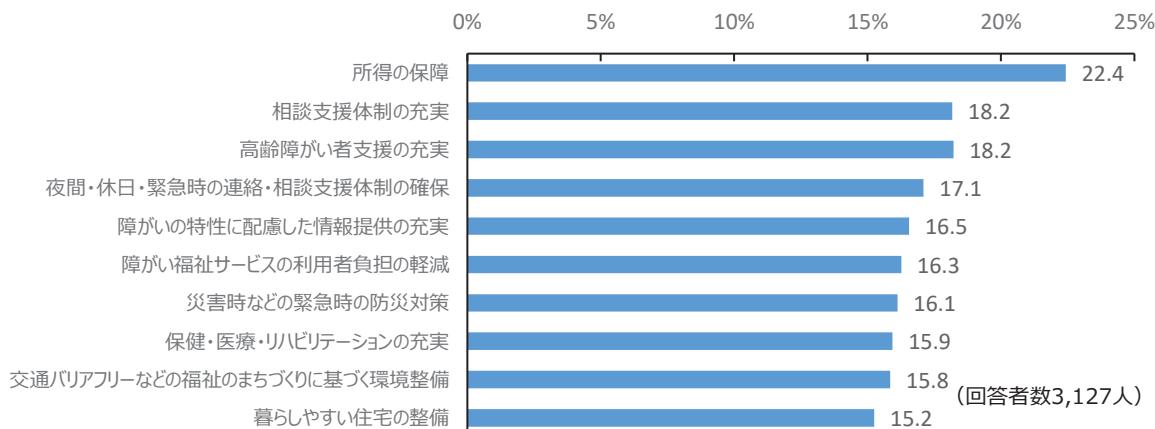
また、医療的ケア児及び家族（支援者）の身体的・経済的負担を軽減するために、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう短期入所事業等の充実を図るとともに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野が協働し、総合的に支援を行っていくことが求められています。

さらに、大阪市では2014（平成26）年度より地域に根差した支えあいを支援する事業として、高齢者と障がいのある人、子どもの福祉サービスを一体的に提供する地域共生型福祉サービスのモデル事業を実施してきましたが、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、2018（平成30）年度から共生型サービスが位置づけられたところです。今後も、障がいのある人が身近なところで適切なサービスを受けられるよう引き続き取り組んでいくことが必要です。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆2019（令和元）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○ 障がい者施策全般に望むこと【複数回答】（障がい者本人用調査票）

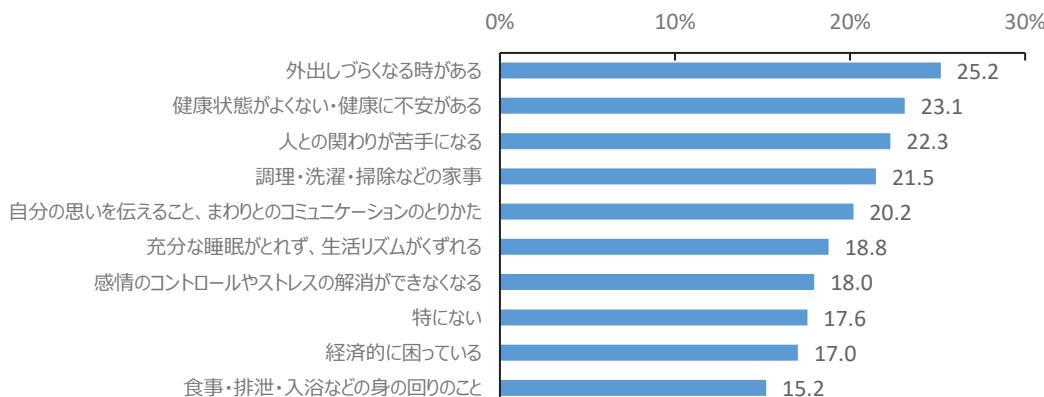
（上位 10 項目のみ掲載）



障がい者施策全般に望むことでは、「所得の保障」を望む方が最も多くなっています。

○ 障がいによって困っていること【複数回答】（障がい者本人用調査票）

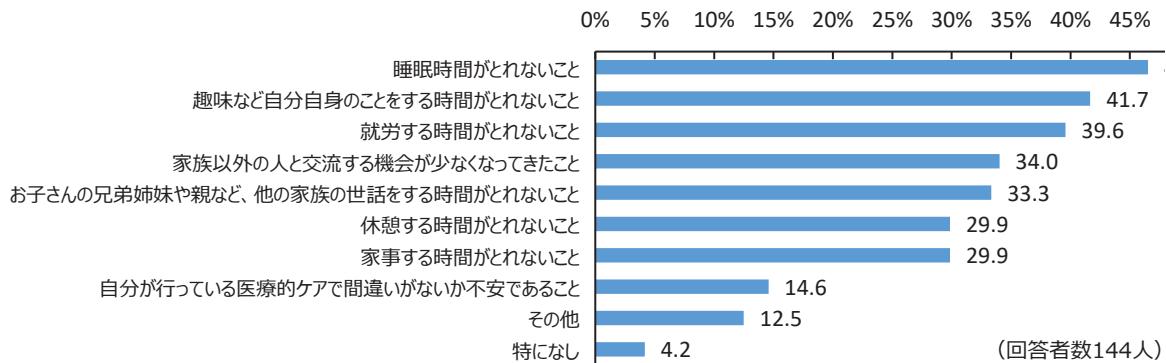
（上位 10 項目のみ掲載）



障がいによって困っていることでは、「調理・洗濯・掃除などの家事」を回答された方が 21.5%、また「食事・排泄・入浴などの身の回りのこと」を回答された方が 15.2%と多数おられ、地域における生活の支援が求められています。

○ 負担を感じていること【複数回答】(医療的ケア児基礎調査)

(上位 10 項目のみ掲載)



「睡眠時間がとれない」「趣味など自分自身のことをする時間がとれない」「就労する時間がとれない」など、身体的・経済的にも負担になっていることがうかがえます。



(課題)

- ① 在宅福祉サービス等の充実
 - ア 訪問系サービス及び短期入所の充実
 - イ 福祉用具利用や住宅改造に関する相談事業の推進
 - ウ 所得保障の充実

- ② 居住系サービス等の充実

- ③ 日中活動系サービス等の充実

- ④ 障がいのあるこどもへの支援の充実
 - ア 障がいのあるこどもへの支援の充実
 - イ 関係機関の連携した支援の推進

施策の方向性

(1) 在宅福祉サービス等の充実

ア 訪問系サービス及び短期入所の充実

- ・ 居宅介護をはじめとする訪問系サービスについては、個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズ把握を行いながら事業のあり方を検討し、推進を図ります。
- ・ 2018（平成 30）年4月から入院中の医療機関における重度訪問介護の利用が一部可能となりましたが、今後も常時介護や医療的ケアなど利用者のニーズに応じた適切なサービス提供が行えるよう、国に対して重度訪問介護の対象拡大や報酬の見直しなど必要な改善について働きかけていきます。
- ・ 移動支援事業については、障がい種別にかかわらず、外出支援のニーズに対応できるよう、国の責任において全国統一した基準を設けるとともに、自立支援給付に含めるよう制度の見直しや、十分な財源措置を講ずるよう国に要望していきます。
- ・ 短期入所については、利用を希望する人が必要な時に利用できるようにするために、サービス基盤の確保が必要であり、単独で短期入所事業所が運営できるように国に対し報酬改定を含む制度の見直し等を働きかけていきます。
- ・ また、介護者の疾病等の理由により居宅で介護が受けられないなどの緊急時への対応だけでなく、利用者の心身の状況等を勘案して必要に応じた利用が可能であることを周知していきます。
- ・ さらに、利用が必要な時に円滑に利用できるよう、サービスに係る情報提供等の仕組みづくりについて検討していきます。

イ 福祉用具利用や住宅改造に関する相談事業の推進

- ・ 個々の障がい状況や生活実態に適した福祉用具が入手しやすくなるよう、わかりやすい情報提供を行うとともに、品目の追加・見直しや基準の改定等について検討するなど、より効果的な給付に努めます。
- ・ 住宅の改造についての具体的な相談の実施及び改造費助成事業の推進を図ります。

ウ 所得保障の充実

- ・ 年金制度をはじめとした所得保障制度の充実及び無年金者への対応を強く国に要望します。

(2) 居住系サービス等の充実

- ・ 「住まい」の場であるグループホームにおいては、障がいのある人一人ひとりの実情を踏まえた必要な支援が継続して受けられることで、障がいのある人が安心・安全に地域で暮らしていくことが可能となることから、制度の充実について、次のとおり国に対して引き続き要望していきます。
 - 経過措置とされているグループホームにおける個人単位でのホームヘルプサービス利用について恒久的な制度とすること
 - グループホーム利用者の居宅介護にかかる通院介助の回数制限を撤廃すること
 - 入院・外泊時や日中の支援に対する一定の評価を行うとともに、特に夜間支援体制において労働関係法規に即した職員配置を見込んだ適正な報酬の単価を設定すること
 - 医療的ケアのある障がい者、強度行動障がい者、高齢重度障がい者等、重度の障がいのある人に対する支援を十分に行えるよう、事業所の運営体制に配慮した適正な加算の創設及び報酬単価を設定すること

- 生活保護・非課税世帯を対象とした上限月額1万円の家賃助成（特定障がい者特別給付費）について、「住まい」の選択を狭めることのないよう、負担軽減のために上限月額を引き上げること
- ・ グループホームの設置促進のため、引き続き、国の補助制度（新築）を活用した設置促進に努めます。
- ・ また、本市においては、国の補助制度の対象外である賃貸住宅等を活用した設置に対する整備補助等について、今後も引き続き実施していきます。
- ・ 都市部におけるグループホームに適した物件の確保の困難さに対応するため、市営住宅の活用を希望するグループホーム事業者に利用可能な住戸のマッチングについて、今後も引き続き実施し、より一層の設置促進に努めていきます。

（3）日中活動系サービス等の充実

- ・ 生活介護については、送迎加算の拡充や医療的ケアが必要な重度障がいのある人の支援等に対応した適正な報酬単価の設定を国に対して働きかけていきます。
- ・ 自立訓練については、利用期間の設定が利用者のニーズに合わない等の理由から、利用の伸びが低調であり、利用しやすい制度となるよう事業内容の見直しを国へ働きかけるとともに、リハビリテーション加算の充実など適正な報酬単価の設定を国に対して働きかけていきます。
- ・ 就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援については、障がいのある人の就労を進めるうえで、重要なサービスであり、支援がより効果的に発揮できるよう、障がい者就業・生活支援センター等関係機関との連携強化に取り組みます。
- ・ 就労移行支援及び就労継続支援A型について、2015（平成27）年度に策定した就労系障がい福祉サービスアセスメント¹⁷シートの活用により、障がいのある人本人の

¹⁷ アセスメントとは、障がい者本人や家族の主訴を聞きながら、希望する生活を実現するために本当に必要なものは何なのかを明らかにしていくプロセスのことです。

希望を尊重し、それぞれの能力や適性に応じたより適切なサービス利用につながるよう努めます。

- ・ さらに、就労継続支援A型については、適正な運営の確保を図るために2017（平成29）年4月に改正された指定基準やその取扱に係る国通知等を踏まえながら、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化に向けて取り組んでいきます。
- ・ 地域活動支援センターについては、障がいのある人への多様な日中活動のニーズに対応する社会資源として役割を果たせるよう制度の意義とあり方を検討するとともに、安定した運営ができるよう努めます。
- ・ 地域共生型福祉サービスのモデル事業の実績を踏まえ、新たに位置づけられた共生型サービスが適切に運営されるよう努めます。

（4）障がいのあるこどもへの支援の充実

ア 障がいのあるこどもへの支援の充実

- ・ 児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核として、障がいの重度化・重複化や多様化に対する専門的機能を活かし、障がい児相談支援をはじめ児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービス提供事業者等と緊密な連携等、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する取組を進めます。
- ・ 児童発達支援や放課後等デイサービスについては、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」を踏まえながら、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化に向けて取り組んでいきます。
- ・ 保育所や幼稚園等における障がいのある子どもの積極的な受入れを支援するため、障がいのない子どもの集団生活に適応するための専門的な支援を行う保育所等訪問支援について、適切な報酬単価となるよう国に対して働きかけ、一貫した支援の推進につなげます。

- ・ 障がいのあるこどもを早期に発見し、適切な支援を早期に受けることができるよう取り組むとともに、保護者やきょうだいなどの家族を含めた支援の必要性を踏まえた取組を進めます。
- ・ 発達障がいのあるこどもを対象とした専門療育機関や重症心身障がいのあるこどもを対象とした児童発達支援センターの確保、医療的ケアに対応したショートステイ事業の実施など、障がいの特性に配慮した療育支援を推進します。
- ・ 発達障がい者支援センター（エルムおおさか）によるペアレント・トレーニング等、家族への研修を充実することにより、発達障がいのあるこどもとその家族等の支援に努めます。
- ・ 障がい児入所施設に入所している児童が18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、支援体制の充実を図るとともに、福祉型障がい児入所施設における専門的な療育支援機能の確保に引き続き取り組みます。
- ・ 重症心身障がいのあるこどもが身近な地域で支援を受けられるよう、主に重症心身障がいのあるこどもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、引き続き確保するとともに、適正な報酬単価となるよう国に対して働きかけていきます。
- ・ 強度行動障がいや高次脳機能障がいのあるこどもの支援ニーズを把握し、障がい児通所支援等において適切な支援が行えるよう取り組みます。
- ・ 虐待を受けた障がいのあるこどもに対して、障がい児入所施設において障がいのあるこどもの状況等に応じたきめ細かな支援を行えるよう、職員配置基準の見直しや、適正な報酬単価への改善等を引き続き国に対して要望していきます。

イ 関係機関の連携した支援の推進

- ・ 乳幼児期、学齢期、学校卒業後のそれぞれについて、障がいのある子どもが利用する福祉サービスや支援機関は、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等と多岐にわたることから、各機関が連携し継続性をもってライフステージに応じた支援を行っていきます。
- ・ 医療的ケアの必要な障がいのある子どもに対する支援体制の充実に向けて、支援を総合的に調整するコーディネーターについて、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の関係者が連携を図る協議の場において、発達段階に応じて求められる役割等の整理を行い、その人材の確保・養成に努めます。
- ・ さらに、医療的ケア児や家族（支援者）が身近な地域で利用可能な、短期入所事業の実施を検討します。
- ・ また、障がい福祉サービス事業所に対する医療的ケアに係る介護技術の向上を目的とした研修等の実施に努めます。
- ・ 障がいのある子どもやその家族等を支えるため、身近な相談支援機関や医学的診断・検査・運動発達評価を行う専門的機能を持った機関等がそれぞれの特性を活かして相談支援を実施します。

3 スポーツ・文化活動等

現状と課題

障がいのある人が心豊かな地域生活を送るために、充実した余暇を過ごすことが重要であり、社会参加の機会の確保やスポーツ・文化活動の振興を図る必要があります。

「スポーツ基本法」においては「障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」とされています。

また、近年、障がい者スポーツにおける競技性の向上は目覚ましく、これまでの福祉の観点に加え、スポーツ振興の観点からも一層推進していく必要性が高まっており、国においては2014（平成26）年度から障がい者スポーツに関する事業が厚生労働省から文部科学省に移管され、障がい者スポーツを含めたスポーツ行政が一元化されました。

大阪市では、1974（昭和49）年5月にわが国で初めての障がい者専用のスポーツセンター（現長居障がい者スポーツセンター）を開設するとともに、関係団体等と連携して、障がい者スキー教室の実施、国際親善車いすバスケットボール大会の開催など、障がい者スポーツ振興のための様々な取組を進めてきました。その一方で、長居障がい者スポーツセンターでは開設後40年以上が経過し、施設の老朽化が著しいことから、障がいのある人が安心して利用できる環境を整備することが必要です。

今後、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の盛り上がりを契機に、スポーツ行政部署、障がい福祉部署、関係団体等が連携して、障がいのある人のスポーツ活動への参加をより一層促進することが必要です。その一方で、感染症拡大を予防するための「新しい生活様式」を考慮しながら、スポーツ関係の感染拡大予防ガイドライン等に基づく対策を講じつつ、障がいのある人も誰もがスポーツと一緒に親しみ楽しめる機会づくりや環境づくりを行うなど、身近な地域でのスポーツ活動を推進していくことが重要です。

また、障がい者スポーツに加え、芸術・文化活動についてもあわせて振興を図り、障がいのある人の社会参加や障がいのある人に対する理解を促進していくことが重要であり、その支援が求められています。

施策の方向性

(1) スポーツ・文化活動の振興

ア スポーツ・文化活動への参加の促進

- ・ 身近な地域でスポーツ活動に参加できる機会を確保するため、地域のスポーツセンターやプールなどのスポーツ施設について情報発信を積極的に行い、障がいのある人の利用促進を図ります。
- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を契機に、障がい者スポーツに対する市民の関心を高めるため、また、障がいのある人がスポーツを始めるきっかけづくりのため、障がい者スポーツに触れる機会を創出し、障がい者スポーツの振興を図ります。
- ・ 芸術・文化に触れる機会を創出するため、文化施設の入場料割引などの優待制度の協力を求め、障がいのある人の芸術・文化活動への参加の促進を図ります。

イ スポーツ・文化活動の環境整備

- ・ 舞洲障がい者スポーツセンター（アミティ舞洲）や長居障がい者スポーツセンターにおいては、障がいのある人が、その障がいの状況に応じて、気軽にスポーツに取り組めるよう、各種の教室を開催するとともに、障がい者スポーツの拠点施設として、地域のスポーツセンターやプールなどとの連携を強化し、さらなるスポーツ活動の普及を図ります。
- ・ 障がいのある人に対してその状況に応じて適切にスポーツの指導ができる障がい者スポーツ指導員の養成やボランティアを育成します。また、各区のスポーツセンター・プールに障がい者スポーツ指導員等の配置を行うよう取り組みます。
- ・ 障がいのある人が余暇を楽しみながら、人間関係を広め、社会参加の機会となるよう、障がいの状況やライフスタイルに適したレクリエーションの普及や多様化するスポーツ活動の支援を行います。また、障がいのある人もない人も誰もが一緒に気軽にスポーツに親しみ、楽しめる機会づくりや環境づくりを推進します。

- ・ 市立の各種ホール・施設について、安全の確保や利便性の向上、バリアフリー化の一層の促進を図ることや、視覚障がい者等の読書環境の充実等、障がいのある人に配慮した環境整備を進めます。
- ・ 長居障がい者スポーツセンターの老朽化の現状、新たな障がい者スポーツや多様化するニーズを踏まえ、施設整備の方向性の検討を行います。

ウ スポーツ・文化活動の推進

- ・ 国際競技大会または全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を取れることができるよう、スポーツ技術の向上を図るため、競技団体の育成を図り、各種スポーツ大会の開催や選手の派遣を行います。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を契機にトップアスリートへの支援に努めます。
- ・ 舞洲障がい者スポーツセンターでは、ボッチャ競技のナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設として指定を受けており、障がい者スポーツのさらなる発展を図る観点から、東京 2020 パラリンピック競技大会への貢献はもとより競技力の向上に努めます。
- ・ 障がいのある人が心豊かな地域生活が送れるよう、身近な地域におけるスポーツ活動や芸術・文化活動を推進します。

(2) 地域での交流の推進

- ・ 障がいの有無にかかわらず誰もが地域生活を営む中で交流し、相互理解を深めることで、地域での共生がより一層進んでいく好循環を生み出していくように支援します。

第3章 地域生活への移行のために

1 施設入所者の地域移行

現状と課題

障がいのある人やそのご家族などが、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、相談支援体制や福祉サービスなどの地域生活を支援する体制の充実が必要です。

併せて、障がいのある人もない人も人格と個性を尊重しあいながら地域で共に生き、共に支えあう社会の実現に向けた取組も重要です。

また、施設入所支援については真に必要な人への支援とし、施設入所を希望されても可能な限り地域で生活を継続することができるよう、地域において適切なサービスに繋がるような支援を行う必要があります。

障がいのある人が適切な支援がないことにより、本人の意に反して長期にわたり福祉施設等での入所生活を余儀なくされることは「人権侵害」であるとの認識に立ち、本人の意向を十分に尊重しながら、安心して地域での自立生活に移行できるよう取組を推進していく必要があります。

取組の推進にあたっては、障がいのある人が不安なく施設から地域生活に移行できるよう、また可能な限り施設に入所することなく地域で安心して生活し続けられるよう、地域移行や地域定着の支援の充実を図る必要があります。

地域移行や地域定着の支援とは、単に「施設から地域に生活の場を移すだけの支援」というものではなく、「施設での生活から自らが望む暮らし方をつくりあげる支援」すなわち「一人ひとりの地域における生活づくりの支援」であり、障がいの種別や程度、状態にかかわらず、本人の意向を十分に尊重しながら進めることができます。

大阪市ではこれまで、「地域移行支援の推進」「地域定着支援の推進」「施設入所への対応」の3つの課題を踏まえ、施設から地域生活への移行の促進に取り組んできました。

第5期大阪市障がい福祉計画では、施設入所者の地域移行者数を目標数値として設定しており、国の基本指針において「2016（平成28）年度末の施設入所者数の9%以上」を目標数値とするよう示されました。大阪市においては、2016（平成28）年度末の施設入所者数（1,348人）の9%（122人）に、第4期計画における未達成者（32人）を加えた154人を目標としました。2020（令和2）年度末見込の地域移行者数は131人（達成率85.1%）であり、目標値に達していないため、より一層、地域生活への移行の推進が必要です。

2019（令和元）年度大阪市障がい者等基礎調査によると、施設入所者の入所している期間については、5年未満が17.2%、5年以上10年未満が10.7%、10年以上が69.8%となっており、長期にわたり施設で生活している人が多くなっています。

施設での生活が長期化することにより、本人や家族に対する地域生活に移行することへの不安解消や意欲の喚起について、時間をかけてきめ細かな支援を行うことが必要となります。

地域生活への移行を進めるには、まず、本人の地域生活への移行に向けた意識の形成が重要となります。そのため、本人や家族に対して、地域生活に関する情報提供や不安の解消に取り組むなど、地域移行の支援に至るまでの様々な取組を通じて「施設入所者の地域生活への移行に向けた意識づくり」を進める必要があります。

「地域生活への移行を支援する仕組みづくり」については、本人のニーズに沿った地域生活への支援ができるよう、相談支援事業者、入所施設、各関係機関が連携して支援を行う必要があります。

しかしながら、現状では地域移行支援に係る報酬単価が低いことや、支援に必要な交通費が利用者の負担となっていることなどから、事業者と利用者の双方に負担が生じており、利用しづらい制度となっています。そのため、地域移行支援を利用しやすい制度に改善するよう国へ求める必要があります。

地域生活への移行後を支える「地域で暮らすための受け皿づくり」も重要です。障がいの程度にかかわらず、地域で継続して生活し続けるためには、地域生活を支えるグループ

ホーム等の住まいの確保や、日中活動の場や居宅介護等の各種サービスを提供する支援体制を整備する必要があります。

大阪市外の施設にも、大阪市から障がいのある人が多く入所していることから、その実態や意向の把握に努める必要があります。また、障がい児入所施設に入所している児童が18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、支援体制の充実を図るとともに、地域生活への移行を進める必要があります。さらに、行動障がい・重度重複障がい等の地域移行が困難な人に対する支援も必要です。

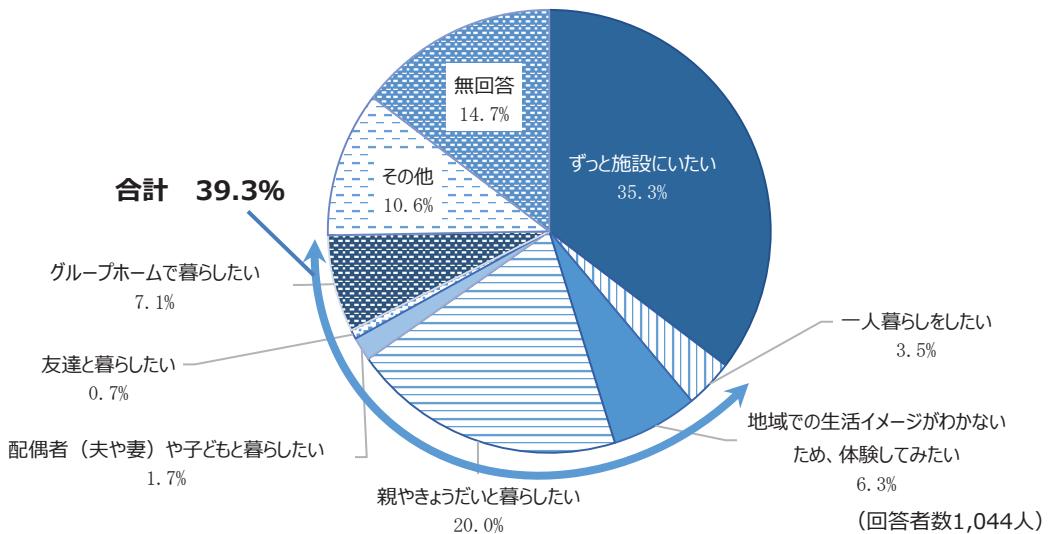
矯正施設¹⁸等を退所した障がいのある人に対する支援については、地域生活への移行の支援だけではなく、移行後に社会的に孤立してしまわないよう、地域で安心して生活し続けられるような支援が必要です。

施設入所者数については、第5期計画では、国の基本指針において「2016（平成28）年度末の施設入所者数の2%以上削減」を目標数値とするよう示されました。大阪市においては、2016（平成28）年度末の施設入所者数（1,348人）の2%（27人）を削減することとし、1,321人を目標としました。2020（令和2）年3月末見込の施設入所者数は1,287人（約4.5%削減）となっており、第5期計画の目標数を現時点で達成していますが、引き続き取組を進める必要があります。

¹⁸ 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院のこと。「障害者総合支援法」に基づく地域移行支援の対象となっています。

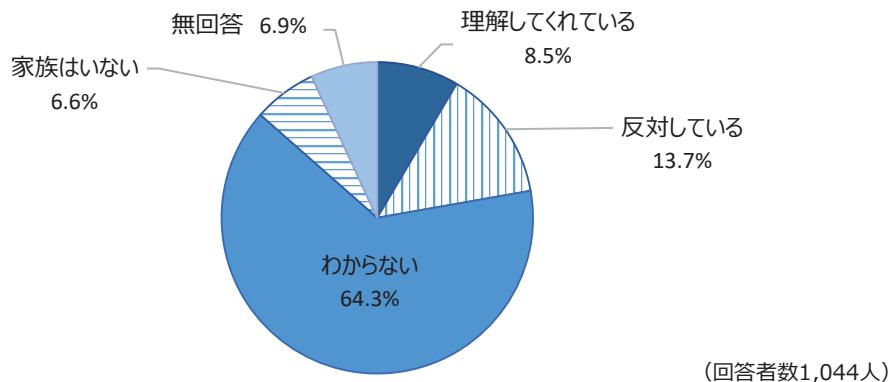
◆◆◆◆◆◆◆◆◆2019(令和元)年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○ 地域移行したいと思うか【単一回答】(施設入所者用調査票)



「親やきょうだいと暮らしたい」「一人暮らしをしたい」など、地域で暮らしたいと思っている方が 39.3% おられ、本人の意向を十分に尊重しながら、地域移行の取組を進めていく必要があります。

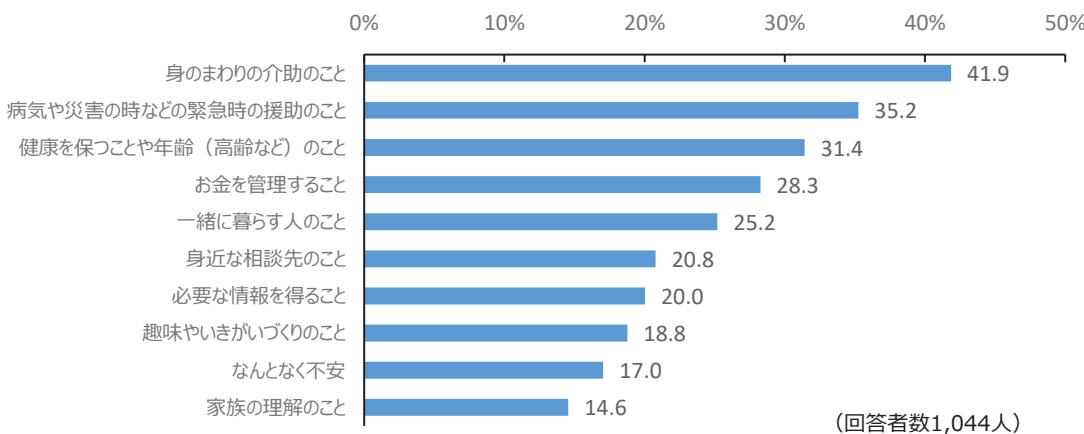
○ 地域移行に関する家族の理解【単一回答】(施設入所者用調査票)



「わからない」と回答された方が 6 割もおられ、地域生活への移行に関して家族と話し合う機会が少ないのでないかと考えられます。本人の意向について家族と共有しながら進めていくことが大切であり、家族に対して情報提供などの働きかけを進めていく必要があります。

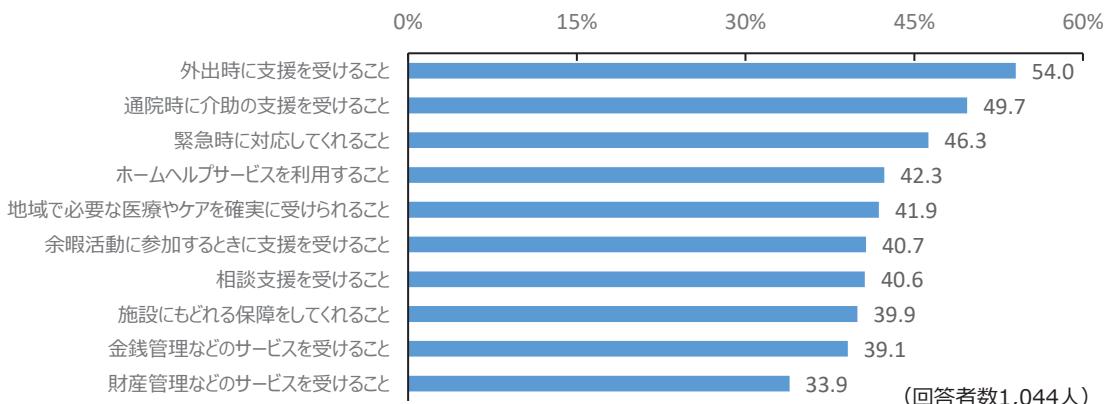
○ 地域移行で不安に思うこと【複数回答】(施設入所者用調査票)

(上位10項目のみ掲載)



○ 地域移行して必要と思うこと【複数回答】(施設入所者用調査票)

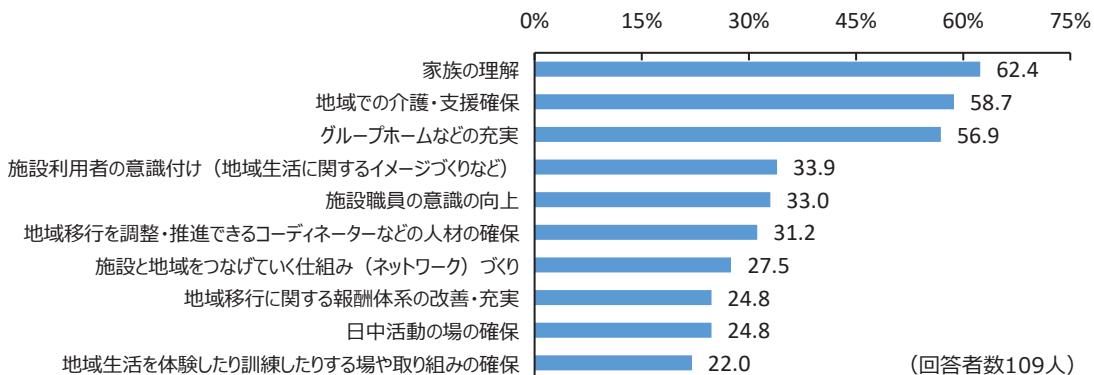
(上位10項目のみ掲載)



地域移行で不安に思うことでは、「身のまわりの介助のこと」「病気や災害の時などの緊急時の援助のこと」「健康を保つことや年齢（高齢など）のこと」と回答された方が多数おられます。また、地域移行して必要と思うことでは、「外出時に支援を受けること」「通院時に介助の支援を受けること」「緊急時に対応してくれること」と回答された方が多数おられ、地域生活を支えるサービス基盤の確保と支援体制の充実が求められています。

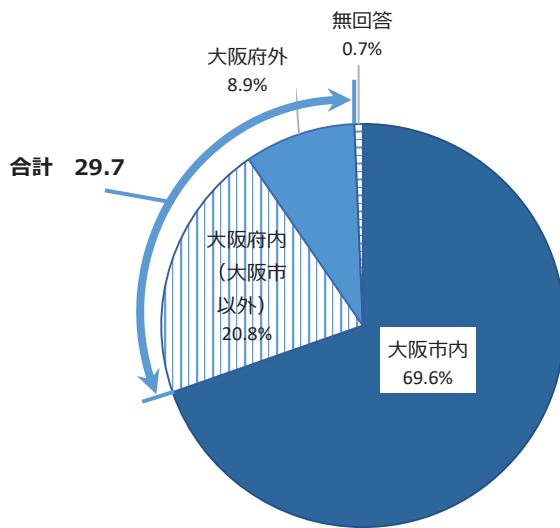
○ 地域移行を進めるうえでの課題【複数回答】（入所施設管理者用調査票）

（上位10項目のみ掲載）



入所施設管理者が地域移行を進めるうえでの課題と思うことでは、「家族の理解」「地域での介護・支援確保」「グループホームなどの充実」「施設職員の意識の向上」と回答された方が多数おられ、そうしたことへの取組を進める必要があります。

○ 入所施設の所在地【単一回答】（施設入所者用調査票）



施設入所者の29.7%の方が大阪市外の施設で暮らしています。遠方の入所施設への支援にあたっては、訪問に時間がかかることや交通費の負担などの課題があり、大阪市外の施設に入所されている方への支援のあり方は、地域移行を進めるうえでの大きな課題となっています。



(課題)

- ① 施設入所者の地域生活への移行に向けた意識づくり
 - ア 施設入所者への働きかけ
 - イ 家族への働きかけ
 - ウ 地域移行に係る啓発
- ② 地域生活への移行を支援する仕組みづくり
 - ア 入所施設と相談支援事業者の連携の強化
 - イ 地域移行支援の推進
 - ウ 相談支援事業者の量的・質的な確保
 - エ 障がい児入所施設に入所している児童の 18 歳以降の支援や市外施設の入所者に対する取組
- ③ 地域で暮らすための受け皿づくり
 - ア 地域での受け皿の確保
 - イ 地域生活の支援に向けたネットワークの構築
 - ウ 地域における相談支援サービスの充実
 - エ 地域移行困難者に対する支援
 - オ 地域生活を続けるための支援

施策の方向性

(1) 施設入所者の地域生活への移行に向けた意識づくり

ア 施設入所者への働きかけ

- ・ 地域移行を進めるためには、地域生活に関する情報提供や不安の解消など、地域移行の支援の前段階における取組を通じた意識づくりが必要であることから、障がいの程度にかかわらず施設入所者の状況や生活に関する意向について把握に努め、必要に応じた働きかけができる仕組みを構築していきます。
- ・ 地域移行の推進に向け、入所施設等と連携し、本人の意向を十分に尊重しながら、地域生活の不安軽減に向けた情報提供等に取り組みます。また、必要に応じ、入所施設から地域生活へ移行した障がい当事者の助言やアドバイスを活用するなどにより、地域生活への不安解消に取り組みます。
- ・ 入所施設において、地域との交流を行うとともに、地域生活への移行に向けた支援を進めるように働きかけます。

イ 家族への働きかけ

- ・ 地域生活への移行や、地域移行後の地域定着について、家族の不安を軽減するため、入所施設等と連携して地域生活に関する情報提供等に取り組みます。

ウ 地域移行に係る啓発

- ・ 地域移行を推進していくためには、地域の福祉サービス事業者や入所施設、関係機関の連携のもとに、地域移行に関する理解の促進など認識の共有化が必要であるため、区地域自立支援協議会の活用等を含め、研修や啓発活動などに取り組みます。
- ・ 入所施設による地域移行への取組が重要であるため、施設職員に対する研修や啓発活動などに取り組みます。

(2) 地域生活への移行を支援する仕組みづくり

ア 入所施設と相談支援事業者の連携の強化

- ・ 相談支援事業者が地域移行希望者のニーズや状態像を把握しながら、的確な支援を行う必要があることから、入所施設から相談支援事業者へと円滑な引継ぎが行われるよう、必要に応じて、区障がい者基幹相談支援センターが地域移行に係るコードイネートを行い、入所施設と相談支援事業者の連携の強化を図ります。

イ 地域移行支援の推進

- ・ 施設入所者が地域移行を希望した後は、相談支援事業者が地域移行に向けた個別支援計画を策定し、本人の地域生活のイメージを作るために、体験的な外出や地域生活の場の見学、障がい当事者との交流、体験宿泊等の取組を進めます。
- ・ 地域移行支援の実施にあたっては、入所施設が遠方にあることも多く、訪問に時間がかかることや交通費が必要となること、また障がい福祉サービスの体験利用についても制限があることから、適切なサービス提供が行えるよう、国に対して制度や報酬の見直しなどの必要な改善について働きかけながら、推進を図ります。

ウ 相談支援事業者の量的・質的な確保

- ・ 地域移行支援の活用が促進されるよう、相談支援事業者の量的・質的な確保に努めます。また、相談支援事業者に対しては、地域移行が円滑に進むよう、地域移行支援に関する研修について取組を進めていきます。

エ 障がい児入所施設に入所している児童の18歳以降の支援や市外施設の入所者に対する取組

- ・ 障がい児入所施設に入所している18歳を迎える児童や、市外施設への入所者について、地域移行を進めるとともに、適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、必要な支援のあり方について検討し、支援体制の充実を図ります。

(3) 地域で暮らすための受け皿づくり

ア 地域での受け皿の確保

- ・ 地域生活への移行を促進し、住み慣れた地域で生活し続けるためには、地域生活を支えるグループホーム等の住まいの確保や、日中活動の場や居宅介護等の各種サービスを提供する支援体制が必要となることから、地域における受け皿の十分な確保に努めます。
- ・ 特に、住まいの場として重要な役割を担うグループホームの確保に向けて、設置助成事業や市営住宅の活用を行うとともに、国に対して制度の見直し等を要望し、設置の促進に努めます。また、一人暮らしを希望する人に対しては入居契約手続等の支援に努めます。
- ・ 居宅介護、重度訪問介護事業や行動援護等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービス等については、必要なサービスが確保できるよう、国に対して制度の見直しや十分な財源が確保できるよう要望していきます。
- ・ 地域で共に住民として生活することができる社会の実現に向け、市民の理解を深めるための啓発・広報活動の推進に取り組みます。

イ 地域生活の支援に向けたネットワークの構築

- ・ 地域移行後の生活を継続的に支えていくためには、各種サービス提供事業者等の関係支援機関が連携して支援を行うことが重要であることから、区障がい者基幹相談支援センターが中心となり、区保健福祉センターと地域の事業所等とのネットワークの構築を図り、切れ目のない支援を進めます。

ウ 地域における相談支援サービスの充実

- ・ 相談支援事業者が、常時の連絡体制を確保し、地域の事業所や関係機関等と連携し、緊急時の相談等に適切に対応することにより、地域での安心した生活が継続できる

よう、地域定着支援の活用促進に努めます。

- ・ 地域移行後に一人暮らしを希望する人に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応を行う自立生活援助の円滑な実施に努めます。

工 地域移行困難者に対する支援

- ・ 行動障がいや重度重複障がい等の地域移行が困難な人にも対応した地域生活支援の体制を構築していくために、行動障がい・重度障がいのある人の受け入れが可能なグループホームの確保や、専門分野別の研修に取り組むなど、その支援体制や連携体制のあり方を検討していきます。
- ・ また、矯正施設等を退所した人に対する支援についても地域生活定着支援センター等と連携して対応を進めていきます。

オ 地域生活を続けるための支援

- ・ 地域移行を進める一方で、新たに施設へ入所される方もおられることから、施設入所が真に必要な人への支援となるよう、可能な限り地域での生活継続に向けて支援することを基本とし、区障がい者基幹相談支援センターが中心となり、区保健福祉センターと地域の事業所等が連携しながら各種サービスにつなげていけるような仕組みを構築します。

2 入院中の精神障がいのある人の地域移行

現状と課題

1997（平成9）年に大和川病院事件で精神障がいのある人の人権侵害にかかわる事件が発生して、その一因として社会的入院が問題となりました。1999（平成11）年3月19日大阪府精神保健福祉審議会「大阪府障害保健福祉圏域における精神障害者の生活支援施策の方向とシステムづくりについて」の答申で、「社会的入院は、精神障がい者に対する人権侵害として考慮されなければならない。」と示されており、大阪市としては、この答申と認識を一にし、取組を進めてきました。また、「障害者権利条約」に基づく権利擁護の観点も踏まえ、精神障がい者の権利擁護の推進を図る必要があります。

大阪市では、精神障がいのある人への理解の不足や偏見から、地域で生活するための住まいの確保など受け皿の整備が遅れてきたことについて、社会全体の問題として捉え、社会的入院を解消するための取組として、2002（平成14）年度から、精神科病院からの地域移行の支援の仕組みとして、独自で地域生活移行支援事業を開始しました。

こころの健康センターを窓口として、精神科病院と調整・連携しながら、委託機関である地域活動支援センター（生活支援型）の支援者が、入院している病院に直接訪問し、地域移行希望者に外出支援や社会資源見学等をしながら、地域移行をめざしてきました。

2008（平成20）年度から「精神障がい者地域移行・地域定着支援事業」が実施され、ピアソーターによる地域での生活情報提供、入院者との交流を図るピアサポート事業、地域体制整備コーディネーターの配置、安心した地域移行を果たすための体験宿泊推進事業等を実施し地域移行を推進してきました。

2012（平成24）年度には、「障害者自立支援法」の改正により地域移行支援や地域定着支援が個別給付化され、相談支援事業者が地域移行支援、地域定着支援を行うとともに、各区精神保健福祉相談員が相談窓口となり地域移行支援に取り組んでいます。

第5期大阪市障がい福祉計画（2018（平成30）年度～2020（令和2）年度）では、2016（平成28）年度の精神科在院患者調査を元に、入院後3か月時点での退院者の割合を69%以上、入院1年時点での退院者の割合を90%以上、2016（平成28）年度時点での長期入

院者（入院1年以上）数2,253人を192人減らす（目標値2,061人）という目標数値としました。

2019（令和元）年度の実績では、入院後3か月時点での退院者の割合は63.4%、入院1年時点での退院者の割合は89.8%、長期在院者数は1,903人となっています。

また、第5期計画においては、地域移行支援による地域移行目標数を、毎年20人とし、2018（平成30）年度～2020（令和2）年度の3年間で60人の地域移行を目標としています。

2018（平成30）年度末までの実績は17人で、達成率は28.3%と目標数値と比較すると低い状況にあり、今後、地域移行を促進するための取組について再考が必要です。

なお、2002（平成14）年度～2018（平成30）年度末で、地域移行された方は、245人で年平均14.4人となっています。

病院での生活が長期化することにより、本人や家族に対する地域生活へ移行することへの不安解消や意欲の喚起について、きめ細かな支援を行うことが必要となります。

また、年齢区分では、65歳以上の方が概ね50%となり、高齢化も課題となっています。さらに、これまでの地域移行対象者には、精神障がいに加え、知的障がい、高次脳機能障がい、発達障がい、難病等々の障がいを併せもっている方もおられます。

これらの課題を受け止め、支援機関は、地域移行支援を行うために、対象者の意向を中心的に、病院職員や市関係部署等と常に共通認識が図れるように連携を図り、ケアマネジメント機能を発揮して、ていねいな支援を行っています。

ここでの健康センターでは、支援関係者へスキルアップのための研修を実施しているところですが、支援力の担保のためには、継続的に研修する必要があります。

地域移行後の地域定着のためには、サービス基盤の確保・充実を図るとともに、大阪市のような都市部においては、多職種チームによる支援が重要と考えています。そのために、市内の精神科診療所や訪問看護ステーション及び地域支援関係者と協働しながら連携していく必要があります。

こころの健康センターと各区精神保健福祉相談員、精神科病院、相談支援事業者、地域活動支援センター（生活支援型）等が連携し、これまでに蓄積してきたノウハウを生かしつつ、精神障がいのある人の地域移行・地域定着に向けてどのように取り組んでいくかが課題です。

2010（平成22）年度からこころの健康センターでは、「精神障がい者地域移行生活支援事業検討会議」を設置して事業の推進を図ってきました。「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、「保健・医療・福祉関係者による協議の場」において、退院促進等の課題や具体的方策について医療機関や支援機関と継続的に検討を重ねていく必要があります。

地域移行とは、単に生活の場所が病院から地域に変わることだけでなく、自ら選択した地域で生活するために、必要なサービスや資源を利用し、安心した地域生活を送ることを確保し、障がいのある人が、地域社会の一員として地域とのつながりを持ちながら豊かに暮らしていくことです。

さらに、大阪市内に精神科病院が極端に少ないという地域特性から、地域生活移行支援にあたっては市外の精神科病院へ訪問し、大阪市内まで移動して外出・外泊支援を行い、継続的な取組ができるよう地域特性に応じた支援制度を国にも提言、要望をしていく必要があります。

（課題）

- ① 精神科病院との連携
- ② 地域活動支援センター（生活支援型）等との連携
- ③ 精神科病院入院者への働きかけ・支援
- ④ 地域住民への理解のための啓発
- ⑤ 家族への働きかけ・支援
- ⑥ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ア 地域での受け皿の確保
 - イ 各区精神保健福祉相談員に対する技術支援
 - ウ 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

施策の方向性

(1) 精神科病院との連携

- ・ こころの健康センターは、精神科病院に地域生活移行支援事業の周知や病院職員への啓発を引き続き行います。
- ・ 各区精神保健福祉相談員が行う事前面接に同行し、各精神科病院（退院後生活環境相談員など病院職員）と顔の見える関係をつくりながら、地域移行利用者を増やすために積極的に取り組んでいきます。
- ・ また、大阪市民の多くが大阪市外の精神科病院に入院していることから、精神科病院との連携を図るために、こころの健康センターがコーディネーターの役割を果たし、広域的に大阪府とも連携しながら地域移行を推進していきます。

(2) 地域活動支援センター（生活支援型）等との連携

- ・ 大阪市では、地域活動支援センター（生活支援型）の支援者が、病院に直接訪問し、地域移行希望者に外出支援や地域の事業所の見学等をしながら、地域移行をめざし実績をあげてきた経過があります。今後はこころの健康センターと地域活動支援センター（生活支援型）がともに技術支援を行うとともに支援体制の強化に向けた検討を行い、各区精神保健福祉相談員と連携し、障がい福祉サービス事業者等の地域の支援機関とも協働していきます。

(3) 精神科病院入院者への働きかけ・支援

- ・ こころの健康センターは、大阪府との連携のもと、1年以上の長期入院者のうち寛解・院内寛解している方に対して、退院に向けた支援に繋ぐことができるよう、積極的に精神科病院を訪問し、対象者への面談・支援を実施していきます。
- ・ 入院中の対象者への働きかけ及び精神科病院に対する啓発として、ピアソポーターを中心に精神科病院への訪問による地域の生活情報提供を実施するとともに、地域

において入院中の対象者との交流を図る働きかけを実施していきます。

- ・ ピアサポーターによる働きかけは入院中の対象者に退院への意欲を向上させるとともに、精神科病院関係者の啓発としても重要であり、今後も継続的に実施していきます。
- ・ 一方、新たに長期入院者を増加させないよう、可能な限り入院早期から関係部署と連携しながら、対象者に対し働きかけを行い、退院支援や地域移行に取り組んでいきます。
- ・ また、生活保護受給の長期入院者については各区の関係部署と連携し入院状況を把握し、地域移行に取り組んでいきます。

(4) 地域住民への理解のための啓発

- ・ 市民講座など様々な機会をとらえ、各区で市民啓発に取り組むことで精神科病院へ長期入院している人への事情や支援の取組の理解を図っていくとともに、共に生きる地域の大切さを伝えていきます。
- ・ また、ピアサポーターによる啓発は、精神障がいのある人の地域生活の正しい理解に重要な役割を果たしており、今後も継続して実施していきます。

(5) 家族への働きかけ・支援

- ・ 高齢化の進展などによる家族の経済的な問題のほか、住まいの問題など対象者と家族を取り巻く様々な課題があり、地域移行・地域定着に向けて、家族が安心できるよう、地域生活に関する情報提供や、各区精神保健福祉相談員が行う相談及び家族教室の充実に向けて取り組みます。

(6) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 地域での受け皿の確保

- ・ 地域生活への移行を促進するためには、地域生活を支えるグループホーム等の住まいの確保や、日中活動の場や居宅介護等の各種サービスを提供する支援体制が必要となることから、地域における受け皿の十分な確保に努めます。

イ 各区精神保健福祉相談員に対する技術支援

- ・ こころの健康センターは、コーディネーター機能を果たし、各区精神保健福祉相談員に技術支援を行います。
- ・ また、支援関係者の支援力の担保とともに支援者の拡大のために、継続的にスキルアップのための研修を実施していきます。

ウ 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

- ・ 当事者本人の主体的な自己決定のもと、地域移行後の生活を円滑に営み続けるためには、必要な福祉サービスを受けながら適切な医療を受けられるよう、地域支援関係者、精神科診療所、訪問看護ステーションなど多職種チームによる支援は重要です。保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、地域自立支援協議会との連携を図りながら、当事者本人が安定した地域生活が継続して送れるよう支援していきます。

第4章 地域で学び・働くために

1 保育・教育

現状と課題

大阪市においては、これまで障がいのあるこどもの人権の尊重を図り、地域で共に学び、共に育ち、共に生きることを基本とした教育・保育を推進しています。

国においては、「障害者基本法の改正」「障害者権利条約の批准」「障害者差別解消法の施行」等の法整備が進められる中、教育分野では、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が求められています。引き続き、大阪市が従来より進めてきた「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を一層推進し、発達障がいを含む障がいへの理解を深め、障がいのあるこどもが地域で学びやすい基礎的環境整備を行うとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた大阪市のインクルーシブ教育システムの充実と推進に努めていく必要があります。

認定こども園・幼稚園・保育所等（以下「教育・保育施設」という。）では、障がいの内容・程度を問わず、教育・保育を希望する集団生活が可能な乳幼児を受け入れています。教育・保育施設では、地域社会の中で共に育ちあい充実した生活ができる教育・保育を進めています。

障がいのある乳幼児の教育・保育施設への入園所希望は年々増加傾向にあり、障がいの内容、程度も多様化・重度化している傾向があります。また、「発達障害者支援法」の施行、特別支援教育の始まりを受け、発達障がいの認知が広がるにつれ、近年は多くの発達障がいのある乳幼児が入園所しています。

義務教育段階では、就学先の決定にあたり、本人・保護者の意向を最大限尊重するとともに、小・中学校において障がいのある児童生徒に必要な条件整備に努めています。

高等学校においては、入学者選抜での条件整備を行うことで障がいのある生徒の入学が増えてきています。また、2006（平成18）年度入学者選抜から自立支援コースでの知的

障がいのある生徒の高等学校受入れを行っています。高等学校での受入れのあり方については、引き続き検討する必要があります。

課題として、小・中学校の特別支援学級在籍数が年々増加している状況があります。校内における支援体制の整備に努めることや、障がいのある児童生徒の通学や放課後活動への支援などの課題について適切に対応しながら、特別支援教育の一層の充実を図ることが必要です。

また、市立特別支援学校は2016（平成28）年4月より大阪府へ移管しましたが、大阪市の小中学校に対する支援を行う特別支援教育のセンター的な役割について、大阪府と連携し、引き続き取り組む必要があります。

さらに、不登校への対応は、障がいのある児童生徒についても喫緊の課題であり、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、生活指導支援員等の活用など、状況に応じて多様な支援を行ってきましたが、引き続き、福祉・医療等関係機関との連携や家庭への働きかけ等、支援体制の充実が必要です。

「障害者権利条約」に伴う国際的なインクルーシブ・エデュケーション¹⁹の動向も踏まえつつ、大阪市の特別支援教育においては、地域で共に学び、共に育ち、共に生きることを基本とした教育・保育の更なる推進と充実を進めるために、制度等の課題も踏まえて引き続き研究・検討をすることが必要です。

また、本人や周囲が発達障がいに気づかないまま社会に出て、孤立していくケースもあることから、在学時からより適切な気づきと支援が受けられるよう教員の研修等の充実に努めるとともに、教育から福祉・就業への支援の途切れがないよう、家族も含めて支援する体制の構築が必要です。

¹⁹ 障がいの有無にかかわらず、すべてのこどもが共に学ぶ教育のことです。この教育の推進にあたっては、一人ひとりの児童生徒が、それぞれのニーズに応じて適切な指導を受けられるようにする必要があると考えられています。

(課題)

① 就学前教育の充実

- ア 教育・保育施設における教育・保育内容の充実
- イ 教育諸条件の整備・充実

② 義務教育段階における教育の充実

- ア 共に学び共に育ちあう多様な教育の展開
- イ 教育諸条件の整備・充実

③ 後期中等教育段階における教育の充実（高等学校・高等部）

- ア 多様な教育の展開
- イ 自立に向けた教育内容等の充実
- ウ 教育諸条件の整備・充実

④ 生涯学習や相談・支援の充実

- ア 生涯学習の機会提供
- イ 相談事業・相談活動の充実
- ウ 放課後活動等の充実

⑤ 教職員等の資質の向上

- ア 研修の充実
- イ 研究活動の活性化

施策の方向性

(1) 就学前教育の充実

ア 教育・保育施設における教育・保育内容の充実

- ・ 地域で仲間と共に育ちあい、楽しく生活できる教育・保育を今後とも積極的に推進し、受入れの促進に努め、教育・保育の内容充実を図ります。
- ・ 乳幼児期から学校卒業までの長期的な視点で支援するため、教育・保育施設においては障がいのある子ども一人ひとりの状況から、具体的な支援の目標や手立てを考え個別支援計画・個別指導計画を作成しており、今後も引き続き、個別支援計画・個別指導計画の内容を保護者と共有し、教育・保育施設と家庭が連携しながら支援を進めています。
- ・ 地域、保護者、その他関係機関との連携をとりながら、人権の視点を大切にし、教育・保育内容の一層の充実に努めます。
- ・ 児童発達支援センター及び関係機関では、専門的な立場から、教育・保育施設や小学校等と連携し、将来の自立と社会参加を展望しつつ一人ひとりの生きる力の獲得を支援します。
- ・ 保育所等訪問支援事業として、保育所等を現在利用中または今後利用する予定の障がいのある子どもに対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
- ・ 家庭の経済状況にかかわらず、障がいのある子どもも含めたすべての子どもたちが生涯にわたり自己実現をめざし、生きる力を培っていくために、幼児教育の無償化に取り組みます。

イ 教育諸条件の整備・充実

- ・ 教育・保育施設の利用を希望する障がいのある子どもが、教育・保育施設を利用できるよう環境の整備に努めます。

- 施設や設備の整備改善を図るとともに、教職員及び保育者の障がいのあるこどもに対する認識や理解を深め、資質の向上を図ります。また、私立幼稚園・私立認定こども園における特別支援教育の充実を図ります。
- 幼稚園では、障がい等特別に支援が必要な幼児に対しては、共に学ぶ教育が進むよう、幼稚園介助者サポーターを配置するなど、障がいの程度に応じて引き続き対応してまいります。

(2) 義務教育段階における教育の充実

ア 共に学び共に育ちあう多様な教育の展開

- 障がいのあるこどもの就学先を決める際には、小学校がすべての就学相談の窓口となり、本人・保護者の意向を最大限尊重し、地域の小学校で学ぶことを基本として取り組みます。また、特別支援学校に就学した場合も、小・中学校との関係が断たれることのないように取り組みます。さらに、学校教育全体で障がいのある児童生徒を受けとめるという観点から、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」の推進を図ります。
- こどもの生きる力を育むため、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援の充実を図り、自立に向けて可能性を最大限に伸ばします。具体的には、地域での自立と社会参加を展望しつつ、教育・医療・福祉など関係諸機関との連携のもと一人ひとりのニーズを把握し、本人・保護者の意見も踏まえて「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、教育方法や教育内容の充実を図ります。また、本人・保護者の了解を得たうえで、支援計画等を引き継ぐ取組を徹底していきます。
- 障がいのある人の生涯にわたる学びを支援し、地域とのつながりづくりを進めいくためには、周囲の人々の理解を進めていくことが必要です。障がいのある人との豊かな関係づくりを図る交流及び共同学習等、共に学び活動する取組をさらに積極的に進めます。

イ 教育諸条件の整備・充実

- ・ 小・中学校では、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」の一層の推進に向け、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、共に学ぶインクルーシブ教育システムの充実と推進を図ります。
- ・ 特別支援教育センターを配置し、障がいのある児童生徒や発達障がい等のある児童生徒への個別支援等を行うとともに、障がいのない児童生徒との交流を深め、特別支援教育の充実を図ります。また、特別支援教育の専門性の高い元教員をインクルーシブ教育推進スタッフとして配置し、教員の指導力向上及び特別支援教育センターへの研修を実施します。今後も各学校の状況を把握し、ニーズを踏まえ、支援体制整備の充実に努めます。
- ・ 各学校園における特別支援教育の中心的役割を担う特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るなど、学校園内における体制づくりを推進します。また、特別支援教育に関する相談や研究の充実を図ります。
- ・ 指導主事および巡回アドバイザー（臨床心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士）が相談内容に応じて各校園を巡回して指導助言を行い、校園内体制の整備を行います。また、必要に応じて医師や大学関係者等の専門家を学校園に派遣し、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。
- ・ 特別支援学校（府立支援学校）による地域学校園を支援するセンター的機能を活用し、障がいのあるこども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援の充実に向け、大阪府教育庁と連携を図ってまいります。
- ・ エレベーターの設置など施設設備の整備・改善や、拡大教科書やマルチメディアディジタル教科書等の活用を進めるなど、障がいの有無にかかわらず共に学びやすい環境の整備に努めます。
- ・ 医療的ケアの必要な障がいのある児童生徒が、安全安心に地域の小・中学校で学ぶとともに保護者負担を軽減するための支援として看護師の配置を行い教育・福祉・医療の連携を図り、医療的ケアの実施に関する校内体制の整備を進めます。

- ・ 障がいのある児童生徒の通学については、小・中学校の特別支援学級在籍の車いす利用など自力通学が困難な児童生徒の荒天時等でのタクシー利用を実施します。
- ・ 特別支援学校に在籍する大阪市の児童生徒への教育諸条件の充実に向け、大阪府教育庁との連携を図ってまいります。

(3) 後期中等教育段階における教育の充実（高等学校・高等部）

ア 多様な教育の展開

- ・ 義務教育修了後の進路について、多様な選択が可能となるように「知的障がいのある生徒の高等学校への受入れに係る調査研究」の成果を踏まえて、2006（平成18）年度より2校で実施している「知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜」を継続して進めます。また、高等学校での受入れの拡大については引き続き具体的な検討を継続していきます。

イ 自立に向けた教育内容等の充実

- ・ 自らの生き方を選択する力を育成できるよう、一人ひとりの生徒に応じた目標をたて、教育内容の充実を図ります。また、社会の変化に応じ、一人でも多くの生徒が就労につながるよう、キャリア教育支援センターでの就業体験実習やジョブアドバイザーの活用等により、自立に向けた教育の推進を図ります。
- ・ 卒業後を見通した長期的な視点で教育的支援を行うため、「個別の教育支援計画」を作成し、“移行計画”として活用することで、ライフステージを通じた一貫した支援となるよう、進路先や生活支援に係る関係諸機関など地域の社会資源との連携を強め、職場体験実習や就労先の開拓、就労後の離職の防止に努めるとともに、地域での自立生活の体験活動にも取り組むなど、一人ひとりの生徒に応じた進路指導の充実を図ります。

ウ 教育諸条件の整備・充実

- ・ 高等学校、キャリア教育支援センター等の施設・設備の改善や高等学校における個別の支援が必要な生徒の学習支援等にあたる介助補助員を配置するなど教育諸条件を整備し、その充実を図ります。
- ・ 高等学校では、医療的ケアが必要な生徒に対しては、共に学ぶ教育が進むよう、介助補助員を配置するなど、障がいの程度に応じて引き続き対応してまいります。

(4) 生涯学習や相談・支援の充実

ア 生涯学習の機会提供

- ・ 障がいの有無にかかわらず、生涯を通じて学べるよう「生涯学習大阪計画」に基づき施策を推進していきます。
- ・ 図書館等の社会教育施設や地域施設について、障がいのある人が利用しやすくなるような整備を進めます。
- ・ 障がいのある人に読書の機会を提供するとともに、対面朗読サービスや郵送等による非来館型サービスなどの障がい者サービスや障がいのある人への理解を深める講座・講演会など、学習機会を提供します。
- ・ 読み上げソフトに対応した図書館ホームページ、「やさしいほんご」ページ、障がい者サービスのページの設置など、障がいのある人に対しても情報提供できるよう、引き続き整備を進めます。
- ・ 事業やイベントを実施する際には、手話通訳や要約筆記をつけるなど、だれもが参加しやすい環境整備に努めます。

イ 相談事業・相談活動の充実

- ・ 移管した府立支援学校が、引き続き特別支援教育のセンター的役割として実施する

地域の学校園への相談・支援活動を活用するため、大阪府教育庁と連携を密にしてまいります。

- ・ こども相談センターでは、教育相談をはじめとした事業の充実を図るとともに他の相談機関や学校園・地域社会等との連携を図り、就学前から卒業後までの一貫した相談・支援の推進に努めます。

ウ 放課後活動等の充実

- ・ 障がいのある児童の放課後活動や長期休業中の活動として、児童いきいき放課後事業での取組の充実を図ります。
- ・ 障がいのある児童が地域の協力を得て、放課後、地域社会の中で成長していくことができるよう、障がい児の健全育成の推進に努めます。
- ・ 中学校、高等学校で学ぶ生徒については、学校における部活動等、適切に放課後活動ができるよう取り組みます。
- ・ 放課後等デイサービス事業として、学校通学中の障がいのある児童生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童生徒の自立を促進します。また、障がいのある児童生徒が安心して支援を受けることができるよう、学校と放課後等デイサービス事業所等の連携の強化を図ります。

(5) 教職員等の資質の向上

ア 研修の充実

- ・ すべての教職員等が、障がいのある人についての認識と理解を深めるとともに人権意識を高め、自立生活の様子や就労現場の見学等を通して進路先の実態把握に努め、障がいのある人の地域での自立と社会参加を果たすため、その人の将来を見通した上で今必要なスキルが何かを見極められる専門的力量を身につけられるよう、研修の充実を図ります。また、発達障がい研修支援員をインクルーシブ教育推進室に配置し、発達障がいに関する研修の充実を図ります。
- ・ 一人ひとりの子どもの状況を共通理解し全教職員等で共に指導を進めるため、また、障がいを理由としたいじめや人権侵害の解決を図る取組を進めるため、大阪市教育委員会が作成した「精神障がい者の理解を深めるために」、「人権教育を進めるために」等の啓発冊子を活用して各校園等で実施する研修の充実を図ります。
- ・ すべての幼児教育・保育施設の職員が障がいの特性や合理的配慮、インクルーシブの理念を理解し、子どもや保護者への適切な対応を学ぶなど、研修の充実を図ります。

イ 研究活動の活性化

- ・ 教職員一人ひとりが自ら研修に努めるとともに、とりわけ特別支援教育コーディネーター等が、発達障がいのある子どもへの支援を含めた専門性の向上をめざして研究活動を一層推進するよう努めます。

2 就業

現状と課題

障がいのある人の就業を支援するための職業リハビリテーションと就業の場を確保するために、大阪市職業リハビリテーションセンター、大阪市職業指導センター、大阪市障がい者就業・生活支援センターなどの能力開発施設や就業生活支援施設の設置・拡充に努めてきました。大阪市職員採用においても障がい者採用の推進に努めています。

「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」が改正され、2019（令和元）年には法定雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられ、さらに、2021（令和3）年3月には2.3%に引き上げされました。また2020（令和2）年には国などが率先して障がい者の雇用する責務が明確化されました。また、短時間であれば就労可能な障がいのある人などの雇用機会を確保するため、事業主に対して特別給付金の創設、障がいのある人の雇用を推進する中小企業に対して、「優良事業主」の認定制度の創設などが行われました。

しかしながら、就労後の職場定着がうまくいかず、離職する人も多くなっており、長く働き続けるための支援が必要であることから、2018（平成30）年度に創設された就労定着支援事業の充実が必要です。

障がいのある人が安定した職業生活を維持するためには、日常生活、余暇の過ごし方や健康管理のほか、居宅の確保、金銭管理、医療とのつなぎ、権利擁護に関する課題など生活のあらゆる分野へのきめ細かな支援が必要です。こうした働く障がいのある人の多様な生活課題に対応した総合的な就業支援体制が必要です。また、障がいの特性や状況に応じた多様な就業支援・就業形態についても求められています。

障がい者就業・生活支援センターにおいても在職者からの相談が増加しているほか、就職した相談者が長く働き続けるための定着支援に向け、サービス事業者等との連携や日常生活に関する支援体制の充実が必要です。

精神障がいのある人については、就労にあたっては障がいの特性に応じた合理的配慮等が求められています。しかし、雇用主側の精神障がいのある人の特性や精神障がいに対する

る理解が不十分である等の理由から、精神障がいのある人の就労には依然として多くの困難があり、就労支援機関・医療・企業等の更なる連携により就労支援に取り組む必要があります。

発達障がいのある人については、多様なニーズに対応していくため、障がい者就業・生活支援センターを中心として就業支援機関や発達障がい者支援センター（エルムおおさか）、教育機関や就労移行支援事業所等との連携により総合的な就業支援体制を整備することが必要です。

難病患者や中途障がいのある人については、就業や現職復帰に向けた支援を医療、福祉、労働など関係機関が連携し就労支援ネットワークを構築する中で、様々な制度を活用して就業の継続や就業支援に努める必要があります。

さらに、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」の施行に伴い、地方公共団体は障がい者就労施設等の受注機会の増大を図るために措置を講じることが責務として規定され、調達方針を策定・公表して取組を進めています。

重度の肢体不自由のある人や視覚障がいのある人、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難のある人については、被用者に対しては障害者雇用促進法に基づく助成金制度が実施されているものの、障害者総合支援法に基づく福祉サービス（訪問系サービス）は通勤・営業等の経済活動に対する支援を対象外としていることから、就業にあたり必要な介助を提供する仕組みが必要です。

③ 福祉施設からの一般就労

- ア 就労移行支援事業者等の支援力の強化
- イ 障がい者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所等との連携
- ウ 就業支援にかかる支援者の育成

■ 施策の方向性

(1) 就業の推進

ア 多様な働く機会の確保

- ・ 通勤や労働時間の問題から一般就労が困難な障がいのある人の就業形態として在宅就業・在宅勤務に対応できるよう、新しい職業指導や職域開発を検討し、多様な働く機会の確保に努めます。
- ・ 職業リハビリテーションセンターを中心に、障がい特性に合わせた多様な職業リハビリテーションの開発を行います。
- ・ 企業における障がいのある人の職域の開発を進めるとともに、就職困難者等の雇用・就労への支援を行っている地域就労支援センターとの連携を図ります。

イ 働く場における合理的配慮の推進

- ・ 就業を可能にするための福祉機器の開発や普及を図ります。また、スムーズな通勤を可能にする交通アクセスの改善など、社会環境の整備に努め、就業生活の安定を図ります。
- ・ 障がい者就業・生活支援センターで実施する「就業支援フェスタ」など市民や企業の理解を深めるための具体的な啓発活動を行います。
- ・ 大阪労働局や大阪府雇用開発協会、大阪障害者職業センターと連携して啓発活動を推進します。

ウ 大阪市における障がいのある人の職員採用と関係団体への働きかけ

- ・ 職員採用については、市長部局において障がい者雇用の法定雇用率を達成していますが、「障害者雇用促進法」の趣旨、令和2年4月に策定した「障がい者活躍推進計画」を踏まえ、引き続き事務職員採用を基準として、その数の4%を基本に推進し、計画的な採用に努めます。
- ・ 職員採用にあたっては、「障がい者活躍推進計画」を踏まえ、2020（令和2）年度より特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定しない取り扱いとしています。今後も、職員採用の状況や他都市の状況等の動向を注視しつつ、現行の「知的障がい者長期・短期プロジェクト」なども参考としながら、障がいのある人の就労支援の取組を進めます。
- ・ 障がいのある職員が持てる能力を十分に発揮しながら安心して働き続けることができるよう、採用時や職場における合理的配慮に留意するとともに、障がい種別に関わりなく、その人の適性を最大限に発揮できるような職域の開発や配置を進めます。
- ・ 関係団体においても法定雇用率が達成できるよう積極的に働きかけを行います。

エ 大阪市の事業を活用した雇用創出

- ・ 大阪市が発注する一部の庁舎清掃業務委託契約などにおいて、障がいのある人の雇用促進などの提案を評価し、価格だけではなく総合的な評価によって落札者の決定を行う「総合評価一般競争入札」を実施しており、今後もこの制度を活用し、障がいのある人の雇用創出を図っていきます。

オ 大阪市における障がい者福祉施設等への支援

- ・ 大阪市における物品等の調達については、「障害者優先調達推進法」の規定により策定した調達方針に基づき、障がい者福祉施設等からの調達の推進に努め、「地方自治法」施行令による随意契約を活用し、同方針に定めた調達目標の達成をめざしています。

- ・ 就労支援 B 型事業所等の工賃水準を前年度実績以上を目指すことや、販路・活動場所の確保を促進するため、物品等の販売の場として区役所庁舎等の空きスペースの提供を促進します。
- ・ 障がい福祉施設等の工賃の増額や製品の認知度向上のため、製品のインターネット上のショッピングモール「大阪ハートフル商店街」を活用し、福祉施設における製品の販売促進を図ります。

(2) 就業支援のための施策の展開

ア 地域の就労支援ネットワークの構築

- ・ ライフステージを通じて切れ目なく就業支援と生活支援の一体的支援を受けられるよう、障がい者就業・生活支援センターが中心となり、地域の区地域自立支援協議会に参画する相談支援事業所や、就労移行支援事業所、特別支援学校、医療機関等との連携を深め、地域就業支援ネットワークを構築します。

イ 「仕事」と「生活」両面での総合的な支援

- ・ 就業支援とともに障がい福祉サービスの利用がスムーズにつながるよう地域就業支援ネットワークの充実に努め、「仕事」と「生活」両面から就業の継続に向けた支援を強化し、障がいのある人の地域生活を支援していきます。
- ・ 障がい者就業・生活支援センターが中心となり、地域の社会資源と連携して、障がいのある人が働き、地域で自立して暮らせるよう、職場定着も含めた就業支援の質の向上に努めます。

ウ 精神障がいのある人の就業支援

- ・ 精神障がいのある人の就業を促進するため、ジョブコーチ²⁰支援などを活用し就業促進を図ります。また、医療機関や地域の社会資源の協力のもと、生活面を含めたきめ細かな就業支援体制を構築します。

²⁰ 障がいのある人の企業実習に付き添って、職場環境を調整しながら、仕事の手順や通勤などを指導する援助者のことです。

- 就業支援の関係機関や雇用側企業に対して、精神障がいのある人の理解を深めるための啓発・研修に取り組み、就業促進や雇用の安定を図ります。

工 発達障がいのある人の就業支援

- 発達障がいのある人の就業を促進するため、発達障がい者就業支援コーディネーターを中心に、就労移行支援事業所、労働関係機関、医療機関、生活支援機関など、社会資源のネットワークを構築して就業支援体制の整備を図ります。
- 発達障がいのある人について、相談者の状況や抱える課題を把握し整理したうえで就労支援機関につなげるなど、就労支援への移行が円滑に行われるよう、関係機関の連携体制を強化するとともに、就労定着支援にも取り組みます。

オ 難病患者の就業支援

- 難病患者の就業を促進するため、難病相談支援センターや地域の医療・介護・福祉従事者が連携し、就業支援のネットワークを構築する等就業支援体制の整備を図ります。

カ 重度障がい者等の就業支援

- 重度の肢体不自由のある人や視覚障がいのある人、知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難のある人に対して、雇用施策と福祉施策が連携して支援する取組を進めます。

(3) 福祉施設からの一般就労

ア 就労移行支援事業者等の支援力の強化

- 障がいのある人の一般就労への移行及び定着を進めるため、就労移行支援事業者が的確に支援できるよう、制度の見直しを引き続き国に働きかけます。また、新たに創設された就労定着支援事業の円滑な実施に努めます。

- ・ 障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を実現していくために、就労移行支援事業者等が障がい特性に配慮し、利用者の希望等に沿った就労支援が実施できるよう事業者向け研修を開催するなど、支援力の強化に取り組みます。
- ・ 併せて、就労移行支援事業者等に対して、利用者の希望や能力を踏まえた支援を徹底するなど必要な指導を行い、支援内容の適正化と就労の質の向上を図ります。
- ・ また、休職中の障がいのある人が、より効果的かつ確実に復職することが可能となるよう、必要に応じ就労移行支援等の利用を進めていきます。

イ 障がい者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所等との連携強化

- ・ 障がい者就業・生活支援センターが、就労移行支援事業所、ハローワーク、能力開発施設、地域障がい者職業センター、特別支援学校等の教育機関、医療機関等と連携することにより、障がいのある人の就業を支える体制の強化を図ります。
- ・ また、地域の社会資源や就業支援機関が円滑に情報・意見交換できるように、就労移行支援事業所による連絡会等を主導するとともに、企業、利用者、ハローワーク等関係機関を加えた合同事業所説明会を開催するなど、障がい者就業・生活支援センターが中心となって就労移行支援事業所等関係機関との連携強化を図ります。

ウ 就業支援にかかわる支援者の育成

- ・ 障がい者就業・生活支援センターは、支援者の育成及び情報共有を図るため、就業支援フェスタや就業支援セミナーを開催し、就業支援に携わる職員の意識と能力の向上を支援します。

第5章 住みよい環境づくりのために

1 生活環境

現状と課題

大阪市の建物や施設について、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、エレベーターやスロープ、出入り口などの改善を行っています。

2000（平成12）年に施行された「交通バリアフリー法^{2 1}」に基づき、市内の主要な鉄道駅を中心に、障がいのある人や地域の方々の参加のもと、25地区の重点整備地区を設定し、地区ごとに交通バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を策定しました。2006（平成18）年12月に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）」が施行された後も、引き続き鉄道駅舎や駅周辺の生活関連施設に至る歩行空間について、一体的にバリアフリー化を進めています。

また、基本構想に基づく各事業の実施に際しては、その進捗状況の把握を行うとともに、障がいのある人や高齢者等からの意見なども踏まえながら、より利用者の視点に立って施設の整備等を行っています。さらに、重点整備地区の内外にかかわらず、交差点における歩道の段差切り下げ・勾配修正の推進、公園の改善、駐車場の整備などにも積極的に取り組んできました。

鉄道駅舎エレベーターについては、「大阪市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付要綱」に基づく助成制度や指導を行うことにより、障がいのある人や高齢者等の移動の円滑化の促進を図っています。

これらの取組により、障がいのある人が住みやすい環境づくりに一定の成果をあげてきたところですが、引き続き、障がいのある人の社会参加の促進に伴う多様なニーズに対応

^{2 1} 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の略称。公共交通機関の旅客施設・車両等のバリアフリー化を促進すること及び旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、移動の円滑化を重点的かつ一体的に推進することを内容としています。なお、2006（平成18）年12月に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」と統合し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行されました。

していくことが求められています。

そのため、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」については、「ユニバーサルデザイン」の理念、「バリアフリー法」、「障害者差別解消法」、「大阪府福祉のまちづくり条例」の趣旨を踏まえた見直しを行う必要があります。また、生活関連施設も含めたバリアフリー化をより一層進め、障がいのある人が住みやすい生活環境の整備や移動手段の確保に取り組んでいく必要があります。

旧市営交通機関（現 Osaka Metro 及び大阪シティバス（株））においては、「市営交通バリアフリー化推進指針（2011（平成 23）年 10 月策定）」に基づき、積極的にノンステップバスの導入を行い、2012（平成 24）年 4 月に全車ノンステップ化が完了したほか、地下鉄全駅でホームから地上までエレベーターによるワンルートを確保（2011（平成 23）年 3 月）するとともに、乗り換え経路におけるエレベーター整備を進め、2013（平成 25）年 6 月には地下鉄・ニュートラムのすべての乗換駅における乗り換え経路のワンルートが完成、2015（平成 27）年度には他社線への乗り換え経路についても一定完了しました。

現在 Osaka Metro では、既設バリアフリー経路の移動距離が長く、また幹線道路の横断が必要となるなど地下鉄利用者にとって不便となっている出入口について、一定の条件のもとバリアフリー経路の改善を目的としたエレベーターの整備を進めており、大阪市では Osaka Metro が実施するエレベーター整備に関する経費の一部を補助することにより整備促進を行っています。

大阪市では、プラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、障がいのある人や高齢者等の移動の円滑化と鉄道利用者の安全確保のため、民間鉄道事業者が実施する可動式ホーム柵等整備事業に要する経費の一部を補助することにより整備促進を行ってきました。

また、旧市営交通機関（現 Osaka Metro）では今里筋線や長堀鶴見緑地線、千日前線に可動式ホーム柵を設置するなど、障がいのある人の利用しやすい移動手段の確保に努めました。さらに、利用者の多い御堂筋線については、できるだけ早期に対策を講じる必要があると考え、2014（平成 26）年度に先行して心斎橋駅と天王寺駅に設置しています。

2016（平成28）年8月15日に東京地下鉄銀座線青山一丁目駅で、視覚障がいのある人の転落死亡事故が発生したことを見て、同月26日には国土交通省とりまとめの「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」が設置され、ハード・ソフト両面からの転落防止に係る総合的な安全対策の検討が行われました。

2016（平成28）年12月に国が公表した「駅ホームにおける安全性向上のための検討会（中間とりまとめ）」を見て、Osaka Metroでは早期の取組として2019（平成31）年度中に谷町線東梅田駅と堺筋線堺筋本町駅の2駅に可動式ホーム柵の設置を設置完了しています。また、2019（平成31）年4月にOsaka Metroが発表した「中期経営計画」では、2025（令和7）年度までにOsaka Metroの全駅にホーム柵を設置することが示されています。

大阪市では、Osaka Metroが実施する可動式ホーム柵整備に関する経費の一部を補助することにより整備促進を行っています。

旧市営交通事業の経営形態については、2017（平成29）年3月に「大阪市交通事業の設置等に関する条例を廃止する条例案」が可決されたことから、2018（平成30）年4月1日に、地下鉄事業は大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）に、バス事業は大阪シティバス株式会社に、それぞれ事業を引き継ぎました。

暮らしの場の確保については、障がいのある人にとって住みやすい環境として、単身でも安心して暮らすことができるよう民間賃貸住宅や市営住宅やグループホーム等の居住の場が充足していることが必要です。また、入居差別や入居拒否が起こらないよう、民間賃貸住宅所有者や地域住民の障がいに対するより一層の理解の促進が重要です。

このような暮らしの場の確保について、大阪市では、これまで市営住宅の優先入居措置やグループホームの整備促進に努めてきているところであり、また、障がいや障がいのある人についての地域の理解も深まってきているところですが、引き続き、暮らしの場の確保に向けた更なる取組が求められています。

さらに、グループホームについては、2015（平成27）年4月の消防法令改正により、消防設備、特にスプリンクラーの設置義務等が強化されています。大阪市ではグループホ

(課題)

① 生活環境の整備

- ア ひとにやさしいまちづくりの推進
- イ 大阪市建築物の整備、改善
- ウ 民間事業者に対する働きかけ
- エ 公園、駐車場等の改善

② 移動円滑化の推進

- ア 移動手段の整備
- イ 市営交通の事業の引継ぎ
- ウ 民間事業者に対する働きかけ
- エ 歩行空間の改善
- オ 自家用車利用に対する支援
- カ バリアフリー施設の情報発信

③ 暮らしの場の確保

- ア 市営住宅の改善等
- イ グループホームの設置促進
- ウ 民間住宅の確保
- エ 民間住宅のバリアフリー化の促進
- オ 住宅に関する情報提供

施策の方向性

(1) 生活環境の整備

ア ひとにやさしいまちづくりの推進

- ・ すべての人が使いやすく利用できるユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき整備を進め、障がいのある人の参加のもとに「ひとにやさしいまちづくり」を推進します。
- ・ 「障害者差別解消法」の理念に基づき、すべての市民・事業者が積極的に「ひとにやさしいまちづくり」に取り組むという意識の高揚を図るため、様々な機会をとらえて啓発を行います。

イ 大阪市建築物の整備、改善

- ・ 「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、市民が安全かつ快適に利用することができるよう、大阪市建築物の整備、改善に努めます。

ウ 民間事業者に対する働きかけ

- ・ 都市施設（不特定かつ多数の者の利用に供する建築物及び駐車場）を新たに設置する場合は「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づいて、関係事業者と協議や指導を行うなど、バリアフリーの推進を図ります。
- ・ また、重点整備地区内における開発については、基本構想の考え方へ沿った整備を進めるよう啓発していきます。

エ 公園、駐車場等の改善

- ・ 公園、駐車場等の整備にあたっては、階段のスロープ化や手すりの設置、車止めの改良、溝蓋の設置、障がいのある人に対応したトイレの整備等「ひとにやさしいまちづくり」の基本的な考え方に基づき、計画的に改善を図ります。

(2) 移動円滑化の推進

ア 移動手段の整備

- ・ 障がいのある人や関係事業者等と連携して策定した基本構想に基づき、鉄道駅舎、駅前広場、駅周辺施設に至る道路、信号機等の重点的・一体的なバリアフリー化を推進します。

イ 市営交通の事業の引継ぎ

- ・ 旧市営交通であった地下鉄事業は大阪市高速電気軌道株式会社 (Osaka Metro) に、バス事業は大阪シティバス株式会社にそれぞれ事業を引き継ぎましたが、これまで果たしてきた役割や取組を踏まえ、安全対策やバリアフリー化が進むよう働きかけていきます。
- ・ 大阪市会と大阪市高速電気軌道株式会社 (Osaka Metro) 及び大阪シティバス株式会社との間で、諸課題について連絡調整するための会議体を設置し、市民・利用者の声の共有や施策に関する意見交換等を行い、本市もオブザーバーとして参画しています。

ウ 民間事業者に対する働きかけ

- ・ 「バリアフリー法」に基づく基本方針において、移動円滑化基準の適合対象となる鉄道駅舎について、エレベーター設置等の段差解消、可動式ホーム柵の設置等の転落防止対策、多機能トイレや誘導案内設備の設置などのバリアフリー化やノンステップバスの新規導入が促進されるよう、積極的に働きかけます。
- ・ 民間鉄道駅の一部において駅員のいない駅があることから、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、障がいのある人や高齢者をはじめとしたすべての駅利用者が安全・安心に利用できるよう、国に対して、人員配置について鉄道事業者へ指導するよう要望していきます。

エ 歩行空間の改善

- ・ 重点整備地区内の主要な経路（特定経路）を対象に、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等を集中的に推進しています。その他の地区においても、大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱に基づき、視覚障がいのある人の利用が多い公共施設等から最寄りのバス停や鉄道駅等公共交通機関までの経路、主要交差点、歩道橋の階段昇降口部等への視覚障がい者誘導用ブロックの設置を推進し、必要に応じ歩道の設置や拡幅を行います。
- ・ 交差点における歩道の段差切り下げ・勾配修正については、先進事例も参考としながら障がいのある人が安全で快適に移動できるよう改善します。
- ・ 違法駐車、放置自転車対策を徹底し、障がいのある人をはじめすべての歩行者が安全かつ快適に歩道を利用できるようにします。

オ 自家用車利用に対する支援

- ・ 障がいのある人の行動範囲を大幅に広げるものとなる自家用車を活用できるよう、大阪府障がい者等駐車区画利用証制度の普及や車いす使用者用駐車スペースの確保などについて、啓発に努めます。また、市立駐車場における一時駐車料金割引を継続します。

カ バリアフリー施設の情報発信

- ・ 市立病院や図書館などの公共的施設や不特定多数の人が利用する民間施設のバリアフリー情報を、ホームページ等により情報発信します。

(3) 暮らしの場の確保

ア 市営住宅の改善等

- ・ 市営住宅の整備にあたっては、引き続きバリアフリー対応の住宅への改善に努めます。

- ・ 新築市営住宅の全戸について、「高齢者が居住する住宅の設計にかかる指針」及び「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき建設を行うとともに、障がいのある人を対象とした住宅の供給に努めます。
- ・ 特定目的住宅の障がいのある人の入居枠の確保に努めるとともに、車いす利用者住宅についても可能な限り増設を図ります。なお、特定目的住宅の募集の際に申込みがなかった車いす利用者住宅については、随時募集の対象とし、常時申込みが可能な入居枠の確保に努めます。

イ グループホームの設置促進

- ・ グループホームは、障がいのある人の地域での自立生活や、施設・病院等からの地域移行を図るために必要な「住まい」であり、引き続き、国の補助制度（新築）を活用した設置促進に努めます。
- ・ また、国の補助制度の対象外である賃貸住宅等を活用した設置に対する大阪市の整備補助等について、今後も引き続き実施していきます。
- ・ 都市部におけるグループホームに適した物件の確保の困難さに対応するため、市営住宅の活用を希望するグループホーム事業者に利用可能な住戸のマッチングについて、今後も引き続き実施し、より一層の設置促進に努めていきます。
- ・ また、現にグループホームが運営されている市営住宅の建替えを行う際には、事業者の希望と提供可能な住戸との適合化を図るとともに、国に対して関係法令の整合性の確保を求めていきます。
- ・ スプリンクラー等、グループホームが必要とする消防設備の設置について、スプリンクラー設置指導及び特例基準に基づき、引き続きグループホームの入居者の安全確保に努めています。
- ・ グループホームが一律に建築基準法上の「寄宿舎」とみなされること等によって、運営継続や新規設置が困難になることのないよう、大阪府内における建築基準法上の取扱いに関する申合せ事項の適切な運用に引き続き努めています。

ウ 民間住宅の確保

- ・ 大阪府や Osaka あんしん住まい推進協議会²²等と連携し、障がいのある人等の入居を受け入れる民間賃貸住宅やその仲介を行う不動産事業者、居住支援を行う団体等の情報提供を行います。また、入居を希望する障がいのある人が円滑に民間賃貸住宅へ入居できるよう取組を進めます。

エ 民間住宅のバリアフリー化の促進

- ・ 「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」等を踏まえ、大阪市の建替建設費補助制度を活用して建設する民間集合住宅について、一部のエリアで住戸内のバリアフリー化を義務付け、暮らしやすい住宅の供給促進に努めます。
- ・ 民間共同住宅においては、一定規模を超える建築物をバリアフリー整備の対象としていますが、障がいのある人などへの配慮が促進されるよう、「大阪府福祉のまちづくり条例」などの動向も注視して、整備対象の小規模化について検討を進めます。
- ・ すべての市民が自らの問題として積極的に「ひとにやさしいまちづくり」に取り組む機運を盛り上げるため、その必要性を周知するとともに、協力が得られるよう様々な機会をとらえて啓発を行います。

オ 住宅に関する情報提供

- ・ 大阪市立住まい情報センターにおいて、障がいのある人等に対する住宅相談も含めた住まいに関する様々な情報提供を行います。
- ・ 住宅改造に関する相談等の充実を図り、障がいのある人一人ひとりに適した住環境が確保されるように努めます。

²² 不動産関係団体や民間賃貸住宅の賃貸人、UR都市機構や住宅供給公社等の公的賃貸住宅事業者、府、市町村等が正会員となり 2015（平成 27）年 3 月に設立。（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 10 条に基づく居住支援協議会）

2 安全・安心

現状と課題

防災対策については、2011（平成23）年の東日本大震災や2016（平成28）年熊本地震、2018年（平成30年）に大阪にも甚大な被害をもたらした台風21号などの過去の大規模災害の教訓から、障がいのある人などの避難行動要支援者の避難支援等については、障がいの程度にかかわらず、支援を要する人の状況の把握、避難所での支援や福祉避難所等の確保、また、必要な生活物品等や医薬品・医療材料の確保などについて、関係機関等と連携を図りながら、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、具体的な取組を推進していく必要があります。

災害時や緊急時について、避難行動要支援者をはじめ、障がいのある人等を災害から救出、救護したり、災害発生のおそれがあるとき、事前に避難させたりすることは、安全で安心して暮らせる地域をつくっていくうえで、極めて重要な課題です。

また、災害の被害を軽減するためには、「自助」、「共助」、「公助」の連携が必要であり、障がいのある人自身が可能な範囲で災害に備えるとともに、地域における防災訓練等への障がいのある人の参加促進など、地域での避難支援等の取組を進める必要があります。

大きな災害が発生した直後などは、行政の支援が間に合わないことなどから、地域の支えあいが重要であり、日頃からの隣近所のコミュニケーションを図ることも必要です。そのためにも、様々な啓発等により、障がいのある人等に対する理解を深める必要があります。

防犯対策については、街頭における犯罪が多発している現状において、障がいのある人が安全で安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

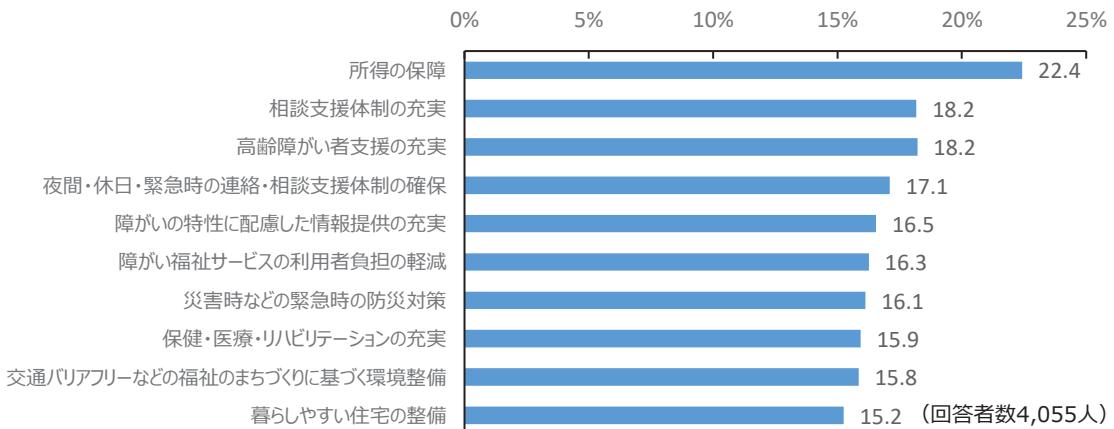
また、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、これまで各地域における講座の開催や啓発冊子の配布など様々な形で啓発・情報提供を行ってきましたが、悪質商法による消費者被害は依然として多く、その手口や対処方法などの知識の普及が必要であるため、引き続き、各地域において啓発・情報提供を行う必要があります。

2020(令和2)年2月に発生した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大により、障がいのある人が活動を自粛し、生活リズムを崩されたり、事業所でのクラスターの発生によりサービス提供に支障をきたす事態が起こり、障がいのある人が安心・安全に障がい福祉サービスを継続利用できるための体制整備が求められています。

◆◆◆◆◆◆◆◆2019（令和元）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆◆

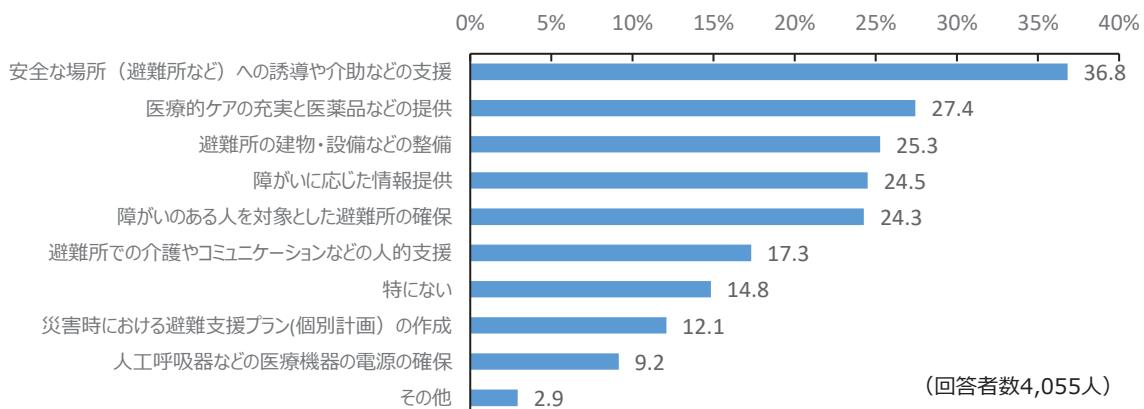
○ 障がい者施策全般に望むこと【複数回答】（障がい者本人用調査票）

（上位10項目のみ掲載）



障がい者施策全般に望むことでは、「災害時などの緊急時の防災対策」を回答された方が16.1%と多数おられ、防災対策に対する関心の高さがうかがえます。

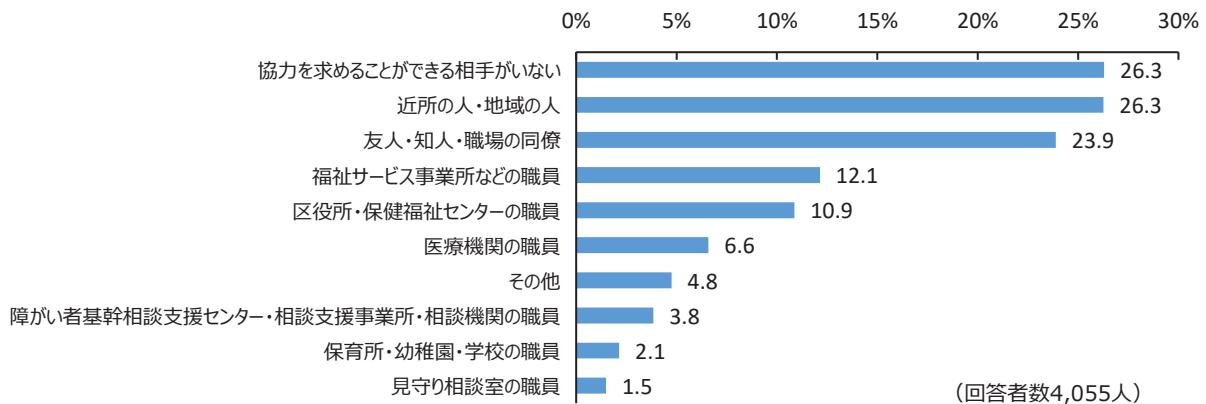
○ 災害時に必要と思うこと【複数回答】（障がい者本人用調査票）



「安全な場所（避難所など）への誘導や介助などの支援」が最も多く、要支援者の避難支援の取組の促進が求められています。また、「医療的ケアの充実と医薬品などの提供」が続いており、医療ニーズへの対応が求められています。

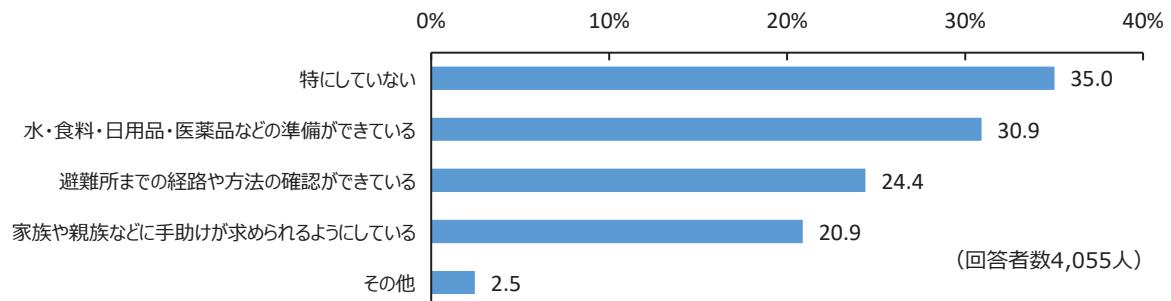
○ 災害等の緊急時に協力を求める相手【家族・親族を除く】【複数回答】

(障がい者本人用調査票)



「近所の人・地域の人」が26.3%となっているが、「協力を求めるができる相手がない」を回答された方も同率となっており、そういう方の状況や支援内容を把握するとともに、地域において支えあう取組を進める必要があります。

○ 災害時の備え【複数回答】(障がい者本人用調査票)



「特にしていない」が35.0%ともっとも高く、障がいのある人自身が災害時に備える必要があることがうかがえます。



(課題)

① 防災・防犯対策の充実

- ア 防災体制の強化
- イ 災害時・緊急時の対応策の充実
- ウ 防犯体制の強化
- エ 新型感染症対策

施策の方向性

(1) 防災・防犯対策の充実

ア 防災体制の強化

- 「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、要支援者の避難支援の取組の促進に努めていくとともに、障がいのある人をあらゆる災害から守るために、施設及び住宅の防災体制の強化を図ります。

イ 災害時・緊急時の対応策の充実

- 障がいのある人に対して、自身が可能な範囲で日ごろから災害に備えることができるよう周知します。
- 地域における防災訓練等への障がいのある人の参加促進など、地域での避難支援等の取組を支援します。
- 災害時・緊急時の避難誘導及び通報体制・避難ルートを整備するとともに、その周知徹底を図り、消防関係機関及び住民による避難誘導の実効性を確保します。
- 大きな災害が発生した直後などは、地域の支えあいが重要であるため、個人情報の保護に留意し、支援をする障がいのある人の所在把握や避難支援プラン（個別計画）の作成を通じて、状況や支援内容を日常的に把握します。
- また、様々な障がいの特性について理解を深め、障がい特性に配慮しながら、障がいのある人に対して避難訓練等への参加を働きかけ、地域における救出、救護の充実を図ります。
- 安否確認の体制や社会福祉法人・N P O等と連携した福祉サービス・福祉用具・医療の確保、心のケアのあり方などについて検討を進めます。
- 「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、避難行動要支援者への情報伝達体制の整備や、避難された後の状況に応じて必要な医療・保健・福祉サービスを提供するための体制整備を図ります。

- ・ 加えて、福祉避難所で必要となる医薬品や生活物品の確保の取組を実施します。
- ・ 障がいのある人等で、避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を対象に受け入れを行う「福祉避難所」について、社会福祉施設等の関係団体との調整を進め、その確保に努めます。
- ・ また、地域の防災訓練等において、福祉避難所への搬送訓練等を実施し、福祉避難所運営の実効性の向上を図っていきます。
- ・ 福祉避難所への移動方法等の対応や受け入れ機能の整備、避難行動要支援者の名簿の活用等について、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき取組を進めます。

ウ 防犯体制の強化

- ・ 障がいのある人を犯罪から守り、安全で安心なまちづくりを進めるため、地域の実情に応じた防犯活動の支援や犯罪被害防止のための広報・啓発、防犯活動を進めます。
- ・ 消費者被害を防止するため、近隣での日々の見守りや声かけができるような、地域づくりを支援します。
- ・ 障がいのある人に対する悪質商法による消費者被害を防止するため、悪質商法の手口や防止方法を紹介する講座の開催など、障がいのある人に対し、地域の実情や障がいの状況に応じた形で啓発や情報提供を行います。

エ 新型感染症対策

- ・ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等、感染症の発生時において、障がい福祉サービスを継続利用できるよう、障がい分野での対応窓口を通じ、事業所からの意見等を踏まえ、危機管理、医療、福祉分野が連携して支援する体制の整備に努めます。
- ・ また、起こった問題について、障がい者施策推進協議会、市地域自立支援部会等において、意見集約、課題整理を行います。

第6章 地域で安心して暮らすために

1 保健・医療

現状と課題

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が課題となっており、障がいのある人が住み慣れた地域において健康でいきいきと暮らしていくためには、福祉サービスと在宅医療の充実などをより一層図り、個々人の状況に応じた健康づくりと安心して医療を受けられることが必要です。

障がいのある人が適切な医療を受けるにあたっては、医療機関における障がいに対する理解やコミュニケーションの配慮、及びアクセスや設備などが整った受診しやすい環境づくりを関係機関などが連携し進めていく必要があります。

配慮や支援をする障がいのある人が入院した際、医療機関においては介護ニーズに十分に対応できないことがあるため、支援するための制度整備が必要です。2018（平成30）年4月より入院中の医療機関における重度訪問介護の利用が一部可能となりましたが、利用できる方は限定されています。障がいのある人が、地域で安心した生活が送れるよう、様々な障がい種別への支援に対応できる地域医療・リハビリテーション体制の充実が必要です。

高度急性期、急性期、回復期、慢性期といった患者の状態に応じて、適切な医療を効果的かつ効率的に提供するためには、不足する医療機能の充足を図るとともに、医療機能の分化・連携を促進する必要があります。

2011（平成23）年に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、介護福祉士や一定の研修を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施が可能となったところですが、一層のサービス提供基盤の充実が必要です。

医療的ケアを必要とする障がいのある人の地域生活を支えるため、保健・医療・福祉が連携した支援体制の整備が必要です。

乳幼児健康診査等で障がいが疑われたこどもに対しては、早期に適切な医療や支援を提

供するとともに、保護者や関係者に対して必要な知識や情報を提供することが重要です。

また、障がいのある子どもやその保護者等が安心して地域で暮らせるよう、関係機関等が連携した療育支援体制の充実が必要です。

外出することが困難な精神障がいのある人を支援するために、相談体制の充実や安心して参加できる居場所づくり等の取組が必要です。

また、精神障がいのある人が安心して地域で生活するためには、身近なところで必要なときに必要な医療サービスを受けられるシステムが必要です。

しかし、市内には精神科の専門病院が非常に少なく、精神科病床も限られていることから、入院医療の多くは市外の精神科病院で行われています。

そのため、「大阪府保健医療計画」及び「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」との整合性を図りながら、大阪府、堺市と共同で精神科救急医療体制²³の整備を行うとともに、2005（平成17）年に「おおさか精神科救急医療情報センター」を設置したところです。

大阪市単独事業としては2008（平成20）年7月から休日・夜間の救急外来対応ができる診療所の固定化を図り、一次救急医療体制²⁴の強化を行いました。2015（平成27）年8月より、一般救急病院や救命救急センターにおいて、精神科合併症患者の身体的な治療を終えた患者がスムーズに精神的な治療を受けることができる「精神科合併症支援システム」の運用を大阪府、堺市と共同で行いました。

アルコール・薬物・ギャンブル等依存症について、医療機関や民間団体・回復施設等と相互に連携し、依存症である人及びその家族等の地域のニーズに総合的に対応するため、地域の実情に応じた必要な支援を推進することが求められています。

難病患者にとって、疾病に対する不安と医療費や介護費の負担など、心理的、経済的負担は大きいものがあります。医療費負担の軽減や療養生活上の相談、在宅療養における居宅

²³ 休日・夜間に於いて緊急な精神科医療を提供する診療体制。

²⁴ 休日・夜間に、外来診療で対応可能な精神疾患をもつ患者のための救急診療体制。

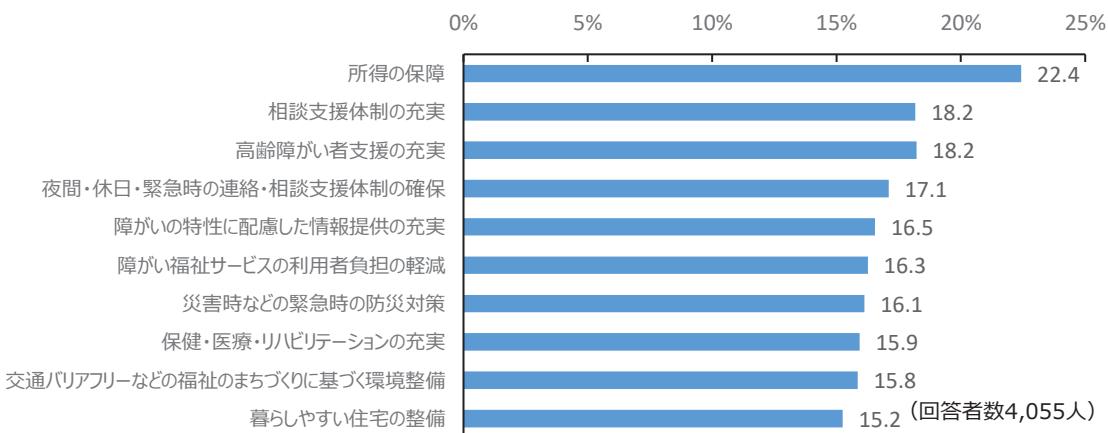
生活支援、また、疾病に関するものはもちろん、介護・療養に関する情報提供など、医療と保健・福祉が連携した難病患者に対する幅広い支援の推進が求められています。

また、長期入所・入院から地域での自立生活への移行を推進するためには、地域生活での様々な医療ニーズに対応した相談窓口や医療・リハビリテーション体制や緊急時の支援体制、また、在宅療養における支援サービス等の整備・充実も求められるところです。

◆◆◆◆◆◆◆◆2019（令和元）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆

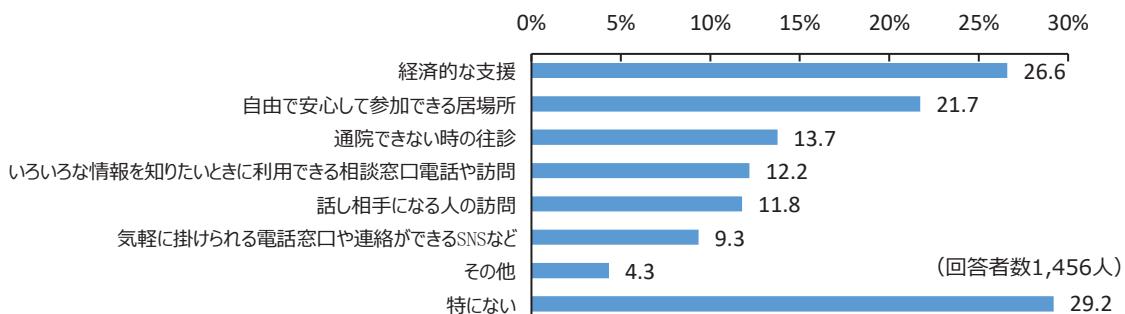
○ 障がい者施策全般に望むこと【複数回答】（障がい者本人用調査票）

（上位10項目のみ掲載）



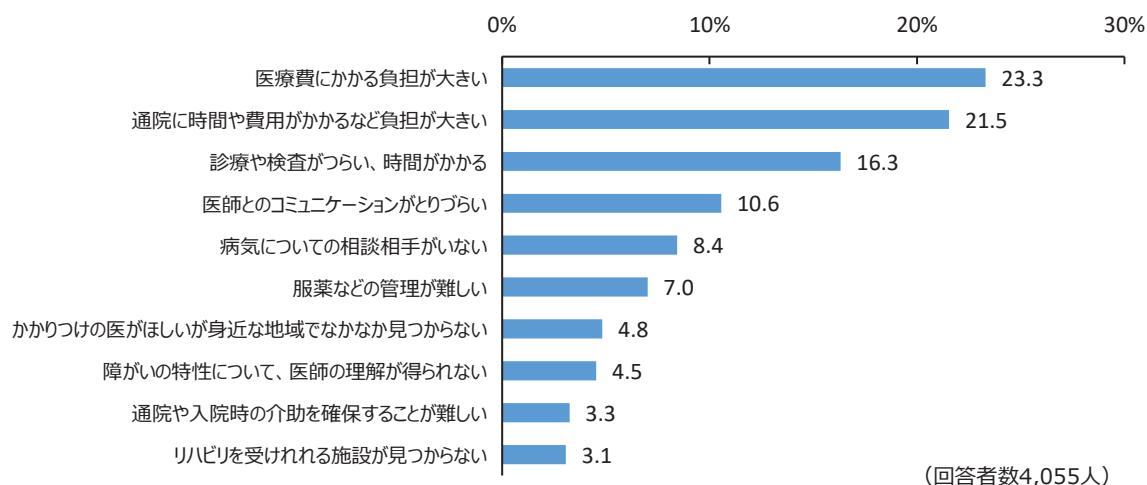
障がい者施策全般に望むことでは、「保健・医療・リハビリテーションの充実」を回答された方が15.9%と多数おられ、関心の高さがうかがえます。

○ 必要な支援や取組【複数回答】（障がい者本人用調査票）



「経済的な支援」に次いで「自由で安心して参加できる居場所」となっており、障がいのある人が安心して参加できる場所が求められています。

○ 医療に関する困りごと【複数回答】（障がい者本人用調査票）
(上位 10 項目のみ掲載)



「医療費にかかる負担が大きい」を回答された方が最も多く、費用負担の軽減が求められています。また、通院や医師とのコミュニケーションに関する支援が求められています。



(課題)

- ① 総合的な保健、医療施策の充実
 - ア 障がいのある人の健康管理の推進
 - イ 受診機会の保障

- ② 地域におけるリハビリテーション・医療の充実
 - ア 地域におけるリハビリテーション体制の整備
 - イ 中途障がいのある人の地域リハビリテーションの充実
 - ウ 地域における医療連携体制の構築
 - エ 医療的ケアの体制整備

- ③ 療育支援体制の整備
 - ア 療育支援体制の充実
 - イ 連携の強化

④ 精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備

ア 地域精神保健福祉相談体制の充実

イ 地域精神医療体制の整備

⑤ 依存症対策の推進

ア 依存症に対する理解の推進

イ 相談支援体制の充実

⑥ 難病患者への支援

ア 医療制度の充実

イ 保健事業の充実

施策の方向性

(1) 総合的な保健、医療施策の充実

ア 障がいのある人の健康管理の推進

- ・ 障がいのある人にとって二次的機能障がいは生活上の困難の大きな原因の一つとなっているため、二次的機能障がい予防のための健康診査事業を充実、啓発に努め健康管理の推進に努めます。

イ 受診機会の保障

- ・ 大阪府で実施している「大阪府障がい者地域医療ネットワーク推進事業」協力医療機関とも連携しながら、身近な地域で障がいのある人が適切な医療を受けられる仕組みづくりについて検討します。
- ・ 医療機関受診に際して支援や配慮が必要な障がいのある人が、安心して適切に治療や相談を受けることができるよう、医療機関に対する啓発を行います。
- ・ 配慮や支援を要する障がいのある人が入院した場合の介護ニーズについて、入院中の医療機関における重度訪問介護利用ができる対象者の範囲を拡大するなど、十分な対応が可能となるよう、国に対して制度整備を働きかけていきます。
- ・ 障がいのある人の歯科診療については、一般歯科医院での治療が困難な人が容易に受診できるよう歯科診療事業や医療機関の情報提供の充実に努めます。
- ・ 障がいのある人が安心して適切な医療を受けられるよう、大阪府に対して障がい者医療費助成制度の対象範囲の拡大を要望するとともに、国に対しても医療費助成制度が国の制度として統一した基準を設けて実施されるよう引き続き要望していきます。
- ・ コミュニケーションの支援が必要な障がいのある人が医療機関に入院した際、医師や看護師等との意思疎通が可能となるよう支援を行います。

- ・ 重症心身障がい児（者）が、急病時に、円滑に適切な医療を受けられるよう、専門的な知識等を有するコーディネーターを配置し、連携する医療機関の確保、受入れの調整を図るなど、医療体制の構築を進めます。

（2）地域におけるリハビリテーション・医療の充実

ア 地域におけるリハビリテーション体制の整備

- ・ 障がいのある人が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、筋委縮性側索硬化症や重度重複障がい、高次脳機能障がいなど、様々な障がい種別への支援に対応していくよう、心身障がい者リハビリテーションセンター等のリハビリテーション機能を有する施設、さらには医療機関・関係団体等と連携し、地域リハビリテーション体制の充実に努めます。
- ・ 心身障がい者リハビリテーションセンターは、地域においてリハビリテーション機能を有する関係諸機関と緊密に連携し、基幹施設として地域に即したコーディネート機能等のより一層の充実を図ります。
- ・ 舞洲障がい者スポーツセンター（アミティ舞洲）や長居障がい者スポーツセンターでは、スポーツセンターの環境を有効に活用し、利用者のライフスタイルに応じてのリハビリテーション、運動プログラムの作成を支援する相談事業を行います。

イ 中途障がいのある人の地域リハビリテーションの充実

- ・ 中途障がいのある人への支援として、医療・保健・福祉機関や当事者団体等と連携をとり、早期に、短期・集中的な訓練と心理的な支援、さらにはその後につながる職場復帰や社会復帰に向けた自立した生活を送るための訓練ができるような支援体制の整備に努めます。

ウ 地域における医療連携体制の構築

- ・ 2025（令和7）年に必要な病床機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）を確保していくために、病床機能のあり方を検討していくとともに、各病床機能の分化と連携を促進し、効率的かつ質の高い医療体制を構築していきます。

エ 医療的ケアの体制整備

- ・ 障がい福祉サービス事業所に対し、医療的ケアに係る介護技術の向上を目的とした研修等を実施することにより、サービス提供基盤の充実に努めます。
- ・ 特にニーズの高いショートステイについて、医療機関と連携して医療的ケアに対応したショートステイ事業の充実に努めます。
- ・ 医療的ケアを必要とする障がいのある人が地域の身近なところでサービスを利用できるよう、障がい福祉サービスについて、医療的ケアに十分対応できる報酬単価となるよう国に要望していきます。
- ・ 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもが地域において必要な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の各関係機関が連携するための体制整備に努めます。

（3）療育支援体制の整備

ア 療育支援体制の充実

- ・ 大阪市こども相談センター、心身障がい者リハビリテーションセンターや区保健福祉センターが関係機関等と連携し、各種相談、医学的診断・検査、発達評価の充実に努めるほか、家族に対して子育て全般を含めた日常生活場面及び発達援助への助言を行うなどの、療育支援体制の強化に努めます。
- ・ 障がいのある子どもについては、できる限り早期に療育支援を行うことが重要とされていることから、乳幼児健康診査や4・5歳児発達相談等によって障がいが疑われた子どもへの早期療育支援体制の充実に努めます。

- ・ 発達障がいのある子どもの支援については、専門療育機関を設置し、身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすための個別的・専門的療育を親子通園により実施します。
- ・ 保護者も含めた家族を支援する観点にたち、地域で安心して子育てを行っていくよう、子育てに関する自信の回復や不安を軽減し、親子関係の安定化を図ることにより、子どもの自尊感情を育み、自立に向けた取組ができるよう支援します。

イ 連携の強化

- ・ 障がいのある子どもの早期医療体制から早期治療・療育に結びつけていくため、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の有機的な連携体制の確立を図るとともに、諸機関の間で中断されることなく連続したフォローアップ体制を整え、発達段階に応じた種々の対応が継続的かつ円滑に行われるよう努めます。

(4) 精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備

ア 地域精神保健福祉相談体制の充実

- ・ 地域における精神保健福祉相談の充実を図るため、区保健福祉センターと地域活動支援センター（生活支援型）などと連携強化するとともに、精神障がいのある人の複合的課題に対応していくよう、こころの健康センターが、助言・指導などの技術的支援を行います。
- ・ 精神保健福祉の相談機関では精神障がいのある人の相談だけでなく広く市民に対し、精神疾患の一次予防（疾病そのものの予防）、二次予防（早期治療に加えて症状の悪化や再発を防止）の視点に立って、幅広くこころの健康づくりの推進を図ります。
- ・ 相談体制を充実させるとともに、他者とのコミュニケーション技術の向上のためのグループワークや、社会生活に適応するための対処方法を学ぶ生活技能訓練を実施し、外出することが困難な精神障がいのある人が、安心して参加できる居場所づくり等の取組を行います。

イ 地域精神医療体制の整備

- ・ 精神科救急医療体制については、大阪府、堺市、関係機関と連携しながら、引き続き充実を図るとともに、精神科身体合併症²⁵を有する患者に対しては、2015(平成27)年8月より運用している精神科合併症支援システム運用の強化を通じて、精神科身体合併症患者に対する救急医療体制の充実を図ります。
- ・ また、市民が身近なところで医療サービスを受けることのできるよう一般病院とも連携を進め、その方策を検討します。

(5) 依存症対策の推進

ア 依存症に対する理解の推進

- ・ アルコール・薬物・ギャンブル等依存症に対する理解を深められるよう、依存症である人の支援者に対する研修を実施するとともに、依存症である人の家族に対する家族教室の充実、依存症に関する普及啓発に努めます。

イ 相談支援体制の充実

- ・ 各依存症に対する相談窓口を設置し、依存症である人やその家族等に対する専門相談の充実を図ります。
- ・ 地域における依存症支援体制検討会、依存症関係機関連携会議等を通じ、各関係機関との連携を図り、依存症である人の支援についての協議、検討を進めます。

²⁵ 精神疾患に加えて、内科・外科等の治療を必要とする疾患有する状態のことです。

(6) 難病患者への支援

ア 医療制度の充実

- ・ 「難病の患者に対する医療等に関する法律」が制定され、医療費の助成対象となる疾病が拡大されたところであり、保健・医療・福祉にわたる総合的な難病対策の充実に努めるとともに、引き続き患者の負担軽減等について、国に対して働きかけていきます。

イ 保健事業の充実

- ・ 難病患者、小児慢性特定疾病児、家族を対象にした専門医、保健師、小児慢性特定疾病児の養育経験者（ピアカウンセラー）等による医療、保健、福祉等に関する療養相談会や、患者・家族の療養生活上生じる問題や障がいの軽減を図るための交流会等について、患者・家族が参加や相談しやすいものとなるよう、より充実を図ります。

第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の概要

大阪市障がい福祉計画は「障害者総合支援法」第88条に基づく市町村障がい福祉計画として策定するもので、大阪市として6期目の計画であり、国の基本指針に基づき2021(令和3)年度から2023(令和5)年度の3年間を計画期間とします。

また、大阪市障がい児福祉計画は「児童福祉法」第33条の20に基づく市町村障がい児福祉計画として策定するものであり、国の基本指針に基づき2021(令和3)年度から2023(令和5)年度の3年間を計画期間とします。

国の基本指針においては、「市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成することが必要である」とし、次の7項目を示しています。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保
- 7 障害者の社会参加を支える取組

また、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次の7つの成果目標を定めています。

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

大阪市では、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等が計画的に提供されるよう、国の基本指針に即して成果目標を設定するとともに、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3年間における各サービス等の見込量を定めます。

2 計画の分析・評価

本計画において設定する成果目標については、活動指標（障がい福祉サービス等の利用実績など）の活用も図りつつ、進捗状況の把握・分析を行い、その結果については大阪市障がい者施策推進協議会及び専門部会へ報告し、評価・分析に対する意見を求めるとともに、広く市民に公表します。また、同協議会等の意見に基づき、本計画の見直しその他の必要な措置を講じます。

第2章 成果目標

1 施設入所者の地域移行

(1) 成果目標

① 地域移行者数

102人（2020（令和2）年度から2023（令和5）年度の4年間）

② 施設入所者数

1,306人（2019（令和元）年度末）→ 1,285人（2023（令和5）年度末）

【21人の減】

(2) 成果目標の考え方

① 地域移行者数について、第5期計画における国の基本指針では、2016（平成28）年度末時点の施設入所者数の9%以上を目標数値として設定するよう示されていました。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2016（平成28）年度末の施設入所者数（1,348人）の9%（122人）に、第4期計画における未達成者見込（32人）を加えた154人を2020（令和2）年度末までに地域移行するものとして設定しました。2020（令和2）年度末見込では131人となる見込みとなっています。

第6期計画における国の基本指針では、2019（令和元）年度末時点の施設入所者数の6%以上を目標数値として設定するよう示されています。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2019（令和元）年度末の施設入所者数（1,306人）の6%、79人に、第5期計画における未達成者見込（23人）を加えた102人以上を2023（令和5）年度末までに地域移行するものとして設定します

② 施設入所者数について、第5期計画における国の基本指針では、2016（平成28）年度末時点の施設入所者数の2.0%以上削減を目標数値として設定するよう示されました。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2016（平成28）年度末の施設入所者数（1,348

人) の 2.0%を削減することとし、2020（令和2）年度末時点の施設入所者数を 1,321 人として設定しました。2019（令和元）年度見込では 1,306 名となり、第5期計画の目標数値を達成しております。

第6期計画における国の基本指針では、2019（令和元）年度末時点の施設入所者数の 1.6%以上削減を目標数値として設定するよう示されています。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2019（令和元）年度末の施設入所者数（1,306 人）の 1.6%（21 人）を削減することとし、2023（令和5）年度末の施設入所者数を 1,285 人と設定します。

〔参考〕 国の基本指針

- ① 2019（令和元）年度末時点の施設入所者数の 6 %以上の地域生活への移行と、現計画で定める 2020（令和2）年度末までの施設入所者の地域生活への移行実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて設定。
- ② 2019（令和元）年度末時点の施設入所者数の 1.6%以上の削減と、現計画で定める 2020（令和2）年度末までの施設入所者の削減数が目標に満たないと見込まれる割合を加えて設定。

※ なお、18 歳以上の障がい児施設入所者を除いて成果目標を設定。

〔参考〕 大阪府の基本的な考え方

- ①②ともに国の基本指針に沿って目標を設定。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 成果目標

① 精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数

1 年平均 316 日以上（2023（令和5）年度）

② 精神病床における 1 年以上の長期入院者数

1,773 人（2019（令和元）年度）→ 1,680 人（2023（令和5）年度）

【93 人の減】 ※ 65 歳以上と 65 歳未満の区別は設けません。

③ 精神病床における早期退院率

- ・ 入院後 3 か月時点 69%以上（2023（令和5）年度）
- ・ 入院後 6 か月時点 86%以上（2023（令和5）年度）
- ・ 入院後 1 年時点 92%以上（2023（令和5）年度）

④ 地域移行支援による地域移行者数（大阪市独自の目標設定）

60 人（各年度 20 人）

(2) 成果目標の考え方

① 国の基本指針に基づき、退院後 1 年以内の地域における平均生活日数を 316 日以上と設定する。

② 精神病床における 1 年以上の長期入院者数について、国の基本指針では、都道府県の成果目標として、国の提示する推計式を用いて目標設定することとしています。

それに対して、大阪府の基本的な考え方においては、国の提示する推計式を用いず、大阪府独自の方法により目標を設定することとしています。

この項目は都道府県の成果目標となっていますが、大阪市としては、これまでも目標設定してきたことを踏まえ、大阪府の成果目標との整合性を図る観点から、大阪府の基本的な考え方に基づき設定します。

大阪府の基本的な考え方では、令和元年 6 月末時点の精神病床における 1 年以上の長期

入院患者数 8,102 人の 94.76%である 7,677 人（入院前住所地が不明・他府県の 1,011 名を除く。）を令和 5 年 6 月末時点の目標としており、大阪市においては、令和元年 6 月末の 1 年以上の長期入院患者数が^g 1,773 人であることから、大阪府の基本的な考え方に基づき、1,680 人を目標設定します。

- ③ 精神病床における早期退院率について、国の基本指針では、都道府県の成果目標として、入院後 3 か月時点は 69%以上、入院後 6 か月時点は 86%以上、入院後 1 年時点は 92%以上に設定することとしており、大阪府では、国の基本指針に沿って目標を設定することとしています。

この項目は都道府県の成果目標となっていますが、大阪市としては、これまでも目標設定してきたことを踏まえ、国の基本指針に沿って成果目標を設定します。

- ④ 大阪市独自の目標設定として、地域移行支援による地域移行者数を第 5 期計画と同様に 60 人とします。

〔参考〕 国の基本指針

- ① 精神障がい者の精神病床からの退院後 1 年以内の地域での平均生活日数の平均を 316 日以上に設定。
- ② 国が提示する推計式を用いて、2023（令和 5）年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）を設定。
- ③ 2023（令和 5）年度において、入院後 3 か月時点の退院率は 69%以上、入院後 6 か月時点の退院率は 86%以上、入院後 1 年時点の退院率は 92%以上に設定。

〔参考〕 大阪府の基本的な考え方

- ② ③については、国の基本指針に沿って目標を設定。
- ②については、令和元年 6 月末の 1 年以上の長期入院患者数が 8,102 人であり、直近の全入院患者に占める 1 年以上長期入院患者の割合の実績や全入院患者の推移を踏まえ、令和 5 年 6 月末時点での全入院患者に占める 1 年以上の長期入院患者数の割合を 54.3%、全入院患者数を 16,000 人と推計し、7,677 人（入院前住所地が不明・他府県の 1,011 名を除く。）と目標設定することとした。なお、大阪府においては年齢に関係なく退院促進の取組みを進めていることから年齢区分を設けない。

3 福祉施設からの一般就労

(1) 成果目標

- ① 2023（令和5）年度の福祉施設（就業・生活支援センター及び職業能力開発訓練施設を含む）から一般就労への移行者数 1,168人
- ② 2023（令和5）年度の就労移行支援事業からの一般就労への移行者数 663人
- ③ 2023（令和5）年度の就労継続支援A型事業所からの一般就労への移行者数 201人
- ④ 2023（令和5）年度の就労継続支援B型事業所からの一般就労への移行者数 83人
- ⑤ 2023(令和5)年度の就労支援事業を通じて一般就労に移行する者の中7割が就労定着支援を利用
- ⑥ 就労支援事業所のうち、就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上にする

(2) 成果目標の考え方

- ① 福祉施設から一般就労への移行について、国の基本指針では、2019（令和元）年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上、併せて、就労移行支援1.30倍以上、就労継続支援A型1.26倍以上、就労継続支援B型1.23倍以上を基本としています。
大阪市としては、2023（令和5）年度中に一般就労に移行する者を、2019（令和元）年度の一般就労への移行実績（826人）の1.27倍（1,050人）並びに就業・生活支援センター及び職業能力開発訓練施設から一般就労者数の直近実績である人数（118名）を合算し1,168名を目標として設定します。
- ② 就労移行支援事業からの一般就労への移行について、大阪府の成果目標との整合性を図る観点から、大阪府の基本的な考え方に基づき、2019（令和元）年度移行実績の1.30倍（663人）を目標として設定します。
- ③ 就労継続支援A型事業所からの一般就労について、大阪府の成果目標との整合性を図る観点から、大阪府の基本的な考え方に基づき、2019（令和元）年度移行実績の1.26

倍（201人）を目標値として設定します。

- ④ 就労継続支援B型事業所からの一般就労について、大阪府の成果目標との整合性を図る観点から、大阪府の基本的な考え方に基づき、国の基本指針に基づき、2019（令和元）年度移行実績の1.23倍（83人）を目標値として設定します。
- ⑤ 就労支援事業を通じて一般就労に移行する者のうち7割が就労定着支援を利用するすることを目標値として設定します。
- ⑥ 就労支援事業所のうち、就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上にすることを目標値として設定します。

〔参考〕国の基本指針

- ① 2023（令和5）年度中に一般就労に移行する者を、2019（令和元）年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本として設定。
- ② 2023（令和5）年度中に、就労移行支援事業から一般就労する者を、2019（令和元）年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本として設定。
- ③ 2023（令和5）年度中に、就労継続支援A型事業所から一般就労する者を、2019（令和元）年度の一般就労への移行実績の1.26倍以上とすることを基本として設定。
- ④ 2023（令和5）年度中に、就労継続支援B型事業所から一般就労する者を、2019（令和元）年度の一般就労への移行実績の1.23倍以上とすることを基本として設定。
- ⑤ 2023（令和5）年度中に、就労支援事業を通じて一般就労に移行する者のうち7割が就労定着支援を利用することを基本として設定。
- ⑥ 就労支援事業所のうち、就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上にすることを基本として設定。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ①⑤⑥については、国の基本指針に沿って目標を設定。
- ②③④については、大阪府下全体の実績を②は1.3倍、③は1.26倍、④は1.23倍した後、市町村の実績で按分した数値を設定。

4 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がいのある人の地域生活の支援については、大阪市障がい者支援計画等に基づき取組を進めているところですが、依然として親の高齢化により生活に困難をきたしているケースや、障がいのある人が重度化・高齢化してもサービスにつながっていないケース、緊急対応や虐待対応が必要とされるケースなどの課題があります。また、入所施設等からの地域生活への移行を推進するためにも、地域生活支援拠点等の機能を強化していく必要があります。

国においては、第5期障がい福祉計画の目標設定の1つとして、障がいのある人の地域生活を支援するため、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの各機能を、地域の実情に応じて整備する地域生活支援拠点等について、2020（令和2）年度末までに少なくとも1つを整備することとされました。

大阪市では、市地域自立支援協議会等において関係者からの意見を聴きながら検討を進めており、社会資源の整備状況等を考慮し、事業者同士が連携して地域生活を支える面的整備型を基本として整備を進めています。

2018（平成30）年度からは、各区障がい者相談支援センターを基幹相談支援センターと位置付けて「相談」の支援体制の充実を図るとともに、区保健福祉センターが「調整役」となり、様々な分野の関係機関により支援方針を検討・共有できる総合的な支援調整の場である「つながる場」に参画する等、他分野の相談支援機関との連携強化等、「地域の体制づくり」に取り組んでいます。

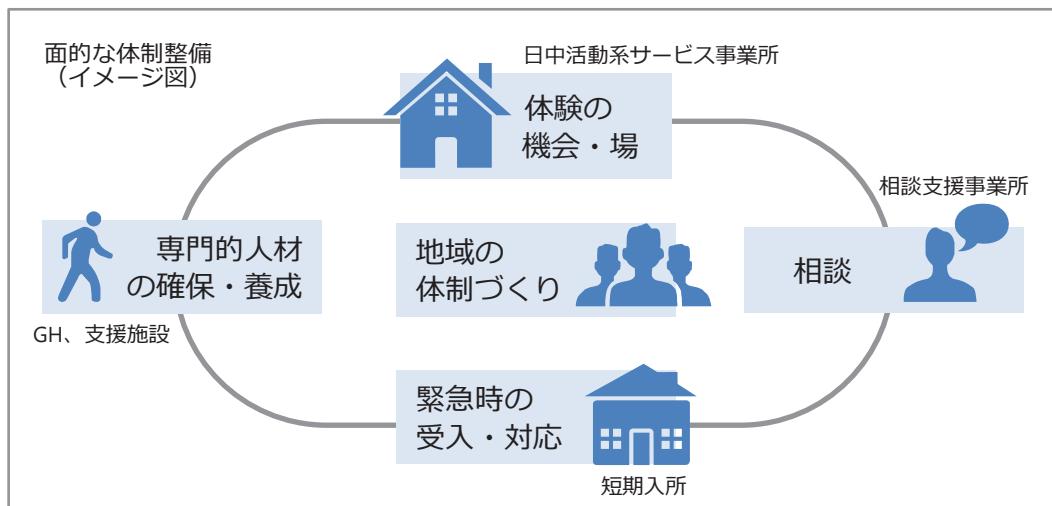
また、相談支援専門員に対する研修や、専門的な観点から助言等を行うスーパーバイザーを派遣する体制を確保する事業（障がい者相談支援調整事業）等、「専門的人材の確保・養成」に取り組んでいます。

2019（令和元）年度からは、夜間・休日等に介助者が急病等により不在となる事態が生じた場合に居宅を訪問する等して支援を行った際の経費を支給する事業（障がい者夜間・休日等緊急時支援事業）を、2020（令和2）年度からは、介助者不在になった障がいのある人を施設で一時的に保護し、生活の相談に応じる事業（障がい者緊急一時保護事業）を

実施することにより「緊急時の受け入れ・対応」の機能を整備しました。

今後は、「体験の機会・場」の機能について、親元からの自立等にあたり一人暮らしの体験の機会・場を提供する方法を検討するとともに、すでに整備した各機能についても、障がいのある人が地域で安心して生活できるものとなるよう、市地域自立支援協議会等において、年1回以上の運用状況の検証を行い、地域生活支援拠点等の機能の充実を進めます。

	機能	国が求める機能
1	相談	常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談・支援を行う機能
2	緊急時の受入・対応	常時の緊急受入体制等を確保したうえで、緊急時の受入や医療機関への連絡等の対応を行う機能
3	体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等にあたって、G Hや一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
4	専門的人材の確保・養成	専門的な対応ができる体制の確保や人材の養成を行う機能（医療的ケア・行動障がい等）
5	地域の体制づくり	地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能



[参考] 国の基本指針

- ・ 地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、令和5年度末までの間、各市町村又は圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

[参考] 大阪府の基本的な考え方

国の基本指針に沿って目標を設定。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある子どもの支援については、保育所や認定こども園等の子育て支援施策の利用状況を踏まえながら、専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築していく必要があります。

(1) 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の基本指針では、障がいのある子どもの重層的な地域支援体制の構築をめざすため、2023（令和5）年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、及びすべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされています。

大阪市では、既に11か所の児童発達支援センターが設置されており、そのすべてが保育所等訪問支援事業を実施していること、さらに他に60か所の保育所等訪問支援事業所が運営されていることから、児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核として、専門的機能をより発揮できるような提供体制を引き続き確保するとともに、保育所等訪問支援についても必要な支援を提供できる体制を確保していきます。また、他の障がい児通所支援事業所等と緊密な連携等が行えるよう取組を進めています。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針では、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、2023（令和5）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することとされています。

また、大阪府の基本的な考え方では、大阪府内の重症心身障がい児の人数が約2,400人であり、その方が少なくとも週1日は事業所を利用できるように目標を設定することとさ

れています。

大阪市内の0～5歳の重症心身障がい児は約190人であり、対象者が週1日必要な支援を受けるためには、利用定員40人分の児童発達支援事業所が必要です。大阪市では、既に28か所、利用定員の合計155人で運営されていることから、引き続き、適切な支援が行われる体制を確保していきます。

また、大阪市内の6～17歳の重症心身障がい児は約700人であり、対象者が週1日必要な支援を受けるためには、利用定員145人分の放課後等デイサービス事業所が必要です。大阪市では、既に31か所、利用定員の合計178人で運営されていることから、引き続き、適切な支援が行われる体制を確保していきます。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、2023（令和5）年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、地域における医療的ケア児のニーズを勘案し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとされています。

大阪市では、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、協議を行ってきたところです。引き続き、課題の共有等、連携を図るために協議を行います。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターについて、市内の障がい福祉サービス事業所に従事する職員を対象に実施するコーディネーター養成研修の修了者を139名配置することを目標とします。

〔参考〕国の基本指針

- ① 2023（令和5）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ② 各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、2023（令和5）年度末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ③ 2023（令和5）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- ④ 2023（令和5）年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ①②④については、国の基本指針に沿って目標を設定。
- ③については、大阪府内の重症心身障がい児の人数が約2,400人であることを把握していることから、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の平均的な登録児童数で除したカ所数を参考にして目標を設定。

6 相談支援体制の充実・強化等

(1) 成果目標

各区の基幹相談支援センターによる、地域づくり・人材育成を担う相談支援体制の強化

(2) 成果目標の考え方

国の基本指針において、相談支援体制の充実・強化のため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することが示されています。

そのなかで、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業者的人材育成及び地域の相談機関との連携強化の取組が求められています。

また、これらの取組を実施するにあたり、その担い手として基幹相談支援センターが示されています。

大阪市では、各区に1か所設置した基幹相談支援センターが、地域における相談支援の中核的な役割を担い、地域の相談支援事業者の後方支援を実施していますが、相談対象となる障がい者手帳所持者や障がい福祉サービス利用者（支給決定者）が年々増加し、対象者の課題が複雑・多様化しています。

各区において、障がいの種別や各種のニーズに対応できる相談支援の実施、人材育成による相談支援の質の向上、及び包括的な相談支援の実施に向けた連携強化の取組を行うためには、その担い手である各区の基幹相談支援センターの体制を強化する必要があります。

〔参考〕 国の基本指針

2023（令和5）年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。

〔参考〕 大阪府の基本的な考え方

国の基本指針の趣旨を踏まえ、2023（令和5）年度末までに、基幹相談支援センターを全ての市町村において設置する。

7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制構築

(1) 成果目標

サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

- ① 報酬請求にかかるエラーの多い項目等について注意喚起する。
- ② 不正請求等の未然防止や発見のため、大阪府及び審査事務を担っている市町村と連携する。
- ③ 指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導について、府及び府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する。

(2) 成果目標の考え方

国の基本指針において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。となっており、大阪府では、報酬請求にかかるエラー修正等の事務を減らすことで、利用者への直接支援等の充実を図るとともに、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、下記の目標を設定しています。(2023(令和5)年度末までに)

- ・ 障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う。
- ・ 不正請求等の未然防止や発見のため、審査事務を担っている市町村との連携体制を構築する。
- ・ 都道府県等が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導について、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する場を設置する。

大阪市においては、大阪府の基本的な考え方を踏まえ、集団指導等の場での報酬請求にかかるエラーの多い項目等についての注意喚起、大阪府が行う不正請求等の未然防止や発

見のための市町村との連携の場への参加、指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導についての課題や対応策を協議する場へ参画することにより、障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。

〔参考〕国の基本指針

2023（令和5）年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

国の基本指針の趣旨を踏まえ、報酬請求にかかるエラー修正等の事務を減らすことで、利用者への直接支援等の充実を図るとともに、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、下記の目標を設定する。（令和5年度末までに）

- ・ 障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う。
- ・ 不正請求等の未然防止や発見のため、審査事務を担っている市町村との連携体制を構築する。
- ・ 都道府県等が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導について、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する場を設置する。

第3章 各年度の指定障がい福祉サービス等の必要な量の見込み

訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービス等について、現在の利用者数を基礎としつつ、近年の利用者数の増加のほか、入所施設や精神科病院等からの地域移行に伴うニーズなどを踏まえて、必要なサービス量を見込みます。

なお、今後予定されている制度の見直し等によって利用ニーズが変化することも考えられる事から、各年度におけるそれぞれの事業の見込量の確保にあたっては、そのような利用ニーズの変化にも柔軟に対応できるよう努めていくこととします。

また、本計画数値は必要なサービス量の見込みであり、これを提供量の上限とすることを意図するものではありません。

1 訪問系サービス及び短期入所

(1) 訪問系サービス（第2部支援計画53ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量 の見込	種別	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		月あたり利用人員	月あたり利用時間	月あたり利用人員	月あたり利用時間	月あたり利用人員	月あたり利用時間
居宅介護	身体障がい者	4,844人	121,227時間	5,115人	129,107時間	5,403人	137,499時間
	知的障がい者	2,817人	57,784時間	2,975人	61,540時間	3,141人	65,540時間
	障がい児	502人	9,879時間	530人	10,521時間	559人	11,205時間
	精神障がい者	5,696人	107,103時間	6,015人	114,065時間	6,352人	121,479時間
	合計	13,859人	295,993時間	14,635人	315,233時間	15,455人	335,723時間
同行援護	身体障がい者	1,412人	37,684時間	1,436人	38,324時間	1,461人	38,976時間
	障がい児	8人	125時間	8人	128時間	8人	130時間
	合計	1,420人	37,809時間	1,444人	38,452時間	1,469人	39,106時間
重度訪問介護	身体障がい者	1,809人	248,223時間	1,820人	248,472時間	1,833人	248,722時間
	知的障がい者	45人	6,405時間	46人	6,411時間	46人	6,417時間
	精神障がい者	30人	2,799時間	31人	2,802時間	31人	2,804時間
	合計	1,884人	257,427時間	1,897人	257,685時間	1,910人	257,943時間
行動援護	知的障がい者	396人	9,060時間	459人	10,638時間	533人	12,488時間
	障がい児	38人	520時間	44人	610時間	51人	716時間
	精神障がい者	2人	48時間	3人	56時間	3人	66時間
	合計	436人	9,628時間	506人	11,304時間	587人	13,270時間
合計		17,599人	600,857時間	18,482人	622,674時間	19,421人	646,042時間

訪問系サービスは、前計画では、目標を下回る実績となっていますが、着実に利用が増加しており、今後においても障がいのある人の生活を支えるサービスとしてのニーズは高

く、同様の増加が見込まれることから、近年のサービスの伸び率を基本として見込量を設定します。

重度障がい者等包括支援は、現在のところ大阪市では利用者がいないサービスであり、今後も利用が見込まれないため、利用者0人の見込みとします。

(2) 短期入所 (第2部支援計画53ページに基本的考え方の記載あり。)

事業量 の見込	種別	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		月あたり利用人員	月あたり利用日数	月あたり利用人員	月あたり利用日数	月あたり利用人員	月あたり利用日数
短期入所	身体障がい者	493人	3,671日	541人	4,027日	593人	4,418日
	知的障がい者	780人	5,125日	855人	5,622日	938人	6,167日
	障がい児	165人	1,019日	181人	1,118日	199人	1,226日
	精神障がい者	16人	179日	18人	196日	20人	215日
	合計	1,454人	9,994日	1,595人	10,963日	1,750人	12,026日

短期入所については、利用ニーズが高く利用者が増加しており、事業所数も少しずつ増えています。今後における見込量としては、直近の増加状況を踏まえ見込量を設定します。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護 (第2部支援計画55ページに基本的考え方の記載あり。)

事業量 の見込	種別	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		月あたり利用人員	月あたり利用日数	月あたり利用人員	月あたり利用日数	月あたり利用人員	月あたり利用日数
生活介護	身体障がい者	3,151人	49,699日	3,239人	51,091日	3,331人	52,522日
	知的障がい者	3,712人	68,118日	3,816人	70,025日	3,922人	71,985日
	精神障がい者	457人	5,828日	470人	5,991日	483人	6,159日
	合計	7,320人	123,645日	7,525人	127,107日	7,736人	130,666日

生活介護は、利用者の増加に伴い、施設数も増加傾向にあります。今後においても重度障がいのある人の日中活動を支えるサービスとしてのニーズは高く、これまでと同様のペースで新規事業所が開設され、サービス利用者数が増加するものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

(2) 自立訓練（機能訓練）(第2部支援計画55ページに基本的考え方の記載あり。)

事業量 の見込	種別	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		月あたり利用人員	月あたり利用日数	月あたり利用人員	月あたり利用日数	月あたり利用人員	月あたり利用日数
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者	78人	1,082日	79人	1,101日	80人	1,121日
	合計	78人	1,082日	79人	1,101日	80人	1,121日

自立訓練（機能訓練）の利用状況は概ね一定の水準で推移しており、今後も同じ水準で現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。

(3) 自立訓練（生活訓練）（第2部支援計画55ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量 の見込	種別	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		月あたり利用人員	月あたり利用日数	月あたり利用人員	月あたり利用日数	月あたり利用人員	月あたり利用日数
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者	130人	2,122日	134人	2,184日	138人	2,247日
	精神障がい者	193人	3,019日	198人	3,106日	204人	3,196日
	合計	323人	5,141日	332人	5,290日	342人	5,443日

自立訓練（生活訓練）は、精神障がい者社会復帰施設や通勤寮等からの移行により、利用者が少しずつ増加しています。今後も利用者が少し増える傾向と考えられることから、今後における見込量としては、直近の通所による生活訓練の利用者の傾向を反映して見込量を設定します。

(4) 就労移行支援（第2部支援計画55ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量 の見込	種別	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		月あたり利用人員	月あたり利用日数	月あたり利用人員	月あたり利用日数	月あたり利用人員	月あたり利用日数
就労移行支援	身体障がい者	170人	2,528日	172人	2,556日	174人	2,584日
	知的障がい者	326人	5,431日	330人	5,491日	334人	5,551日
	精神障がい者	1,030人	15,677日	1,041人	15,849日	1,052人	16,024日
	合計	1,526人	23,636日	1,543人	23,896日	1,560人	24,159日

就労移行支援は、事業所の増加が鈍化しており、利用者も同様の傾向にあります。今後も同じ水準で現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。

(5) 就労継続支援A型（第2章支援計画55～56ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量 の見込	種別	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		月あたり利用人員	月あたり利用日数	月あたり利用人員	月あたり利用日数	月あたり利用人員	月あたり利用日数
就労継続支援A型	身体障がい者	777人	13,396日	788人	13,570日	798人	13,746日
	知的障がい者	768人	14,289日	777人	14,475日	787人	14,663日
	精神障がい者	1,210人	19,673日	1,226人	19,929日	1,242人	20,189日
	合計	2,755人	47,358日	2,791人	47,974日	2,827人	48,598日

就労継続支援A型は、事業者からの基本的な質問が増えており、サービスの質が問われている状況にあります。また、事業所の増加が鈍化しており、利用者も同様の傾向にあることから、今後における見込量としては、同じ水準で現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。

(6) 就労継続支援B型

事業量の見込	種別	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		月あたり利用人員	月あたり利用日数	月あたり利用人員	月あたり利用日数	月あたり利用人員	月あたり利用日数
就労継続支援B型	身体障がい者	1,046人	16,358日	1,062人	16,603日	1,078人	16,852日
	知的障がい者	2,366人	39,920日	2,401人	40,519日	2,438人	41,127日
	精神障がい者	2,296人	31,831日	2,331人	32,309日	2,365人	32,793日
	合計	5,708人	88,109日	5,794人	89,431日	5,881人	90,772日

就労継続支援B型は、着実に利用が増加してきており、今後における利用ニーズも高く、これまでの実績と同様の増加が見込まれるものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

(7) 就労定着支援（第2部支援計画55～56ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	510人	577人	653人

就労定着支援は、前計画においては計画を下回る実績となっております。サービス利用が低調となっていることの分析及びサービス利用の推進を図りつつ、見込量としては、成果目標である、福祉施設からの一般就労者数等を勘案し設定します。

(8) 療養介護

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	313人	313人	313人

療養介護の利用状況は概ね一定の水準で推移しており、今後も同じ水準で現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。

3 居住系サービス及び自立生活援助

(1) 共同生活援助（第2部支援計画54～55ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	3,201人	3,490人	3,805人

共同生活援助については、前計画においては計画を下回る実績となっておりますが、着実に実績が伸びています。グループホームは障がいのある人の地域生活を支える重要なサービスであり、地域移行を促進させる観点からも、引き続き、グループホーム整備助成や

市営住宅等の公営住宅の活用などの施策を推進することで、今後もこれまでと同様に増加するものとして見込量を設定します。

(2) 施設入所支援（第2部支援計画63ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	1,296人	1,291人	1,285人

施設入所支援は、地域移行される方が一定いるものの、入所待機者も多く入所者数が減少しにくい状況となっております。見込量については、成果目標として2023（令和5）年度末の施設入所者数を1,285人としており、目標数値に基づき年度平均を設定します。

(3) 自立生活援助（第2部支援計画73ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	51人	61人	73人

自立生活援助は、施設及び精神病床からの地域移行者数と共同生活援助における自立生活支援加算の実績を勘案して見込量を算定しています。

(4) 地域生活支援拠点等（第2部支援計画43～44ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回

本市では、市域の社会資源の整備状況等を考慮し、事業者同士が連携して地域生活を面的に支援できるよう、市域を1つの面として体制整備を進めているため、箇所数は1箇所として算定していますが、相談機能や地域の体制づくり機能等については、各区を単位として整備（24箇所）を進めています。また、今後は、地域自立支援協議会等において年1回以上の運用状況の検証及び検討を行います。

4 指定相談支援

(1) 計画相談支援（第2部支援計画43～44ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量 の見込	種別	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
		月あたり利用人員	月あたり利用人員	月あたり利用人員
計画相談支援	身体障がい者	2,544人	2,775人	3,006人
	知的障がい者	2,555人	2,863人	3,171人
	障がい児	10人	10人	10人
	精神障がい者	4,237人	4,765人	5,293人
	合計	9,346人	10,413人	11,480人

計画相談支援については、この間、指定特定相談支援事業者の増加等に伴い計画相談支援の利用者が増加しているものの、依然として事業所数が不足しており、前計画の見込量をやや下回っている状況にあります。引き続き指定特定相談支援事業所の増加等、利用の増加に向けた取組に努め、見込量としては、直近の利用実績の推移から設定します。

(2) 地域移行支援（第2章支援計画72ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量 の見込	種別	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
		月あたり利用人員	月あたり利用人員	月あたり利用人員
地域移行支援	身体障がい者	5人	5人	5人
	知的障がい者	3人	3人	3人
	精神障がい者	27人	27人	27人
	合計	35人	35人	35人

地域移行支援については、前計画の見込量を下回っている状況にあり、地域移行支援の利用が進まない原因の1つに、地域移行支援の報酬体系が実態に見合ったものになっていない点が挙げられるため、引き続き国に対して制度の改善を求めていきます。見込量としては、入所施設からの地域移行者数の見込みと入院中の精神障がいのある人の地域移行者数の見込みなどを考慮して、設定します。

(3) 地域定着支援（第2章支援計画72ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量 の見込	種別	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
		月あたり利用人員	月あたり利用人員	月あたり利用人員
地域定着支援	身体障がい者	225人	253人	281人
	知的障がい者	217人	243人	269人
	精神障がい者	346人	409人	472人
	合計	788人	905人	1,022人

地域定着支援については、事業所数が増加しており、それに伴い利用者も着実に増加しています。前計画においては、実績が計画の見込量を上回っており、引き続き利用の促進が図られるよう基盤整備に努めることから、直近の増加状況を踏まえ見込量を設定します。

5 障がいのあるこどもに対する支援

（第2部支援計画56～58ページに基本的考え方の記載あり。）

(1) 児童発達支援

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	4,203人	4,767人	5,391人
月あたり利用日数	47,933日	55,597日	63,423日

児童発達支援については、利用ニーズの増加とともに事業所数も増加しており、また今後における利用ニーズも高いことから、これまでと同様の利用者の増加があるものとして、直近の増加状況も踏まえて見込量を設定します。

(2) 医療型児童発達支援

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	34人	34人	34人
月あたり利用日数	326日	326日	326日

医療型児童発達支援の利用状況は概ね一定の水準で推移しており、今後も同じ水準で現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。

(3) 放課後等デイサービス

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	8,436人	9,572人	10,528人
月あたり利用日数	106,219日	119,459日	130,930日

放課後等デイサービスについては、利用ニーズの増加とともに事業所数も増加しております。一方で、事業所数の増加により支援の内容も様々であることから、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化に向けて取り組んでいく必要があります。見込量としては、今後における利用ニーズも高いことから、これまでと同様の利用者の増加があるものとして、直近の増加状況も踏まえて設定します。

(4) 保育所等訪問支援

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	594人	836人	1,175人
月あたり利用回数	1,000回	1,403回	1,915回

保育所等訪問支援については、利用ニーズの増加とともに事業所数も増加しております。一方で、事業所数の増加により支援の内容も様々であることから、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化に向けて取り組んでいく必要があります。見込量としては、今後における利用ニーズも高いことから、これまでと同様の利用者の増加があるものとして、直近の増加状況も踏まえて設定します。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	22人	22人	22人
月あたり利用日数	72日	72日	72日

居宅訪問型児童発達支援については、2020（令和2）年度に市内にはじめて事業所が開設され、今後も同じ水準で現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。

(6) 障がい児相談支援

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	2,417人	3,006人	3,740人

障がい児相談支援については、事業所数が少ない状況であり、引き続き提供体制の確保を図っていく必要があります。計画相談支援と同様に、毎年の相談支援専門員の増加数を踏まえたうえで、これまでの実績の推移から直近の状況も踏まえて見込量を設定します。

(7) その他

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	39人	89人	139人

医療的ケア児者等コーディネーターの配置は、医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届けることが目的であるため、2021（令和3）年度以降は実際に支援を行っている大阪市内の指定障がい福祉サービス事業に従事する職員をコーディネーターとして養成した場合に、医療的ケア児者等コーディネーターを配置したものとします。

見込量としては、成果目標である、令和元年度に本市で養成したコーディネーターの人数の実績を目標値に設定し、令和4年度及び令和5年度においてはコーディネーターを養成する講習の募集人数を前年の目標値に足した人数を設定します。

6 発達障がいのある人等に対する支援

(1) 発達障がい者支援地域協議会の開催

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
開催回数	2回	2回	2回

大阪市では、「大阪市障がい者施策推進協議会 発達障がい者支援部会」を「発達障がい者支援地域協議会」として位置づけており、定期的に開催します。

(2) 発達障がい者支援センターによる相談支援

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
相談件数	2,445 件	2,445 件	2,445 件

発達障がい者支援センターの利用者は、ほぼ横ばいで推移すると見込まれるため、相談件数についても同様に見込みます。

(3) 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーによる取組

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
関係機関への助言件数	530 件	530 件	530 件
外部機関・地域住民への研修	248 件	248 件	248 件
外部機関・地域住民への啓発	3 件	3 件	3 件
支援プログラム等の受講者数	843 人	843 人	843 人

大阪市では、「地域サポートコーチ」を「発達障がい者地域支援マネジャー」として位置づけています。

関係機関への助言件数、外部機関・地域住民への研修・啓発件数とともに、現状とほぼ同程度の事業展開を見込みます。

ペアレント・トレーニング等の支援プログラム等を市内各地域で実施するなど、受講機会の確保を行っています。今後も受講機会の確保を図りながら、現状と同程度の事業展開を見込みます。

7 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(第2部支援計画 50・76・78~79ページに基本的考え方の記載あり。)

(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
開催回数	2回	2回	2回

保健、医療及び福祉関係者による協議の場について、定期的に開催することとし、年2回を見込みます。

(2) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
参加者数	10名	10名	10名

保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加について、10名の参加を見込みます。

(3) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
評価の実施回数	1回	1回	1回

保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標を設定し、毎年度1回評価を実施することを見込みます。

(4) 精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援利用者数

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
地域移行支援利用者数	27人	27人	27人
地域定着支援利用者数	346人	409人	472人

地域移行支援及び地域定着支援者数と連動した利用者数を見込みます。

(5) 精神障がい者の共同生活援助・自立生活援助利用者数

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
共同生活援助利用者数	650人	708人	773人
自立生活援助利用者数	13人	15人	18人

共同生活援助及び自立生活援助と連動した利用者数を見込みます。

8 相談支援体制の充実・強化のための取組 (第2部支援計画43~45ページに基本的考え方の記載あり。)

(1) 総合的・専門的な相談支援

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
総合的・専門的な相談支援回数	40,514回	44,521回	48,528回

相談支援体制の充実・強化等として、各区障がい者基幹相談支援センターでの相談支援回数を見込み量とし、直近の利用実績の推移から数値を設定します。

(2) 地域の相談支援体制の強化

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
指導助言件数	894 件	897 件	900 件
人材育成の支援件数	307 件	326 件	345 件
連携強化の実施回数	1,380 回	1,401 回	1,422 回

地域の相談支援体制の強化として、各区障がい者基幹相談支援センターによる相談支援支援事業者に対する後方支援件数、人材育成の支援件数及び他機関等との連絡会参加件数を見込み量とし、直近の利用実績の推移から数値を設定します。

9 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

(1) 障がい福祉サービス等にかかる各種研修の活用

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
研修参加人数	43 人	43 人	43 人

障がい福祉サービス等にかかる各種研修の活用として、大阪府が実施する研修への参加について、直近の参加人数の推移より見込みます。

(2) 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
集団指導での注意喚起	1 回	1 回	1 回

障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、事業所への集団指導の際に注意喚起を行うこととし、年1回を見込みます。

(3) 指導監査結果の関係市町村との共有

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
指定指導業務に対する調整会議への参加	1 回	1 回	1 回

指導監査結果の関係市町村との共有については、関係市町村と情報共有、連携を図るため、年1回、指定指導業務に対する調整会議に参加することとし、年1回を見込みます。

第4章 地域生活支援事業

1 実施する事業の内容

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市町村及び都道府県が主体となって、その地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざすもので、大阪市では主に次の事業を実施していきます。

この計画では、すべての市町村が実施することとなっている「必須事業」を中心に事業量の見込みを定めています。

なお、本計画数値は必要なサービス量等の見込みであり、これを提供量の上限とするこ^トを意図するものではありません。

【必須事業】

- 理解促進・研修啓発事業
- 相談支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 発達障がい者支援センター運営事業
- 日常生活用具給付事業
- 地域活動支援センター事業
- 手話通訳者設置事業
- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
- 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業
- 自発的活動支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 地域自立支援協議会
- 障がい児等療育支援事業
- 移動支援事業
- 手話奉仕員養成研修事業

【任意事業】

- 訪問入浴サービス事業
- 日中一時支援事業

2 事業量の見込み

【必須事業】

(1) 理解促進・研修啓発事業

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
実施の有無	有	有	有

障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図っていけるよう、「障がい者週間」を中心とした積極的な啓発事業を推進します。

(2) 自発的活動支援事業

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
実施の有無	有	有	有

障がいのある人に対し、スポーツ・文化活動の場を提供することにより、社会参加の機会を確保し、コミュニケーションスキル・生活スキルなどの向上や社会性を身につけることで地域での自立した社会生活を支援します。

(3) 相談支援事業（第2部支援計画42～44ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
相談支援事業			
基幹相談支援センター (機能強化事業含む)	24か所	24か所	24か所
住宅入居等支援事業	33か所	33か所	33か所

(4) 成年後見制度利用支援事業（第2部支援計画42～43ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
実施箇所数	24か所	24か所	24か所
年間実利用者数	137人	152人	169人

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
実施箇所数	1か所	1か所	1か所

(6) 地域自立支援協議会（第2章支援計画45～46ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
実施箇所数	25か所	25か所	25か所

(7) 発達障がい者支援センター運営事業（第2部支援計画45、57ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
実施箇所数	1か所	1か所	1か所
年間利用者数（実人数）	846人	846人	846人

(8) 障がい児等療育支援事業

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
実施箇所数	11か所	11か所	11か所

(9) 日常生活用具給付等事業

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
介護訓練支援用具	273件	273件	273件
自立生活支援用具	995件	995件	995件
在宅療養等支援用具	676件	676件	676件
情報・意思疎通支援用具	761件	761件	761件
排泄管理支援用具	62,401件	63,588件	64,813件
住宅改修費	59件	59件	59件
合計	65,165件	66,352件	67,577件

給付件数の大多数を占める排泄管理支援用具（ストマ、紙おむつ）については、概ね一定の水準で推移しているものの、長期的には増加傾向にあることを踏まえて見込量を設定します。その他の日常生活用具については、近年の給付実績が概ね一定の水準で推移している状況を踏まえて、現在の給付実績が推移するものとして見込量を設定します。

(10) 移動支援事業（第2部支援計画43ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	種別	2021(令和3)年度		2022(令和4)年度		2023(令和5)年度	
		月あたり利用人員	月あたり利用時間	月あたり利用人員	月あたり利用時間	月あたり利用人員	月あたり利用時間
移動支援	身体障がい者	304人	6,387時間	305人	6,387時間	306人	6,387時間
	知的障がい者	3,606人	86,119時間	3,617人	86,119時間	3,628人	86,119時間
	障がい児	429人	5,452時間	430人	5,452時間	431人	5,452時間
	精神障がい者	1,538人	36,671時間	1,542人	36,671時間	1,546人	36,671時間
	合計	5,877人	134,629時間	5,894人	134,629時間	5,911人	134,629時間

外出時の支援については、利用者数は増加していますが、現在の利用時間については、一定の水準で推移していることから、今後も横ばいで推移するものとし見込み量を設定します。

(11) 地域活動支援センター（第2部支援計画45ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
生活支援型	9か所	9か所	9か所
活動支援A型	35か所	35か所	35か所
活動支援B型	6か所	6か所	6か所

生活支援型については、精神障がいのある人の相談支援と地域活動支援の機能を併せ持つ専門的機関の役割を担っており、2020（令和2）年度以降についても、現在の箇所数を見込量とします。今後も精神障がいのある人の地域移行等の支援ニーズに応えていくことができるよう、センターの機能充実を図ります。

活動支援型については、2015（平成27）年度以降、利用が減少しており、箇所数も減少していますが、身近な地域において様々な活動等を提供する機能を担っており、今後の見込量は現在の箇所数が継続するものとして設定します。

(12) 手話奉仕員養成研修事業（第2部支援計画23～24ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
応募者数	990人	990人	990人
事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
手話通訳者数	6人	6人	6人

(13) 手話通訳者設置事業（第2部支援計画23～24ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
手話通訳者数	6人	6人	6人
事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
手話通訳者数	6人	6人	6人

(14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業（第2部支援計画23～24ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込		2023(令和3)年度	2024(令和4)年度	2025(令和5)年度
手話通訳者 養成研修	登録試験合格者数	※20人	※20人	※20人
	養成講習修了者数	※15人	※15人	※15人
要約筆記者 養成研修	登録試験合格者数	16人	18人	20人
	養成講習修了者数	40人	40人	40人
盲ろう者通訳・ 介助者養成研修	登録者数	※30人	※30人	※30人
失語症者向け 意思疎通支援者 養成研修事業	登録者数	※10人	※10人	※10人

※については、大阪府と共同実施のため、大阪府域全体の数値としています。

(15) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業（第2部支援計画23～24ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込		2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
手話通訳者派遣	件数	3,799件	3,824件	3,850件
	時間数	10,762時間	10,809時間	10,857時間
要約筆記者派遣	件数	221件	221件	221件
	時間数	744時間	744時間	744時間
盲ろう者通訳 ・介助者派遣	件数	6,325件	6,400件	6,475件
	時間数	25,300時間	25,600時間	25,900時間

※失語症者向け意思疎通支援者派遣事業にかかる見込量については、事業手法等含め現在検討中

(16) 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
地域生活支援広域調整会議等事業 (会議開催回数)	2回	2回	2回
地域移行・地域生活支援事業 (ピアサポート従事者数)	60人	60人	60人
災害時心のケア体制整備事業 (専門相談員の配置)	有	有	有

【任意事業】

(17) 訪問入浴サービス事業

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
延べ件数	17,048件	17,048件	17,048件

(18) 日中一時支援事業

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	109人	109人	109人
月あたり利用日数	490日	490日	490日

第4部 參考資料

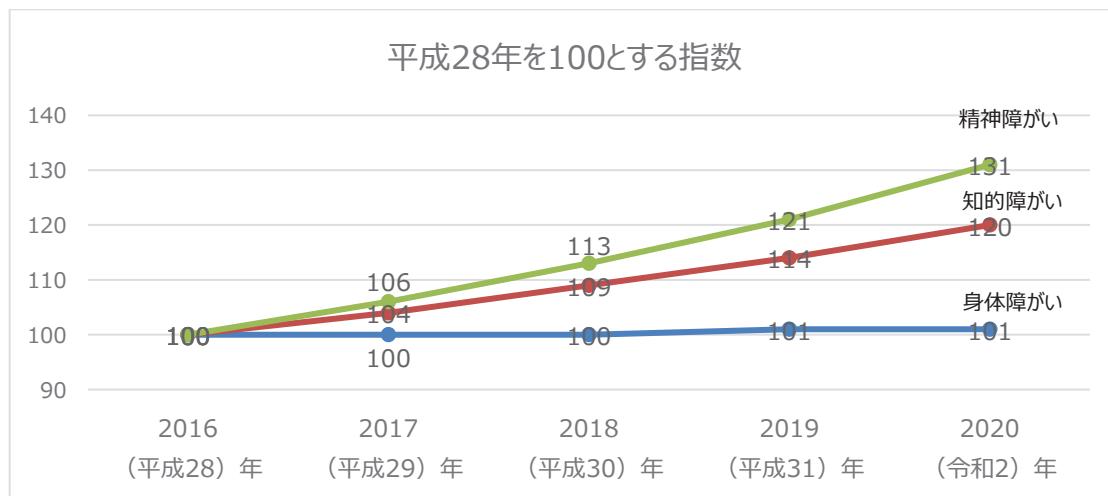
1 大阪市における障がい者の状況

(1) 障がい者手帳所持者数の推移

		2016 (平成 28) 年	2017 (平成 29) 年	2018 (平成 30) 年	2019 (平成 31) 年	2020 (令和 2) 年
大阪市人口		2,694,610 人	2,704,557 人	2,716,989 人	2,728,981 人	2,746,983 人
手帳所持者数	身体障がい	137,293 人	137,414 人	137,856 人	138,087 人	138,267 人
	対人口比	5.10%	5.08%	5.07%	5.06%	5.03%
	平成 28 年を 100 とする指標	100	100	100	101	101
	知的障がい	23,925 人	24,958 人	26,052 人	27,350 人	28,626 人
	対人口比	0.89%	0.92%	0.96%	1.00%	1.04%
	平成 28 年を 100 とする指標	100	104	109	114	120
	精神障がい	29,741 人	31,637 人	33,624 人	36,122 人	38,889 人
	対人口比	1.10%	1.17%	1.24%	1.32%	1.42%
	平成 28 年を 100 とする指標	100	106	113	121	131

※大阪市人口は各年 4 月 1 日現在、手帳所持者数は各年 3 月末現在。

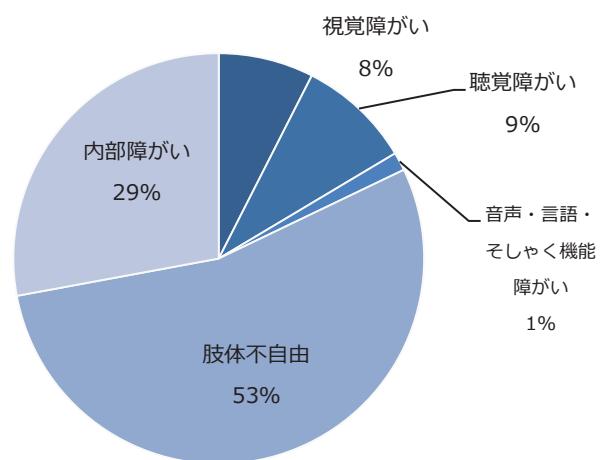
出典：大阪市推計人口、大阪市福祉局・健康局



(2) 障がい別の状況

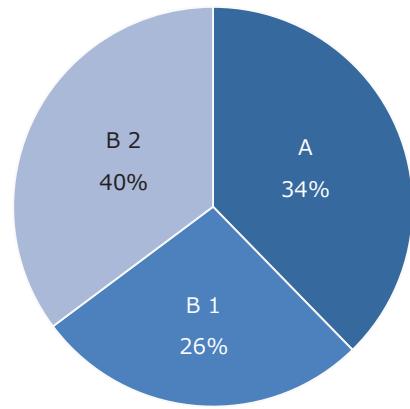
○ 身体障がい者手帳所持者

種別	人数
視覚障がい	10,270 人
聴覚障がい	12,665 人
音声・言語・そしゃく機能障がい	1,998 人
肢体不自由	72,967 人
内部障がい	40,367 人
合計	138,267 人



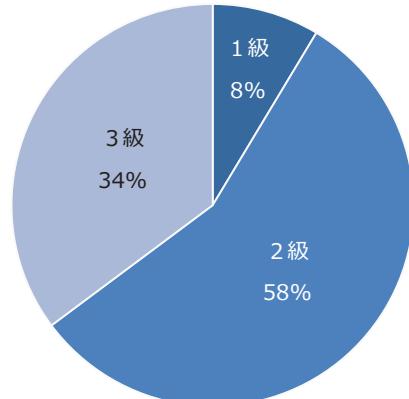
○ 療育手帳所持者

程度	人数
A	9,757 人
B 1	7,443 人
B 2	11,426 人
合計	28,626 人



○ 精神障がい者保健福祉手帳所持者

等級	人数
1級	3,024 人
2級	22,700 人
3級	13,165 人
合計	38,889 人



※手帳所持者数は 2020（令和2）年3月末現在。

出典：大阪市福祉局・健康局

(3) 障がい福祉サービス利用者数の推移

	2016 (平成 28) 年	2017 (平成 29) 年	2018 (平成 30) 年	2019 (平成 31) 年	2020 (令和 2) 年
利用者数	20,861 人	22,589 人	24,163 人	25,917 人	27,432 人
平成 28 年を 100 とする指標	100	108	116	124	131
障がい区分なし	3,571 人	4,018 人	4,500 人	5,088 人	5,550 人
障がい区分 1	536 人	401 人	359 人	369 人	403 人
障がい区分 2	3,169 人	3,446 人	3,745 人	4,040 人	4,310 人
支援区分 3	4,338 人	4,611 人	4,912 人	5,157 人	5,366 人
支援区分 4	3,148 人	3,493 人	3,740 人	3,914 人	4,146 人
支援区分 5	2,418 人	2,643 人	2,770 人	2,880 人	2,957 人
支援区分 6	3,681 人	3,977 人	4,137 人	4,469 人	4,700 人
年齢区分 18 歳未満	12 人	14 人	9 人	17 人	10 人
年齢区分 18 歳以上 40 歳未満	6,297 人	6,686 人	7,057 人	7,592 人	8,044 人
年齢区分 40 歳以上 65 歳未満	12,202 人	13,314 人	14,180 人	15,084 人	15,820 人
年齢区分 65 歳以上	2,350 人	2,575 人	2,917 人	3,224 人	3,558 人

※国保連合会報酬請求データ（各年 4 月請求分）

出典：大阪市福祉局



2 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況

(1) 成果目標

事項	単位	2018（平成30）年度実績	2019（令和元）年度実績	2020（令和2）年度目標
施設入所者の地域移行	人	累計 58	累計 101	累計 154
施設入所者数	人	1,327	1,306	1,321
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	箇所	0	0	1
在院期間1年以上の入院者数	人	1,903	1,773	2,061
入院後3か月時点の退院率	%	63.4	—	69.0
入院後6か月時点の退院率	%	82.1	—	84.0
入院後1年時点の退院率	%	89.8	—	90.0
地域移行支援による地域移行者数	人	累計 17人	累計 28人	60
福祉施設からの一般就労	人	778	820	788
就労移行支援事業利用者数	人	1,449	1,493	1,425
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	%	47.0	60.3	50.0
就労支援事業による職場定着率	%	100	99.0	80.0
地域生活支援拠点等の整備	—	一部未整備	一部未整備	整備
児童発達支援センター	箇所	11	11	11
保育所等訪問支援の充実	箇所	39	46	26
主に重症心身障がい児支援する児童発達支援事業所	箇所	17	23	11
主に重症心身障がい児支援する放課後等デイサービス事業所	箇所	17	26	14
医療的ケア児のための協議の場の設置	—	設置	設置	設置

(2) 障がい福祉サービス等の見込量と進捗状況

サービスの種類	単位	2018(平成30)		2019(令和元)		2020(令和2)
		計画	実績	計画	実績	計画
訪問系サービス及び短期入所						
居宅介護	人／月	12,422	11,642	13,564	12,399	14,812
	時間／月	248,823	243,014	266,987	258,583	286,477
同行援護	人／月	1,505	1,363	1,623	1,371	1,752
	時間／月	38,190	36,299	40,328	36,646	42,586
重度訪問介護	人／月	1,923	1,821	1,989	1,837	2,050
	時間／月	258,436	255,203	264,832	259,831	271,188
行動援護	人／月	371	340	422	380	480
	時間／月	8,064	7,351	9,068	8,408	10,198
短期入所	人／月	1,257	1,157	1,365	1,207	1,473
	日／月	8,083	7,825	8,776	8,261	9,469
日中活動系サービス						
生活介護	人／月	6,555	6,736	6,844	6,787	7,133
	日／月	113,729	112,998	118,743	117,135	123,757
自立訓練（機能訓練）	人／月	48	63	48	70	48
	日／月	685	903	685	949	685
自立訓練（生活訓練）	人／月	352	305	392	275	432
	日／月	5,518	4,829	6,090	4,927	6,662
就労移行支援	人／月	1,340	1,449	1,534	1,522	1,661
	日／月	21,937	22,566	25,278	23,476	27,376
就労継続支援A型	人／月	2,376	2,465	2,676	2,615	2,976
	日／月	42,521	43,573	47,891	46,011	53,261
就労継続支援B型	人／月	4,756	5,075	5,201	5,481	5,687
	日／月	73,863	73,992	80,772	84,107	88,324
就労定着支援	人／月	1,112	82	1,293	254	1,504
療養介護	人／月	325	313	325	304	325

サービスの種類	単位	2018(平成30)		2019(令和元)		2020(令和2)	
		計画	実績	計画	実績	計画	
居住系サービス							
共同生活援助	人／月	2,582	2,457	2,867	2,649	3,183	
施設入所支援	人／月	1,338	1,327	1,331	1,319	1,324	
自立生活援助	人／月	178	7	178	50	178	
指定相談支援							
計画相談支援	人／月	6,366	6,145	7,413	7,078	8,461	
地域移行支援	人／月	35	14	35	14	35	
地域定着支援	人／月	449	437	533	519	617	
障がい児支援							
児童発達支援	人／月	2,745	2,630	3,246	2,871	3,689	
	日／月	27,294	28,595	32,388	31,627	36,696	
医療型児童発達支援	人／月	34	25	34	34	34	
	日／月	326	414	326	372	326	
放課後等デイサービス	人／月	5,065	5,076	5,803	5,973	6,542	
	日／月	65,039	66,404	74,733	77,564	84,003	
保育所等訪問支援	回／月	114	170	136	416	158	
居宅訪問型児童発達支援	回／月	362	41	376	106	390	
障がい児相談支援	人／月	780	1,261	1,069	1,578	1,397	

(3) 地域生活支援事業の見込量と進捗状況

サービスの種類	単位	2018(平成30)		2019(平成31)		2020(令和2)	
		計画	実績	計画	実績	計画	
相談支援事業							
相談支援事業	箇所	24	24	24	24	24	24
住宅入居等支援事業	箇所	33	33	33	33	33	33

サービスの種類	単位	2018(平成30)		2019(平成31)		2020(令和2)
		計画	実績	計画	実績	計画
成年後見制度利用支援事業	箇所	24	24	24	24	24
	実利用者	53	64	57	69	61
成年後見制度法人後見支援事業	箇所	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	箇所	25	25	25	25	25
発達障がい者支援センター運営事業	箇所	1	1	1	1	1
	実利用者	950	840	950	946	950
障がい児等療育支援事業	箇所	12	12	12	12	12
日常生活用具給付事業	件数	63,262	62,540	63,526	67,066	63,790
移動支援事業	人／月	6,018	5,745	6,319	5,893	6,635
	時間／月	140,197	133,618	144,122	136,750	148,157
地域活動支援センター						
生活支援型	箇所	9	9	9	9	9
	活動支援A型	箇所	40	38	40	36
活動支援B型	箇所	7	7	7	7	7
手話奉仕員養成事業	実受講者	1,015	839	1,015	714	1,015
手話通訳者派遣	件数	3,603	3,723	3,925	3,925	4,275
	時間	12,714	10,616	13,829	13,829	15,552
要約筆記者派遣	件数	221	224	221	221	221
	時間	744	757	744	744	744
盲ろう者通訳・介助者派遣事業	件数	5,750	6,197	5,825	5,825	5,900
	時間	23,000	24,787	23,300	23,300	23,600
訪問入浴サービス事業	件／年	18,534	15,239	18,905	19,631	19,283
日中一時支援事業	人／月	126	121	126	108	207
	日／月	497	494	869	486	869

3 大阪市こども・子育て支援計画（第2期）における市町村計画（抜粋）

事業名	2021（令和3）年度		2022（令和4）年度		2023（令和5）年度	
	量の見込み	確保の内容	量の見込み	確保の内容	量の見込み	確保の内容
【教育・保育（幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育】						
1号認定（3～5歳、幼児期の学校教育のみ）+2号認定（3～5歳、保育の必要性あり、教育利用）	26,017人	38,353人	25,424人	38,353人	25,037人	38,353人
2号認定（3～5歳、保育の必要性あり、保育利用）	31,449人	39,463人	32,106人	39,667人	32,660人	40,075人
3号認定（1～2歳、保育の必要性あり）	22,698人	25,278人	23,132人	25,580人	23,614人	25,970人
3号認定（0歳、保育の必要性あり）	4,610人	6,455人	4,809人	6,551人	5,041人	6,622人
【地域子ども・子育て支援事業】						
延長保育事業（時間外保育事業）	17,251人	20,789人	17,696人	20,998人	18,134人	21,294人
児童いきいき放課後事業・留守家庭対策事業	低学年	32,645人	32,645人	32,569人	32,569人	32,416人
上記のうち 国 の 放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業 補 助 対 象 量	高学年	15,138人	15,138人	15,072人	15,072人	14,976人
	低学年	3,579人	3,579人	3,587人	3,587人	3,578人
	高学年	2,192人	2,192人	2,197人	2,197人	2,193人
地域子育て支援拠点事業	463,706人回	141か所	453,085人回	141か所	445,231人回	141か所
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	1,100,777人日	1,100,777人日	1,075,687人日	1,075,687人日	1,059,313人日	1,059,313人日
一時預かり事業（幼稚園在園児対象以外）	90,061人日	90,061人日	89,764人日	89,764人日	89,800人日	89,800人日
乳児家庭全戸訪問事業	19,938人		19,865人		19,939人	
養育支援訪問事業	1,154人		1,214人		1,284人	

※ 数値は、障がいの有無にかかわらず全てのこどもを対象としています。

※ 「2号認定（教育利用）」とは、保育の必要性があるが、幼児期の学校教育の利用希望が強く、幼稚園を利用することものことです。「2号認定（保育利用）」は、それ以外のことものことです。

4 「大阪市障がい者支援計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（素案）」に係る意見募集の結果

（1）募集期間

令和2年12月25日（金）から令和3年1月25日（月）

（2）素案の公表方法

- ・ 大阪市ホームページに掲載
- ・ 福祉局障がい者施策部障がい福祉課、大阪市こころの健康センター、大阪市保健所、各区保健福祉センター、市民情報プラザ等で素案及び概要版を配布

（3）受付方法

電子メール、ファックス、郵送等、持ち込み

（4）受付通数	合計	10通
電子メール		4通
ファックス		6通
郵送等		0通
持ち込み		0通

（5）項目別意見の件数	合計	28件
第1部 総論		1件
第2部 障がい者支援計画		
第1章 共に支えあって暮らすために		2件
第2章 地域での暮らしを支えるために		7件
第3章 地域生活への移行		0件
第4章 地域で学び・働くために		2件
第5章 住みよい環境づくりのために		1件
第6章 地域で安心して暮らすために		2件
第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画		0件
その他		13件

5 大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定の経過

2020（令和2）年2月6日	大阪市障がい者施策推進協議会 障がい者計画策定・推進部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2019年度大阪市障がい者基礎調査の状況について ・ 次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について ・ 5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況について
2020（令和2）年3月26日 (開催中止⇒資料)	大阪市障がい者施策推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2019年度大阪市障がい者基礎調査の状況について ・ 次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について
2020（令和2）年5月27日 (書類による開催)	第1回ワーキング会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体構成 ・ 第1部 総論
2020（令和2）年7月1日 (書類による開催)	第2回ワーキング会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2部 障がい支援計画について
2020（令和2）年7月21日 (会議方式による開催以後同じ)	第3回ワーキング会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2部 障がい支援計画について（意見集約）
2020（令和2）年8月21日	第4回ワーキング会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画
2020（令和2）年9月4日	第5回ワーキング会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体とりまとめ

2020（令和2）年9月25日	大阪市障がい者施策推進協議会 地域自立支援協議部会 ・ 次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（素案）について
2020（令和2）年9月28日	大阪市障がい者施策推進協議会 障がい者差別解消支援地域協議部会 ・ 次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（素案）について
2020（令和2）年10月2日	大阪市障がい者施策推進協議会 障がい者計画策定・推進部会 ・ 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況について ・ 次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（素案）について
2020（令和2）年10月5日	大阪市障がい者施策推進協議会 発達障がい者支援部会 ・ 次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（素案）について
2020（令和2）年10月21日	大阪市障がい者施策推進協議会 ・ 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況について ・ 次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（素案）について
2021（令和3）年2月22日	大阪市障がい者施策推進協議会 障がい者差別解消支援地域協議部会 ・ 次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（素案）にかかる意見募集結果について

2021（令和3）年2月24日	大阪市障がい者施策推進協議会 障がい者計画策定・推進部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（素案）にかかる意見募集結果について ・ 次期「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」（案）について ・ 大阪市障がい者支援計画」の進捗状況について
2021（令和3）年2月日	大阪市障がい者施策推進協議会 発達障がい者支援部会
2021（令和3）年3月8日	大阪市障がい者施策推進協議会 発達障がい者支援部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（素案）にかかる意見募集結果について ・ 次期「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」（案）について
2021（令和3）年3月16日	大阪市障がい者施策推進協議会 地域自立支援協議部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（素案）にかかる意見募集結果について ・ 次期「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」（案）について
2021（令和3）年3月23日	大阪市障がい者施策推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（素案）にかかる意見募集結果について ・ 次期「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」（案）について ・ 大阪市障がい者支援計画」の進捗状況について

6 大阪市障害者施策推進協議会

大阪市障がい者施策推進協議会 委員名簿

(敬称略、五十音順、令和2年度)

氏名	補職名	備考
相田 里紗	港第二育成園	
石田 晋司	四天王寺大学人文社会学部人間福祉学科教授	
板垣 善雄	弁護士	
北野 誠一	西宮市社会福祉協議会共生のまちづくり研究研修所所長	
栄 セツコ	桃山学院大学社会学部社会福祉学科教授	
潮谷 光人	東大阪大学こども学部こども学科准教授	
手嶋 勇一	一般財団法人 大阪市身体障害者団体協議会会長	
西嶋 善親	社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会専務理事	
野村 和子 (川越 利信)	一般社団法人 大阪市視覚障害者福祉協会会长	
廣田 しづえ	大阪市聴言障害者協会会长	
松端 克文	桃山学院大学副学長	会長
三田 優子	大阪府立大学地域保健学域准教授	
宮川 松剛	一般社団法人 大阪府医師会理事	
安原 佳子	桃山学院大学社会学部社会福祉学科教授	
山本 深雪	大阪精神障害者連絡会代表	

※（ ）は委員交代を表しています。

(計 15 名)

大阪市障がい者施策推進協議会
障がい者計画策定・推進部会 委員名簿

(敬称略、五十音順、令和2年度)

氏名	補職名	備考
浅井 俊之	社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会事務局長	
芦田 邦子	一般社団法人 あじさいネット代表理事	
井上 泰司	障害者(児)を守る全大阪連絡協議会常任幹事	
木村 瑛子 (大野 素子)	公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会副会長	
亀甲 孝一	一般社団法人 大阪市視覚障害者福祉協会監事	
京谷 京子	公益社団法人 大阪精神科診療所協会理事	
小泉 いと子	社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会理事長	
酒井 京子	大阪市職業リハビリテーションセンター所長 兼総合相談室長	
酒井 大介	かしま障害者センター館長	
三田 康平	大阪府重症心身障害児・者を支える会事務局長	
大東 美穂	大阪府歯科医師会理事	
たにぐち まゆ	大阪精神障害者連絡会事務局長	
山西 養知 (廣田 喜春)	大阪市聴言障害者協会理事	
福田 啓子	一般社団法人 大阪自閉スペクトラム症協会理事	
前野 哲哉	大阪市障がい者就業・生活支援センター所長	
松本 信代	特定非営利活動法人 大阪難病連理事長	
溝上 久美子	大阪LD親の会「おたふく会」代表	
三田 優子	大阪府立大学大学院人間システム科学研究科准教授	部会長 協議会委員
宮川 松剛	一般社団法人 大阪府医師会理事	協議会委員
山内 泰典	大阪市障害児・者施設連絡協議会事業担当役員	
山梨 徳治	一般社団法人 大阪市肢体障害者協会理事	

※ () は委員交代を表しています。

(計 21 名)

**大阪市障がい者施策推進協議会
地域自立支援協議部会 委員名簿**

(敬称略、五十音順、令和2年度)

氏名	補職名	備考
石田 晋司	四天王寺大学人文社会学部准教授	部会長 協議会委員
井上 芳子	大阪市発達障がい者支援センター所長	
岡 幸一	社会福祉法人 精神障害者社会復帰促進協会法人統括部長	
加藤 啓一郎	大阪市障害児・者施設連絡協議会役員	
北野 誠一	西宮市社会福祉協議会共生のまちづくり研究研修所所長	協議会委員
京谷 京子	公益社団法人 大阪精神科診療所協会理事	
酒井 京子	大阪市職業リハビリテーションセンター所長	
酒井 大介	かしま障害者センター館長	
潮谷 光人	東大阪大学こども学部こども学科准教授	
鳥屋 利治	特定非営利活動法人あるる	
船戸 正久	大阪発達総合療育センター副センター長兼フェニックス園長	
古田 朋也	障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議議長	
宮川 松剛	一般社団法人 大阪府医師会理事	協議会委員
山田 真紀子	大阪府地域生活定着支援センター所長	

(計 14 名)

**大阪市障がい者施策推進協議会
発達障がい者支援部会 委員名簿**

(敬称略、五十音順、令和2年度)

氏名	補職名	備考
荒木 晋之介	大阪弁護士会高齢者・障がい者総合支援センター運営委員会 副委員長	
井上 芳子	大阪市発達障がい者支援センター所長	
岩元 康	大阪市障がい児・者施設連絡協議会 (大阪発達総合療育センター ふたば 園長)	
木曾 陽子	大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科人間社会学専攻 准教授	
喜多村 祐里	大阪市こころの健康センター所長	
酒井 京子	大阪市職業リハビリテーションセンター所長兼総合相談室長	
田中 勝治	西宮すなご医療福祉センター 院長	
福田 啓子	一般社団法人 大阪自閉スペクトラム症協会 理事長	
溝上 久美子	大阪L D親の会「おたふく会」副代表	
安原 佳子	桃山学院大学社会学部社会福祉学科 教授	部会長 協議会委員

(計 10 名)

大阪市障がい者施策推進協議会
障がい者差別解消支援地域協議部会 委員名簿

(敬称略、五十音順、令和2年度)

氏名	補職名	備考
井上 芳子	大阪市発達障がい者支援センターエルムおおさか所長	
大畠 雅弘	株式会社ロイヤルホテル 理事 人事部長	
北野 誠一	西宮市社会福祉協議会共生のまちづくり研究研修所所長	部会長 協議会委員
小泉 いと子	社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会理事長	
潮谷 光人	東大阪大学こども学部こども学科准教授	協議会委員
辻川 圭乃	弁護士	
手嶋 勇一	一般財団法人 大阪市身体障害者団体協議会会長	協議会委員
福島 豪	関西大学法学部准教授	
藤野 正司	社会福祉法人水仙福祉会 此花区障がい者基幹相談支援センター風の輪 所長	
古田 朋也	社会福祉法人 あいえる協会代表	
道藤 圭一	がんこフードサービス株式会社 経営企画部次長	
宮川 松剛	一般社団法人 大阪府医師会理事	協議会委員
村井 智子	大阪市成年後見支援センター所長	
柳原 穎和	大阪法務局人権擁護部第一課長	
山本 深雪	大阪精神障害者連絡会代表	協議会委員
渡邊 亨	大阪シティバス株式会社 取締役安全管理本部長	

※（ ）は委員交代を表しています。

(計 16 名)

**大阪市障がい者施策推進協議会
精神障がい者地域生活支援部会 委員名簿**

(敬称略、五十音順、令和2年度)

氏名	補職名	備考
芦田 邦子	(一社)あじさいネット 代表理事	
石田 晋司	大阪市障がい者施策推進協議会地域自立支援協議部会 部会長【四天王寺大学 人文社会学部人間福祉学科 教授】	協議会委員
大野 素子	(公社)大阪府精神障害者家族会連合会 副会長	
鍵本 伸明	(公社)大阪精神科診療所協会 副会長 【(医)伸明会 ナンバカギもとメンタルクリニック 院長】	
倉田 孝之	大阪精神障害者連絡会	
栄 セツコ	桃山学院大学 社会学部 教授	部会長 協議会委員
澤 滋	(一社)大阪精神科病院協会 理事 【(社医)北斗会 理事長・(社医)北斗会 さわ病院 院長】	
島田 泰輔	(一社)大阪精神保健福祉士協会 副会長 【(株)クオーレ】	
永田 千晶	(一社)日本精神科看護協会 大阪府支部 【(社福)天心会 小阪病院 看護部長】	
新田 正尚	(一社)大阪市老人福祉施設連盟 業務執行理事 【(社福)白寿会 理事長】	
羽室 剛	地域活動支援センター(生活支援型)施設長会議 【地域活動支援センターもくれん 管理者】	

(計 11 名)

昭和 47 年 4 月 1 日

条例第 15 号

大阪市障害者施策推進協議会条例

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 1 項の合議制の機関として、本市に大阪市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第5条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会又は次条第 1 項の部会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第6条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会の運営)

第9条 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「部会」と、第7条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(施行の細目)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則（昭和47年10月2日施行、告示第565号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（平成6年4月1日条例第3号、平成6年6月1日施行、告示第476号）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例の施行の日の前日において大阪市心身障害者対策協議会の委員である者の任期は、この条例による改正前の大阪市心身障害者対策協議会条例第3条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則（平成16年10月1日条例第51号、第2条の規定、平成17年4月18日施行、告示第383号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定の施行期日は、市長が定める。

附 則（平成23年5月30日条例第37号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に委員である者については、この条例による改正後の大阪市障害者施策推進協議会条例第3条第1項に規定する委員の任期により委嘱され、又は任命されたものとみなす。

附 則（平成24年7月30日条例第76号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置されている大阪市障害者施策推進協議会は、この条例による改正後の大阪市障害者施策推進協議会条例第1条に規定する大阪市障害者施策推進協議会とみなす。

7 用語の説明

あいサポート運動

様々な障がいの特性を理解し、障がいのある人に温かく接するとともに、障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていく運動。

ＩＣＴ

Information and Communication Technology の略。コンピューターやインターネットなどの情報通信技術のこと。

アセスメント

障がい者本人や家族の主訴を聞きながら、希望する生活を実現するために本当に必要なものは何なのかを明らかにしていくプロセスのこと。

一次救急医療体制

休日・夜間に、外来診療で対応可能な精神疾患をもつ患者のための救急診療体制。

インクルーシブな社会

インクルーシブは「含んだ、いっさいを入れた、包括的な」の意味。インクルーシブな社会とは、障がいの有無にかかわらず、すべての人が分け隔てられることなく、ありのまま受け入れられる社会のこと。

インクルーシブ・エデュケーション

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に学ぶ教育のこと。この教育の推進にあたっては、一人ひとりの児童生徒が、それぞれのニーズに応じて適切な指導を受けられるようにする必要があると考えられている。

院内寛解・寛解

日本精神病院協会調査の在院患者分類基準。

院内寛解

- ① 院内の保護的環境においては、日常生活には問題はないが、一般社会においては不適応、症状増悪、再燃を起こし易いもの。
- ② 社会技能訓練等の包括的なリハビリテーション・プログラムにより、或る程度の自立性が期待できるもの。

寛解

- ① 寛解状態にあるが、家族の受け入れ困難や生活の場の確保が困難などの社会的要因により退院できないでいるもの。
- ② 最小限の服薬は続けているが、社会生活上の支障は認められず、自立して生活できると予測されるもの。

エンパワメント

個人が潜在的に持っている力を発揮し、社会環境に働きかけるなどして自らの進路選択や自己主張を行う自己肯定的で主体的な行為のこと。

矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院のこと。「障害者総合支援法」に基づく地域移行支援の対象となっている。

強度行動障がい

知的障がいのある人で、強いこだわりや、著しい多動、自傷など生活環境に対する不適応行動を示し、日常生活に困難が生じている状態のこと。本人の素質と人間関係のあり方など環境との関係においてもたらされた状態である。

ケアマネジメント

生活ニーズに基づいたケア計画にそって、様々なサービスを一体的・総合的に提供する支援方法。利用者の意向を尊重し、地域生活を支援することに重点をおいている。

高次脳機能障がい

交通事故等による外傷性脳損傷、脳血管障がい等により、その後遺症等として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等を指し、一見してその症状を障がいに由来するものと認識されないこともあるなど、十分な理解が得られずに適切な対応がされないことも多かったため、国は、モデル事業により標準的な診断基準や訓練プログラム等を作成するとともに、支援ネットワークづくりなどを行った。2006（平成18）年10月からは、大阪府などに高次脳機能障がい支援拠点機関を置くとともに、療育手帳や身体障がい者手帳の対象にはならなくても、障害者総合支援法による障がい福祉サービスの支給決定が受けられるようになっている。

交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の略称。公共交通機関の旅客施設・車両等のバリアフリー化を促進すること及び旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、移動の円滑化を重点的かつ一体的に推進することを内容としている。なお、2006（平成18）年12月に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」と統合し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行された。

合理的配慮の提供

障がいのある人から、「社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としている。」との意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

小児慢性特定疾病

児童又は児童以外の満20歳に満たない者が当該疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める疾病。

ジョブコーチ

障がいのある人の企業実習に付き添って、職場環境を調整しながら、仕事の手順や通勤などを指導する援助者のこと。

精神科救急医療体制

休日・夜間に於いて緊急な精神科医療を提供する診療体制。

精神科身体合併症

精神疾患に加えて、内科・外科等の治療を必要とする疾患有する状態のこと。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分なひとに対し、法的に権限が与えられた後見人等が、本人の意思を確認しながら、生活状況や身体状況等も考慮し、福祉サービスの利用契約や適切な財産管理等を行うことで、その人の生活を支援する制度のこと。

セルフ・アドボカシー

アドボカシーとは障がいのある人などの権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。セルフ・アドボカシーとは障がいのある人本人が自らの権利やニーズを表明すること。

電話リレーサービス

きこえない・きこえにくい人ときこえる人を、オペレーターが“手話や文字”と“音声”を通訳することにより、電話で即時双方向につなぐサービスのこと。

特別支援学校

障がいの重複が進む中、これまでの盲・ろう・養護学校から複数の障がいに対応した教育が行えるようにした学校制度。学校教育法の改正により、2007（平成19）年4月から実施されたが、これまでのように特定の障がいに対応した学校を設けることも可能であり、具体的にいかなる障がいに対応した学校にするかについては、学校設置者が判断することになる。

特別支援教育

障がいのある幼児及び児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児及び児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために行う教育的な指導及び支援。教育的支援の対象としてきた障がい種別に加え、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、高機能自閉症等が加えられた。

NET119

聴覚や発話に障がいのある人のための新しい緊急通報システムのこと。スマートフォン、携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く119番通報することができる。

ノーマライゼーション

障がいのある人が住み慣れた地域で障がいのない人と同じように生活し活動できる社会を当たり前（ノーマル）の社会とする理念。

ピアカウンセリング

自立生活などの体験を有し、カウンセリング技術を身につけた障がいのある人が自らの体験に基づいて、同じ仲間（ピア）である他の障がいのある人の相談に応じ、問題の解決能力を身につけるよう援助する活動のこと。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成されたマークのこと。

ライフステージ

人の一生における乳幼児期、学齢期、成人期などのそれぞれの段階のこと。

リハビリテーション

障がいのある人の全人的復権をめざす理念であり、それを実現する医学、職業、教育、社会リハビリテーションといった専門的な解決方法をいう。それぞれが個別に機能するのではなく、人の「暮らし」を見据えた総合的なリハビリテーションの推進が

障がいのある人のための各種マーク



障がい者のための国際シンボルマーク

障がいのある方にとって、利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを表す、世界共通のマークです。

※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。

(関連機関) 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会



盲人のための国際シンボルマーク

視覚障がい者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられている世界共通のマークです。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。

(関連機関) 社会福祉法人 日本盲人福祉委員会



耳マーク

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障がいのある方は外見からは分からぬいため、聴覚障がいへの理解やコミュニケーションの方法への配慮を求めているものです。

(関連機関) 社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会



ほじょ犬マーク

身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。「身体障害者補助犬法」により、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障がい者補助犬が同伴できることとなっています。

(関連機関) 厚生労働省 社会・援護局 自立支援振興室



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。

オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

(関連機関) 公益社団法人 日本オストミー協会



ハート・プラスマーク

身体内部に障がいがある方を示す、国内で使用されているマークです。

内部障がい（心臓・呼吸機能・じん臓・膀胱・直腸・小腸・免疫機能）のある方は外見からは分かりにくいため、内部障がいへの理解と配慮を求めているものです。

(関連機関) 特定非営利法人 ハート・プラスの会



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からぬ方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、作成されました。

(関連機関) 東京都 福祉保健局 障害者施策推進部



子ども車いすマーク（小児用介助型車いすマーク）

病気や障がいのある子どもが利用する「子ども車いす」は、外観ではベビーカーと判別しにくいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせ、援助が得やすくなることを目的としたマークです。

(関連機関) 一般社団法人 mina family



身体障がい者標識（左）・聴覚障がい者標識（右）

肢体不自由・聴覚障がいであることを理由に運転免許に条件を付されている方が車に表示するマークです。このマークをつけた車に幅寄せ等を行った場合には、道路交通法違反になります。

(関連機関) 大阪府警察本部、警察署交通課

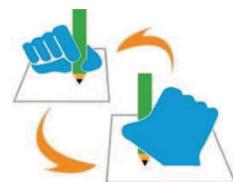


手話マーク（左）・筆談マーク（右）

音声に代わる視覚的な手段でのコミュニケーション方法である、「手話」や「筆談」で対応してほしい、または対応できるということを表すマークです。

(関連機関) 一般財団法人 全日本ろうあ連盟

障がいのある人のためのマーク ご存知ですか？



(裏面に解説があります)

(発行)

大阪市福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課
〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 電話 06-6208-8071

大阪市こころの健康センター

〒534-0027 大阪市都島区中野町 5-15-21 都島センタービル 3 階 電話 06-6922-8520

大阪市保健所 管理課

〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町 1-2-7-1000 あべのメディックスビル 10 階・11 階 電話 06-6647-0923